

農山漁村地域整備交付金実施要領

平成 22 年 4 月 1 日

21 生畜第 2045 号

21 農振第 2454 号

21 林整計第 336 号

21 水港第 2724 号

(最終改正) 令和 7 年 4 月 1 日

6 畜産第 3570 号

6 農振第 2910 号

6 林整計第 683 号

6 水港第 3001 号

第 1 趣旨

農山漁村地域整備交付金の実施については、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件

1 基幹事業

(1) 農業農村基盤整備事業

① 農地整備

別紙 1 に定めるところにより、農地の大区画化・汎用化等の整備、飼料生産の基盤整備、実施計画の策定等を行う事業をいう。

② 水利施設整備

別紙 2 に定めるところにより、農業用排水施設の整備等を行う事業をいう。

③ 農地防災

別紙 3－1 及び別紙 3－2 に定めるところにより、農地・農業用施設に係る災害の未然防止・軽減に資する整備等を行う事業をいう。

④ 農村整備

別紙 4－1 及び別紙 4－2 に定めるところにより、農業農村の活性化を目的として農業生産基盤や農村生活環境等のきめ細やかな整備を行う事業をいう。

⑤ 農業用水保全の森づくり事業

別紙 5 に定めるところにより、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給や土砂流入の軽減を図るため、水源地域における森林整備等を行う事業をいう。

(2) 森林基盤整備事業

① 森林整備事業

別紙 6 に定めるところにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備及び山村

の生活環境の改善にも資する路網整備等を行う事業をいう。

② 治山事業

別紙 7 に定めるところにより、水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防対策等を行う事業をいう。

(3) 水産基盤整備事業

① 水産物供給基盤整備事業

別紙 8 に定めるところにより、地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、水域環境の保全を効率的・効果的に実施し、地域における水産資源の維持増大並びに流通・生産機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図るための整備を行うもの。

② 漁場保全の森づくり事業

別紙 9 に定めるところにより、磯焼けや土砂流出等により悪化している漁場環境を改善するため、荒廃した防災林の整備や上流域における森林整備等を行う事業をいう。

③ 漁港漁村環境整備事業

ア 漁業集落環境整備事業

別紙 10 に定めるところにより、水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業をいう。

イ 漁港環境整備事業

別紙 10 に定めるところにより、漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する施設等の整備を行う事業をいう。

ウ 漁村再生交付金事業

別紙 10 に定めるところにより、地域の既存ストックの有効活用等を通じた総合的な整備を効率的に推進することにより、個性的で豊かな漁村の再生に資する生産基盤や生活環境施設等の整備を行う事業をいう。

(4) 海岸保全施設整備事業

① 海岸保全施設整備事業

ア 海岸保全施設整備事業

別紙 11 に定めるところにより、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う事業をいう。

イ 津波・高潮危機管理対策事業

別紙 11 に定めるところにより、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進する事業をいう。

ウ 海岸環境整備事業

別紙 11 に定めるところにより、国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う事業をいう。

(5) 盛土緊急対策事業

① 盛土による災害防止のための調査事業

別紙 12-1 に定めるところにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業をいう。

② 盛土緊急対策事業

別紙 12-2 に定めるところにより、以下のア及びイの盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等を行う事業をいう。

ア 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和 3 年 8 月 11 日付け 3 農振第 1295 号・3 林整治第 722 号・国総公第 80 号・国都安第 29 号国都計 68 号・国水砂第 167 号・環自国発第 2108112 号・環循規発第 2108113 号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」（以下この別紙において「総点検」という。）により確認された危険が想定される盛土

イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土

2 効果促進事業

別紙 13 に定めるところにより、農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）の目標を達成するため、1 に掲げる基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業をいう。ただし、事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業でないこと。

第3 農山漁村地域整備計画

1 農山漁村地域整備計画の関係者との調整

整備計画の策定に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。

2 整備計画の様式

整備計画の提出に当たっての様式は、別記参考様式第 1 号を参考とするものとする。

3 提出様式

整備計画の提出は、別記参考様式第 2 号を参考とするものとする。

4 整備計画作成の留意事項

整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 整備計画の目標は、整備計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標とすること。
- (2) 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。
- (3) 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。
- (4) 都道府県等が作成する農業振興地域整備計画、地域森林計画、圏域総合水産基盤

整備事業計画、海岸保全基本計画及び国土強靱化地域計画等の関連する計画との整合を図ること。

(5) 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること。

(6) 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること。

5 整備計画の提出

実施要綱第3の1の整備計画の提出に当たっては、事業実施の前年度3月末日までに提出するものとする。前年度から整備計画の変更等がない場合であっても同様の扱いとし、新たな整備計画又は変更後の整備計画については、その都度提出するものとする。

6 整備計画の変更

実施要綱第3の3の農村振興局長等が別に定める変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 整備計画の廃止
- (2) 整備計画の期間の変更
- (3) 整備計画の目標の変更
- (4) 交付対象事業の全体事業費の変更
- (5) 交付対象事業の新設又は廃止

第4 助成

実施要綱第4の国の交付の対象となる経費は交付対象事業ごとに別紙1から別紙12－2までに定めるものとする。

第5 農山漁村地域整備計画の評価

1 実施要綱第5の1の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 目標の妥当性
- (2) 整備計画の効果・効率性
- (3) 整備計画の実現可能性

2 実施要綱第5の2の農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 成果目標の目標値の実現状況
- (4) 今後の方針

3 実施要綱第5の2の計画主体が整備計画の実現状況等について評価を行うに当たり、透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は計画主体独自の評価制度を活用することができる。なお、評価を行うに当たっては、事業の成果を地域住民に対してより分かりやすく示すよう留意する。

第6 交付金交付決定前の着手

- 1 実施要綱第6の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 交付対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合に限って行うことができるものとする。
 - (2) 事業実施主体は、交付金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。
 - (3) 農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届の提出に当たっての様式は、別記参考様式第3号を参考とするものとする。

第7 監督等

実施要綱第7の2の農村振興局長等が別に定める実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は、別紙1から別紙12-2までに定めるとおりとする。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長、22農振第2216号農林水産省農村振興局長、22林整第359号林野庁長官、22水港第2429号水産庁長官通知）による改正後の第5の規定については、平成23年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成22年度の歳出予算に係る国の交付で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成24年4月6日付け23生畜第2795号農林水産省生産局長、23農振第2611号農林水産省農村振興局長、23林整計第345号林野庁長官、23水港第3034号水産庁長官通知）による改正後の第5の規定については、平成24年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成23年度の歳出予算に係る国の交付で平成23年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前のとおりとする。

附則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成25年2月26日付け24農振第2103号農林水産事務次官依命通知）による改正後の規定については、平成24年度補正予算（第1号）以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附則 この通知は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附則 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。

附則 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附則 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別紙 1－1 運用 1 の第 11 の 2、別紙 1－1 運用 2 の第 11 の 12、別紙 1－1 運用 4 の第 3 の 7、別紙 2 運用 1 の第 7 の 3 (8)、別紙 2 運用 2 の第 9 の 4、別紙 2 運用 3 の第 9、別紙 2 運用 4 の第 8、別紙 2 運用 5 の第 8、別紙 3－1 運用 1 の第 6 の 6、別紙 4－1 運用 1 の第 11 の 3、別紙 4－1 運用 3 の第 2 の 5 及び別紙 4－1 運用 4 の第 2 の 3 の (2) の改正規定については、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別紙 1－1 運用 1 の第 1 の 3 (5) 及び運用 2 の第 9 の 2 (1) イ並びに別紙 2 運用 2 の第 1 の 3 (5) に規定されている中心経営体については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

附則 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙一覧表

別紙	1	農地整備に係る運用
別紙	2	水利施設整備に係る運用
別紙	3 - 1	農地防災に係る運用
別紙	3 - 2	農地防災に係る取扱い
別紙	4 - 1	農村整備に係る運用
別紙	4 - 2	農村整備に係る取扱い
別紙	5	農業用水保全の森づくり事業に係る運用
別紙	6	森林整備事業に係る運用
別紙	7	治山事業に係る運用
別紙	8	水産物供給基盤整備事業に係る運用
別紙	9	漁場保全の森づくり事業に係る運用
別紙	10	漁港漁村環境整備事業に係る運用
別紙	11	海岸保全施設整備事業に係る運用
別紙	12 - 1	盛土による災害防止のための調査事業に係る運用
別紙	12 - 2	盛土緊急対策事業に係る運用
別紙	13	効果促進事業に係る運用

農山漁村地域整備計画

[illegible]

農林水産大臣 殿

〔 農林水産省地方農政局長
国土交通省北海道開発局長 経由 〕 ※ 1

都道府県知事名
市町村長名

農山漁村地域整備計画の提出

農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 の 1 の規定により、別紙※ 2 のとおり農山漁村地域整備計画を提出します。

※ 1 提出にあたり、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長）を経由することができる。

※ 2 別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 の 1 に基づき策定される農山漁村地域整備計画（別記参考様式第 1 号）

農林水産大臣 殿

〔 農 林 水 産 省 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長 経由 〕 ※1

事業実施主体の長※2

農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届

農山漁村地域整備交付金実施要綱第6の規定により、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前着手いたしたいので、お届けする。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

※1 提出にあたり、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長）を経由することができる。

※2 提出にあたり、事業実施主体の長が都道府知事又は市町村長以外の場合、交付主体（都道府県知事又は市町村長）を経由しなければならない。

別紙

- 1 農山漁村地域整備計画の名称
- 2 事業名（事業メニュー、事業型、事業箇所名（地区名））
- 3 事業実施主体
- 4 関係市町村
- 5 計画期間内の事業内容及び総事業費
- 6 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 7 着手予定年月日
- 8 完了予定年月日
- 9 交付決定前着手を必要とする理由

別紙一覧表

別紙	1	農地整備に係る運用
別紙	2	水利施設整備に係る運用
別紙	3 - 1	農地防災に係る運用
別紙	3 - 2	農地防災に係る取扱い
別紙	4 - 1	農村整備に係る運用
別紙	4 - 2	農村整備に係る取扱い
別紙	5	農業用水保全の森づくり事業に係る運用
別紙	6	森林整備事業に係る運用
別紙	7	治山事業に係る運用
別紙	8	水産物供給基盤整備事業に係る運用
別紙	9	漁場保全の森づくり事業に係る運用
別紙	10	漁港漁村環境整備事業に係る運用
別紙	11	海岸保全施設整備事業に係る運用
別紙	12 - 1	盛土による災害防止のための調査事業に係る運用
別紙	12 - 2	盛土緊急対策事業に係る運用
別紙	13	効果促進事業に係る運用

別紙 1（農地整備に係る運用）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のアの（ア）に掲げる農地整備の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用 1 から運用 4 まですに定めるところによる。

第 2 農地整備の実施事業

農地整備において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

1 農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する事業であり、運用 1 に掲げる事業とする。

2 農業基盤整備促進事業

地域の実情に応じたきめ細かな農地整備等を行う事業であり、運用 2 に掲げる事業とする。

3 実施計画策定事業

農地整備事業等の整備対象となる地域において、整備対象の事業実施計画の策定に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行う実施計画策定を行う事業であり、運用 3 に掲げる事業とする。

4 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産生産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備等を行う事業であり、運用 4 に掲げる事業とする。

運用 1（農地整備事業）

第 1 定義

農地整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。

1 農地所有適格法人等

農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下この別紙において同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下この別紙において同じ。）をいう。

2 経営等農用地

所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。以下この別紙において同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

なお、基幹ほ場 3 作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあっては（１）、（３）又は（４）のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

- （１）耕起
- （２）代かき
- （３）田植え又は播種
- （４）収穫

3 担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

- （１）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下この別紙において同じ。）であること。
- （２）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下この別紙において同じ。）であること。
- （３）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。
- （４）市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下この別紙において同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下この別紙において

同じ。)であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下この別紙において同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。以下この別紙において「中心経営体」という。）であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

4 集約化

同一の担い手の経営等農用地であって、1 ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省農村振興局長（以下この別紙において「農村振興局長」という。））、都府県にあつては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。

まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 2 つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2 つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2 つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている 2 つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2 つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

第2 事業の内容

農地整備事業の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する次に掲げる事業とする。

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業（別表 1 の区分の欄の 1 の農業生産基盤整備事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業種類の欄の（4）又は（5）に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（7）までに掲げるもののうち 2 以上を総合的に実施するもの
- (3) （1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表 1 の区分の欄の 2 から 4 までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

2 耕作放棄地型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（5）まで又は（7）に掲げ

るものを実施するもの

- (2) (1) の生産基盤整備事業と別表 1 の区分の欄の 2 から 4 までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを一体的に実施するもの

3 経営体育成型及び耕作放棄地型に係る共通事項

- (1) 埋蔵文化財調査事業（別表 1 の区分の欄の 2 の事業種類の欄の (5) の事業をいう。以下この別紙において同じ。）

埋蔵文化財調査事業とは、別表 1 の区分の欄の 1 の (3) から (7) までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表 1 の区分の欄の 1 の (1) 及び (2) に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

- (2) 営農環境整備事業（別表 1 の区分の欄の 3 の事業をいう。以下この別紙において同じ。）

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含むこととする。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(エ) 農業施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化

に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね 10 戸以上、かつ、末端の受益戸数が 2 戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意すること。

(3) 農業経営高度化支援事業（別表 1 の区分の欄の 4 の事業をいう。以下この別紙において同じ。）

ア 高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の（1）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。

（ア）農業経営高度化支援事業の啓発普及

（イ）農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

（ウ）農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

（エ）市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（4）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等（別表 1 の区分の欄の 1 から 3 までの事業をいう。以下この別紙において同じ。）の開始年度の前々年度から第 5 の 1 により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下この別紙において「促進計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

（ア）関係農家の意向調査活動

（イ）土地利用調整活動

（ウ）農用地流動化についての関係機関との調整活動

（エ）農業機械の利用再編に関する活動

（オ）普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

（カ）農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

（キ）その他農用地流動化に係る調査・調整活動

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 耕作放棄地解消支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（2）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち指導事業の内

容は、以下のとおりとする。

- (ア) 本事業の啓発普及
- (イ) 本事業の実施状況の確認及び報告
- (ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整
- (エ) 市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業に関する助言若しくは指導、耕作放棄地活用推進事業に関する助言若しくは指導又は市町村が行う耕作放棄地解消・集積促進事業に関する助言若しくは指導
- (オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修
- (カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動
- (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動

カ 耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

- (ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動
- (イ) 土地利用調整活動
- (ウ) 関係機関との調整活動
- (エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催
- (オ) 農業機械の利用再編に関する活動
- (カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
- (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に係る調査・調整活動

キ 耕作放棄地解消支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下この別紙において同じ。）まで実施することができるものとする。

ク 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- (ア) 中心経営体農地集積促進事業
中心経営体への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
- (イ) 耕作放棄地解消・集積促進事業
耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農用地の利用の集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

ケ 耕地利用高度化推進事業の内容は、以下のとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

- (カ) 転作後に必要な田面整地作業
 - (キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
 - (ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査
- コ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- サ 耕作放棄地活用推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（５）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
 - (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
 - (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
 - (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
 - (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
 - (カ) 転作後に必要な田面整地作業
 - (キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備
 - (ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農用地の維持・管理
 - (ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備
 - (コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等
- シ 耕作放棄地活用推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の３年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。

ス 耕作放棄地活用推進事業は、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下この別紙において「整備基本構想」という。）の範囲内で実施するものとする。

- （４）事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

４ 通作条件整備

以下の事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

（１）基幹農道整備

ア 一般型

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う。

イ 保全対策型

農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき農道として造成された路線（以下この別紙において「既設の農道」という。）について、点検診

断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う。

イ 樹園地等型

経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地（以下この別紙においては「野菜指定産地における畑地帯」という。）、田畑輪換を行う水田地帯の農用地（以下この別紙において「田畑輪換を行う水田地帯」という。）又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 4 第 1 項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備を行う。

ウ 農業集落間型

農業の生産条件が不利な地域において、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）第 2 条第 4 項に定める農業集落（以下この別紙において「農業集落」という。）を結ぶ農道の整備を行う。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行うものであって、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

第 3 事業実施主体

- 1 農地整備事業の事業実施主体は、2 から 7 までに定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 高度土地利用調整事業のうち指導事業及び耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。
- 3 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業及び耕作放棄地活用推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 農業経営高度化促進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- 6 交換分合（農業生産基盤整備附帯事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。）の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業委員会又は農業協同組合とし、都道府県知事と協議して実施するものとする。

- 7 通作条件整備における保全対策型の事業実施主体は都道府県又は市町村とする。

第4 実施要件

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、以下に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りではない。

ア 農業委員会等の関係機関と十分に調整した上で、別記様式第1号により集約化を進める基本的な方針（以下この別紙において「基本方針」という。）が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下この別紙において「営農区」という。）の規模の合計が60ヘクタール以上であること。

ウ 農業委員会その他事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第2号により農用地集積加速化整備構想（以下この別紙において「整備構想」という。）が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

- (2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 第5の1の(2)により市町村が作成する促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下この別紙において「担い手農地利用集積率」という。）が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下この別紙において同じ。）に比べ別表2の区分の欄の1に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

イ 第5の1の(2)により市町村が作成する促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農用地面積（以下この別紙において「担い手農地集約化面積」という。）の割合（以下この別紙において「担い手農地集約化率」という。）が、別表2の区分の欄の2に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

- (ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。

① 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区において

は、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱（平成 22 年経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）第 7 に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下この別紙において「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。

② 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第 7 項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。

（イ） 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める

（ア）の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実に見込まれること。

（3） 農業経営高度化促進事業のうち中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下この別紙において「中心経営体集積率」という。）が 35%以上となること。

（4） 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

（5） （6）に定める場合を除き、区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（ただし、以下のアからエの場合については 20 アール）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね 2／3 以上であること。

ア 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域（以下この別紙において「離島」という。）

イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に

規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。（以下この別紙において「過疎地域」という。））

エ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された 指定棚田地域（以下この別紙において「指定棚田地域」という。）

- （6）自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（以下のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業（別表1の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の（2）の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下この別紙において同じ。）を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、（5）にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）

イ 30 アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30 cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域

ウ 30 アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域

エ 30 アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域

- （7）農道整備事業において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の要件を満たすものとする。

ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること

イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること

ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること

2 耕作放棄地型

- （1）農業委員会、土地改良区、農業協同組合その他本事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第3号により、整備基本構想が市町村により策定されていること。

- （2）生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とする。ただし、以下に掲げる要件のいずれも満たす場合には、この限りでない。

ア 営農区の規模の合計が60ヘクタール以上であること。

イ 各営農区内において、「耕作放棄地解消支援ガイドライン」の策定につい

て」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2126 号農村振興局長通知）に定める耕作放棄地解消計画の実現に向けた農家間の連携に基づく営農活動等が展開されること。

なお、「営農活動等が展開される」とは、将来にわたり持続的な農業生産を可能とするために、農業の生産性の向上や担い手の育成・確保及び農業生産活動等に関する計画が整備基本構想において定められていることをいうものとする。

- (3) 生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び次のいずれかの基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が 6 % 以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が 50 % 以上の場合にあっては、3 % 以上）であること。

ア 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下この別紙において「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地

イ 現に耕作の目的に供されている農地であって、事業開始時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

- (4) (3) の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。
- (5) 農業経営高度化促進事業のうち耕作放棄地解消・集積促進事業を行う場合にあっては、耕作放棄地集約化率（当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合をいう。以下この別紙において同じ。）が 4 % 以上となることとする。

3 通作条件整備

通作条件整備の実施に当たっては、以下の要件による。ただし、(1) のイ及び(2) のエに規定する保全対策型（以下この別紙においては「保全対策型」という。）の実施に当たっては、個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。それ以外の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半

島振興対策実施地域」という。)又は指定棚田地域において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) 総事業費が1億円以上であること。

(ウ) 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上であること。ただし、鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。

(エ) 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

(ア) 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) 総事業費の合計が30百万円以上であること。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) 総事業費が5千万円以上であること。

(ウ) 全幅員がおおむね4.5メートル以上であること。ただし、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯(以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。)、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯(受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ。))又は指定棚田地域において行うものにあつては、全幅員がおおむね4メートル以上であること。

イ 樹園地等型

受益面積がアの(ア)の条件に適合し、かつ、次に掲げるもののうち、農道網の整備に必要なもの。

(ア) 総事業費及び全幅員がアの(イ)及び(ウ)の条件に適合する幹線農道

(イ) 全幅員がおおむね3メートル以上である支線農道

(ウ) 全幅員がおおむね2メートル以上である末端耕作道

(エ) 総延長がおおむね500メートル以上である軌道等運搬施設(野菜指定

産地における畑地帯又は田畑輪換を行う水田地帯において行うものを除く。)

ウ 農業集落間型

事業を実施しようとする地域に含まれる少なくとも一つの農業集落が、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下この別紙において「特定農山村地域」という。）、指定棚田地域、それらに準ずる地域又は、林野率が50パーセント以上であり、かつ、主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の50パーセント以上を占める地域に含まれ、農業集落の通作圏の拡大による経営規模の拡大等の地域の農業構造の改善、既設農道及び各種農業関連施設等の一層の利用拡大並びに、農業集落の農家、地域住民等の農村環境の改善に資する計画路線であって、次の条件に適合するもの。

（ア）受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

（イ）総事業費が5千万円以上であること。

（ウ）車道幅員がおおむね4メートル以上であること。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

（ア）受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

（イ）総事業費の合計が30百万円以上であること。

（3）事業の実施区域は、原則として整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものを対象とする。

（4）基幹農道整備は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定に基づき定められた農用地区域を主たる対象とする。

第5 計画の作成

本事業の実施に当たっては、都道府県知事は、事業計画概要書及び以下に掲げるもののうち必要な計画を地方農政局長等に提出するものとする。

1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところ

により、市町村から（２）の促進計画の提出を受けた上で、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2492 号農林水産省農村振興局長通知）に定める様式により、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下この別紙において「令」という。）第 50 条第 3 項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下この別紙において「集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

（１）集積促進整備計画

農地整備事業に係る令第 50 条第 3 項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

ア 次に掲げる事項が明らかなものであること。

（ア）計画区域の現況

（イ）担い手等の見通し

（ウ）担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農用地流動化及び農作業の集積の内容

イ 第 4 の 1 の（２）の要件を満たすことが確実と見込まれるものであること。

（２）促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により作成するものとする。

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

ウ 促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の 5 年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

エ 促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第 6 の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

（ア）農業振興地域の整備に関する法律第 4 条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第 8 条に規定する市町村農業振興地域整備計画

（イ）農業農村整備事業管理計画について（平成 3 年 6 月 24 日付け 3 構改 D 第 400 号構造改善局長通知）に定める事業管理計画

カ 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

（ア）計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落

の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

(イ) 集落懇談会の開催

促進計画に関する事項のほか、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

2 耕作放棄地型

都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、別記様式第4号により令第50条第8項の遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。）を作成するものとする。作成に当たっては、遊休農地利用増進整備計画は、第4の2の（1）の整備基本構想と整合性のとれたものでなければならない。

3 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

- (1) 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

- ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし
- イ 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入
- ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
- エ その他適当と認められる手法

- (2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 農業振興の構想

- (ア) 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

- (イ) 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ 高付加価値農業形成計画

- (ア) 高付加価値農業に関する営農計画

- (イ) 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

- (ウ) 農用地の権利移動状況

- (エ) 各種計画との調整

4 営農環境整備事業に係る計画

- (1) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。

- ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

- (2) (1) の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(1) のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

5 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄地型を除く。）を行うときは、別記様式第5号により農業経営高度化計画を作成するものとする。

6 通作条件整備計画

通作条件整備の事業計画は、土地改良法に基づく土地改良事業計画として定めるものとする。ただし、第2の4の(1)のイ並びに(2)のウ及びエの事業についてはこの限りではない。通作条件整備の実施に当たっては、以下に定めるところにより通作条件整備計画等を作成するものとする。

- (1) 本事業（保全対策型を除く。）を実施する場合、都道府県知事は農道の整備計画や関連する農業基盤整備等について別記様式第6号に定める通作条件整備計画を作成し、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。
- (2) 保全対策型のうち点検診断又は保全対策を実施する場合、既設の農道を管理する市町村長等（以下この別紙において「市町村長等」という。）は、当該農道の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について別記様式第7号に定める保全対策基本方針を作成し、都道府県知事の承認を得て、地方農政局長（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

ただし、市町村長等の要請により、保全対策の対象区域、内容等を勘案し、都道府県知事が保全対策基本方針を作成する場合、作成後、都道府県知事が地方農政局長（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

なお、保全対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあつては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て保全対策基本方針を作成することができる。

- (3) 保全対策型のうち緊急対策を実施する場合、市町村長等は、別記様式第8号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「施行申請書」という。）を作成後、都道府県知事の承認を得て、地方農政局長（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

る。

なお、緊急対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあっては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て施行申請書を作成することができる。

第6 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型において、促進計画を変更した場合には、その内容を踏まえて集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の 11 月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第 9 号により報告するものとする。

（1）担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）

- ア 担い手の追加
- イ 担い手の交代
- ウ 担い手の除外

（2）事業計画の変更

（3）目標年度の変更

（4）その他、整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合

- 2 都道府県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画の変更があった場合には、翌年度の 11 月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第 9 号により報告するものとする。

- 3 都道府県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

（1）農道の新設又は改良を行うもの（第 2 の 3 の（2）のウに規定する農業集落間型（以下この別紙において「農業集落間型」という。）によるものを除く。）

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。

ア 当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が 10 ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画については、土地改良法施行規則第 38 条の 2 等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件（平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1272 号。以下この別紙において「告示」という。）第 1 号の（3）のイの（ア）及び（イ）に掲げる変更

ウ 事業費であって告示第 2 号に規定されているものについての変更

（2）保全対策型及び農業集落間型

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行う

ものとする。ただし、保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。

ア 当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が 10 ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画の著しい変更

ウ 物価又は労賃の変動によるものを除く主要工事計画に係る事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第7 事業の達成状況報告等

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況等について報告するものとする。

1 促進計画等達成状況報告

- (1) 都道府県知事は、経営体育成型（第4の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）の実施に伴う促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第 10 号により作成するとともに、生産基盤整備事業等の完了年度及び目標年度については翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、経営体育成型（第4の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）においては、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、達成状況について審査を行い、その結果を、審査を行う年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) (2)の審査の結果、促進計画の達成状況に関して、達成率が 70 パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、(2)の審査を行う年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)の報告において達成率が 50 パーセントに達しない場合には、都道府県知事に対して、事業の実施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。
- (5) 都道府県知事は、地方農政局長等から(4)の指示を受けた場合には、事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、事業の実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。

る。

- (6) 地方農政局長等は(5)の報告について、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置し評価を行い、その結果、促進計画の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- (7) (3)及び(4)の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、前3項の規定に基づく措置をとることを要しない。
- (8) その他地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- (9) 都道府県知事は、(8)の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、指導を受けた年度の翌年度の9月までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 農地所有適格法人等経営状況評価報告

第4の1の(2)のウの要件による事業実施地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、別記様式第11号により作成するとともに、生産基盤整備事業等の完了年度又は生産基盤整備事業等の完了年度の5年後については、翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 耕作放棄地活用状況評価報告

- (1) 農地整備事業のうち耕作放棄地型の実施地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び目標年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施しない場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後）に、整備基本構想を踏まえて耕作放棄地の利用状況を調査し、別記様式第12号により翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) (1)の結果、耕作放棄地が利用されていなかった場合には、都道府県は、耕作放棄地利用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の利用増進が図られるよう努めるものとする。

4 農道保全対策計画

通作条件整備の保全対策型のうち、点検診断を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとする。

第8 助成

- 1 国は、本事業に要する費用のうち別記に掲げる工事費及び促進費の一部につ

き、都道府県に助成するものとする。なお、工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。

（１）農業近代化施設用地

（２）地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

（３）集落移転用地

２ 別記に規定する換地費には、確定測量費を含むものとする。

３ 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の３年後（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下この別紙において同じ。）までにおいて実施するものとする。

４ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、５の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の３年後までにおいて実施するものとする。

５ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

ア 60ヘクタール未満の場合にあっては、1,500千円

イ 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあっては、2,000千円

ウ 200ヘクタール以上の場合にあっては、4,000千円

６ 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に別表３の区分の欄に示す助成割合を乗じた額とする。

７ 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の２パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

８ 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の２パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の３年後の年度までにおいて実施するものとする。

第９ 発電施設における固定価格買取制度との調整等

１ 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をい

う。以下この別紙において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに交付要綱第 4 に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

（1）停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

（2）農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第 10 その他

1 この事業の実施については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）及び土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他の法令に定めるところによる。

2 別表 1 の区分 2 から 4 までの事業（2 の（3）の事業を除く。）は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。

3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条第 5 号に掲げる公共施設に当たる。

4 第 8 の 6、7 及び 8 の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち、生産基盤整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

5 事業の計画に当たっては、事業実施主体は、自動走行農機等に対応した農地整備の手引き（令和 2 年 2 月農林水産省策定）等を活用しながら、地域での話し合いを促しつつ、可能な限り省力化が図られるように努めるものとする。

6 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。

7 第 2 の 3（（2）のウを除く。）及び別表 1 の区分 1 の事業による盛土・切土

等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

- 8 7に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は7の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第 11 経過措置

- 1 「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生畜第 2095 号農林水産省生産局長、25 農振第 2128 号農林水産省農村振興局長、25 林整計第 960 号林野庁長官、25 水港第 2975 号水産庁長官通知）」による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき実施していた地区にあつては、改正前の農業経営高度化促進事業を実施することができる。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に第 4 の 3 の（1）のイ及び（2）のエの保全対策（点検診断のみを行う場合を除く。）に着手した事業における実施要件については、なお従前の例による。
- 3 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 畜産第 3570 号農林水産省畜産局長、6 農振第 2910 号農林水産省農村振興局長、6 林整計第 683 号林野庁長官、6 水港第 3001 号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金要領に基づき実施していた地区にあつては、改正前の第 12 について、なお従前の例による。

別 記

- 1 工事費
 - ア 純工事費
 - イ 測量設計費
 - ウ 用地費及び補償費
 - エ 船舶機械器具費
 - オ 全体実施設計費
 - カ 換地費
- 2 促進費

別表 1

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農用地等の区画形質の変更 除礫 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5) 埋蔵文化財調査事業	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農用地等の交換分合 障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等 事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 環境整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等にする農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備	

	(7) 生態系保全空間整備事業 (8) 営農用水施設 (9) 農作業準備休憩施設 (10) 地域資源利活用基盤	多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備 地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
4 農業経営高度化支援事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2) 耕作放棄地解消支援事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (3) 農業経営高度化促進事業 ア 中心経営体農地集積促進事業 イ 耕作放棄地解消・集積促進事業 (4) 耕地利用高度化推進事業 (5) 耕作放棄地活用推進事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 耕作放棄地解消のための関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援 担い手への耕作放棄地の利用の集約化に向けた促進支援 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、耕作放棄地活用のための条件整備活動、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	経営体育成型に限る 経営体育成型に限る 耕作放棄地型に限る 耕作放棄地型に限る 経営体育成型に限る 耕作放棄地型に限る 経営体育成型に限る 耕作放棄地型に限る

別表 2 (経営体育成型の実施要件)

区 分	現 況	基 準	要 件
1 第4の1の (2)のアの 集積率要件	20 パーセント未満	30 パーセント以上となること	担い手農地利用 集積率が左記の ように増加する ことが確実と見 込まれること
	20 パーセント以上 50 パーセント未満	10 パーセントポイント以上増加 すること	
	50 パーセント以上 55 パーセント未満	60 パーセント以上となること	
	55 パーセント以上 90 パーセント未満	5 パーセントポイント以上増加 すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上となること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積が図られる こと	
2 第4の1の (2)のイの 集約化率要件	13 パーセント未満	20 パーセント以上となること	担い手農地集約 化率が左記のよ うに増加するこ とが確実と見込 まれること
	13 パーセント以上 35 パーセント未満	7 パーセントポイント以上増加 すること	
	35 パーセント以上 38.5 パーセント未満	42 パーセント以上となること	
	38.5 パーセント以上 63 パーセント未満	3.5 パーセントポイント以上増 加すること	
	63 パーセント以上 66.5 パーセント未満	66.5 パーセント以上となること	
	66.5 パーセント以上	担い手への集約化が図られるこ と	

別表 3（農業経営高度化促進事業の助成）

区 分	中心経営体農地集積率	助 成 割 合
1 中心経営体農地集積促進事業	35 パーセント以上 45 パーセント未満	0.035
	45 パーセント以上 55 パーセント未満	0.045
	55 パーセント以上 65 パーセント未満	0.055
	65 パーセント以上 75 パーセント未満	0.065
	75 パーセント以上	0.075
2 耕作放棄地解消・集積促進事業	耕作放棄地集約化率	助 成 割 合
	4 パーセント以上 5 パーセント未満	0.020
	5 パーセント以上 6 パーセント未満	0.030
	6 パーセント以上 7 パーセント未満	0.040
	7 パーセント以上 8 パーセント未満	0.050
	8 パーセント以上 9 パーセント未満	0.060
	9 パーセント以上 10 パーセント未満	0.070
	10 パーセント以上	0.075

(別記様式第1号)

集約化を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
1. 集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	集約化に関する目標		
2. 集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）	(h a)	
		(h a)	
3. 集約化の推進体制に関する事項			
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

注1：「集約化を進める区域」は大字単位とする。

注2：「集約化の推進体制に関する事項」は当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第2章の9. 推進体制整備計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：
2. 事業実施区域における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現状及び課題 ・整備状況（前歴事業等）
3. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	・地区設定理由 ・全体整備量 ・全体整備（受益）面積 ・営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・整備による効果 ・全営農区面積 ・担い手への集約化率の増加見込み
5. 各営農区の概要	
①〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
②〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

〇〇地区農用地集積加速化整備構想

事 項	内 容																				
6．営農区の営農活動等方針	・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針：																				
7．農地集積加速化整備構想図	別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。 ①前歴事業の地区範囲 ②地区範囲、営農区範囲 ③各営農区の整備内容 ④各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの） ・〇〇事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（〇〇地区） A営農区 1 整備内容 2 営農構想 B営農区 1 整備内容 2 営農構想 C営農区 1 整備内容 2 営農構想 <table><thead><tr><th></th><th>受益面積</th><th>集約化面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>A営農区</td><td>2.0 ha</td><td>2.0 ha</td></tr><tr><td>B営農区</td><td>0.8 ha</td><td>0.4 ha</td></tr><tr><td>C営農区</td><td>0.8 ha</td><td>0.8 ha</td></tr><tr><td>D営農区</td><td>ha</td><td>ha</td></tr><tr><td>E営農区</td><td>ha</td><td>ha</td></tr></tbody></table> 地区 前歴事業 営農区 受益面積 担い手の集約化算 定範囲 中心経営体の集 約化算定範囲 <tr><td>8．その他</td><td> 第1の4に従い1ha（北海道にあっては3ha）を越えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。 ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要 </td></tr>		受益面積	集約化面積	A営農区	2.0 ha	2.0 ha	B営農区	0.8 ha	0.4 ha	C営農区	0.8 ha	0.8 ha	D営農区	ha	ha	E営農区	ha	ha	8．その他	第1の4に従い1ha（北海道にあっては3ha）を越えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。 ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要
	受益面積	集約化面積																			
A営農区	2.0 ha	2.0 ha																			
B営農区	0.8 ha	0.4 ha																			
C営農区	0.8 ha	0.8 ha																			
D営農区	ha	ha																			
E営農区	ha	ha																			
8．その他	第1の4に従い1ha（北海道にあっては3ha）を越えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。 ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要																				

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	・地区名： ・所在地： ・地区設定理由： ・受益面積：
2. 事業実施区域内の農地の現況と課題	・地区農地の現況及び課題
3. 事業実施区域内の耕作放棄地の現況	・整備基本構想範囲の耕作放棄地の面積： うち受益地内の面積： ・耕作放棄地の発生理由： ・整備基本構想範囲の耕作放棄地となるおそれがある農地の面積： うち受益地内の面積： ・耕作放棄地となるおそれがあるとした理由：
4. 事業実施区域内の耕作放棄地の利用増進の方針	
5. 整備基本構想の実現のための整備方針	・整備内容 ・整備による効果
6. 営農区の概要	営農区数： 営農区面積の合計：
①〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：
②〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想													
事 項	内 容												
7. 営農区の営農活動等方針	・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針：												
8. 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想図	別に添付すること。 (図面スケール：1/25,000 又は1/50,000) また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。 ①地区範囲、(営農区範囲) ②各営農区の整備内容 ③各営農区の整備目的 ・耕作放棄地型(〇〇地区) A営農区 1 整備内容 2 営農構想 B営農区 1 整備内容 2 営農構想 C営農区 1 整備内容 2 営農構想 凡例 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営農区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水改良</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区画整理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>客土</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耕作放棄地</td> <td></td> </tr> </table>	地区		営農区		排水改良		区画整理		客土		耕作放棄地	
地区													
営農区													
排水改良													
区画整理													
客土													
耕作放棄地													

※ 6及び7については、第4の2の(2)ただし書に該当する場合のみ記入すること。

(別記様式第4号)

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

1 計画区域の現況

都道府県名		地区名		所在地					
地目		田	普通畑	樹園地	その他	計	備考		
農用地面積(ha)									
受益地内の耕作放棄地面積			ha	耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地を含む割合			%		
受益地内の耕作放棄地となるおそれがある農地面積			ha						
地形・地質	土壌・気象								
地域農業概要	専業別農家戸数		専業	1種兼業	2種兼業	計	平均農家所得(令和 年)		
							農業所得	千円	
	1戸当たり平均耕地面積(ha)		水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円
								計	千円
	主要作物作付面積	作物名						延作付面積(ha)	土地利用률(%)
		作付面積(ha)							
		単位収量(kg/10a)							
地域指定等									

2 課題及び整備方針

地域農業の現状と課題	
地域農業の振興方向	
整備方針	

3 耕作放棄地解消 ・ 利用増進計画

耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の所在地	面積 (ha)	耕作放棄地の発生要因又は、耕作放棄地となるおそれがあるとした理由	活用方針	担い手への集積面積

※ 第4の2の(3)及び(4)により、耕作放棄地となるおそれがあると都道府県知事が判断した理由については、当該農地の現状（耕作者の年齢、意思、後継者の見通し、地域内の担い手の状況、当該農地の生産性等）等を踏まえ、具体的に記入すること。また、一筆ごとの耕作放棄地となるおそれがあるとした理由、現況写真等の資料を添付するものとする。

4 担い手への農地の利用集積等計画

	事業実施前	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	事業完了時
認定農業者	()	()	()	()	()	()	()
認定新規就農者	()	()	()	()	()	()	()
集落営農組織	()	()	()	()	()	()	()
市町村基本構想水準到達者	()	()	()	()	()	()	()
中心経営体	()	()	()	()	()	()	()
今後育成する農業者	()	()	()	()	()	()	()
〈合計〉 担い手数							
《事業前》	()	()	()	()	()	()	()
《事業完了》	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]

※ () 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載 (合計欄の [] 内には地区内農地面積に占めるシェアを記載)

※ 合計欄の 《 》 内には地区内農地面積 (ha) を記載

5 整備計画（第4の2の(2)に該当する場合のみ記入すること）

営農区名 所在地	農地面積 (ha)	営農計画、 営農活動方 針 等	耕作放棄地等面積		解消方針	整備計画		
				うち 受益地内		工種名	事業量	受益 面積

区 分 事業名		面 積 (ha)					備 考
		田	普通畑	樹園地	その他	計	
基 幹 事 業							
併 せ 行 う 事 業							

6 耕作放棄地解消支援計画

(別表1の区分の欄の4の(2)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考
指導事業					
調査・調整事業					

7 耕作放棄地解消・集積促進計画

(別表1の区分の欄の4の(3)のイの事業を実施する場合のみ記入すること)

(1) 耕作放棄地解消・集積促進事業全体計画

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

(2) 耕作放棄地集約化計画

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)
認定農業者			
認定新規就農者			
集落営農組織			
市町村基本構想水準 到達者			
中心経営体			
今後育成する農業者			
＜合計＞	(耕作放棄地面積) (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積(ha)を記載(合計欄の[]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

8 耕作放棄地活用推進計画

(運用別表の区分の欄の4の(5)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

(別記様式第5号)

農業経営高度化計画

1. 生産基盤整備事業等の概要

[illegible]

2. 農業経営高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2：計画の内容は、地域の実情を勘案し、中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

(2) 中心経営体への農地利用集積計画

[illegible]

< 整備区域概要図 > (整備済み及び整備予定の農道路線、農業振興地域、農用地区域、関連事業等を記載)	
事 項	内 容
1 . 整備区域の概要	(地域概況を記載)
2 . 整備区域における農業構造の現況及び問題点	(地域農業の現状、整備状況及び課題等を記載)
3 . 地域における農業の振興方向	(作付作物及び土地利用体系等を記載)
4 . 整備構想実現のために必要な通作条件整備等の内容	(個別地区毎に地区名、整備の必要性、整備期間、総事業費、整備(受益)面積等を記載)
5 . 関連事業の概要	(関連事業地区(施設)ごとに、事業名、事業主体、事業概要等を記載)

注) 変更の場合の記載方法は二段書きとし、変更前を上段 () 書きとすること。

保全対策基本方針

策定年度：令和 年度
策定主体：
知事認定：令和 年 月 日

1. 施設の現状と対策の基本方針
(既設の農道の利用状況、管理状況等を通じた課題、解決手法、将来の管理方針等を記載)

2. 地域の概要
①地域状況
②地域の農地面積 単位：ha

地域名	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合計

- ③主要農作物の作付状況
- | 作物名 | 作付面積 (ha) | 生産量 (t) | 生産額(千円) | 備考 |
|-----|-----------|---------|---------|----|
| | | | | |

- ④地区の農家状況
- | 集落名 | 戸数 | | | 人口 | | | | 備考 |
|-----|------------|-------------|------------|------------|-------------|---------------|-----------------|----|
| | 総戸数
(戸) | 農家戸数
(戸) | 農家率
(%) | 総戸数
(人) | 農家人口
(人) | 農業就業人口
(人) | 農業就業人口比率
(%) | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

3. 整備対象施設
- | 路線名 | 対象路線の概要 | | | | 整備概要 | 事業実施希望年度 | 旧事業履歴 | | | 備考 |
|-----|-----------|-------------|------------|-----|------|----------|-------|-----|------|----|
| | 延長
(m) | 車道幅員
(m) | 全幅員
(m) | 管理者 | | | 事業名 | 地区名 | 実施年度 | |
| | | | | | | | | | | |

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法
- | 路線名(施設名) | 予定管理者 | 予定管理方法 | 備考 |
|----------|-------|--------|----|
| | | | |

5. 位置図等
(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

(別記様式第8号)

緊急対策施行申請書

策定年度：令和 年度
策定主体：
知事認定：令和 年 月 日

1. 整備施設の概要
(農道の被災状況、路線の利用形態、被災の影響、対策の必要性、事業の内容等について記載)

2. 地域の概況
① 地域の農地面積

地 域 名	水 田	普 通 畑	樹 園 地	牧 草 地	農 地 計	山林原野	そ の 他	合 計

3. 整備対象施設

路線名	対 象 路 線 の 概 要				整 備 概 要	事業実施 希望年度	旧 事 業 履 歴			備考
	延 長 (m)	車 道 幅 員 (m)	全幅員 (m)	管理者			事業名	地区名	実施 年度	

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路 線 名 (施 設 名)	予 定 管 理 者	予 定 管 理 方 法	備 考

5. 位置図等
(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

下記地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農地整備事業に係る運用第6の規程により、下記資料を添付して報告します。

記

1. 農地整備事業計画概要書

[経営体育成型の場合]

- 2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
- 3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

[耕作放棄地型の場合]

- 2. 遊休農地利用増進整備計画書

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考
型				ha	百万円	

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 (ha)	うち区画整理 (ha)	〇年度まで 区画整理累計面積 (ha)	進捗率 (区画整理面積ベース) (%)	〇年度の主な工事内容
総事業費 (百万円)	〇年度事業費 (百万円)	〇年度まで 累計事業費 (百万円)	進捗率 (事業費ベース) (%)	

一体的に実施した関連 支援事業	実施した関連支援事業 の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：農業経営高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積（又は農地集約化）の実績

(第4の1の(2)のアにより採択された場合)

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 利用集積 面積 B = C + D + E (ha)	担い手の 所有面積 C (ha)	担い手の 使用収益権 面積 D (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(第4の1の(2)のイにより採択された場合)

ア 担い手への農地集約化の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 集約化面積 B = C + D + E (ha)	担い手の 所有面積 のうち 集約化面積	担い手の 使用収益権 面積のうち 集約化面積	担い手の 基幹3 作業 受託面積 のうち 集約化面積	農用地面積に 占める担い手の 集約化率 B / A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
			C (ha)	D (ha)	E (ha)			
事業実施前								
1 年度目								
2 年度目								
3 年度目								
4 年度目								
5 年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績の実績

区分	農用地面積 A (ha)	農地所有 適格法人等の 利用集積面積				農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等の 利用集積率 B / A (%)
		農地所有 適格法人等の 所有面積 C (ha)	農地所有 適格法人等の 使用収益権面積 D (ha)	農地所有 適格法人等の 基幹3 作業 受託面積 E (ha)		
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注：第4の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等について記載する。

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

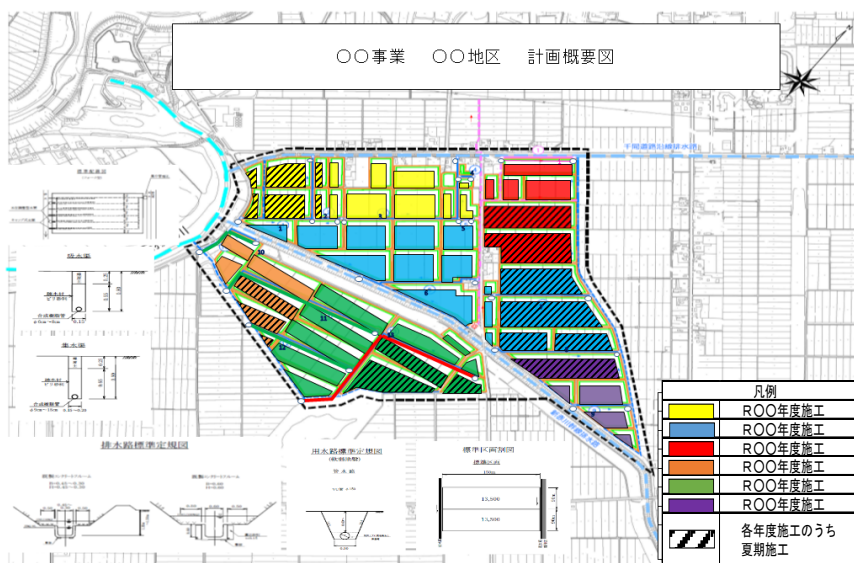
[illegible]

計画 上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

ウ 中心経営体農地集積促進事業の実績

中心経営体農地集積促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成すること。

令和〇〇年度		
工事工程計画		
事業名	〇〇事業	
地区名	〇〇地区	
工期	R〇〇～R〇〇	
市町村	〇〇町	
事業主体名	〇〇土地改良区	
受益面積	〇〇.〇 ha	
総事業費 (千円)	〇,〇〇〇,〇〇〇	
補助率	〇〇 %	
中心経営体 集積率(%)	〇〇.〇 %	
助成割合 (限度額)	〇.〇 %	
交付限度額 (事業費)	〇〇〇,〇〇〇 千円	
面工事面積	全体面積	〇〇 ha
	うち夏期 施工面積	〇〇 ha

[illegible]

(2) 農地利用集積（又は農地集約化）方法
(第4の1の(2)のアにより採択された場合)

権利等の種類	担 手 区 分													
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		中心経営体		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集積面積(ha)	人数	集積面積(ha)	組織数	集積面積(ha)	人数	集積面積(ha)	経営体数	集積面積(ha)	人数等	集積面積(ha)	人数等	集積面積(ha)
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注1：担い手の区分欄については、第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(第4の1の(2)のイにより採択された場合)

権利等の種類	担 手 区 分													
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		中心経営体		今後育成すべき農業者		計	
	人数	集約化面積(ha)	人数	集約化面積(ha)	組織数	集約化面積(ha)	人数	集約化面積(ha)	経営体数	集約化面積(ha)	人数等	集約化面積(ha)	人数等	集約化面積(ha)
自己所有地														
賃貸権設定														
経営受託														
基幹作業受託														
計														

注1：担い手の区分欄については、第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農地所有適格法人等①には第4の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 担い手育成の実績

(第4の1の(2)のア又はイにより採択された場合)

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織	市町村基本構想水準到達者	中心経営体	今後育成すべき農業者
	人数	人数	組織数	人数	経営体数	人数等
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
計画	()	()	()	()	()	
実績 (〇〇年度まで)						

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
実績 (〇年度まで)						

計画 上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：農地所有適格法人等①には第4の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

3 農地所有適格法人等の状況

(1) 農地所有適格法人等の経営状況

農地所有 適格法人 等の名称	経営面積 (ha)	うち 地区内	農地所有 適格法人 となった日 (予定含 む)	特定 農業法人 となった日 (予定含 む)	認定農業者 認定日 (予定含 む)	経営所得 安定対策 加入経営体 となった日 (予定含 む)	構成員数 (人)	常時 従事者数 (人)	経営方針
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

法人区分			〇〇法人	△△法人	××法人	
経営面積 (ha)	田					
	畑					
	採草放牧地					
法人形態						
事業の 種類	農畜産物名					
	関連事業等名					
	その他事業名					
売上高 (円)	農業	前々年度報告				
		前年度報告				
		報 告				
		合 計				
	その他事業	前々年度報告				
		前年度報告				
		報 告				
		合 計				
構成員数	総 数					
	農地提供者①					
	農業常時従事者②					
	農地保有合理化法人③					
	市町村・農協等④					
	承認会社⑤					
	議決権の状況（うち市町村・農協系統の有するもの）					
	法人と取引関係等にある者⑥					
業務執行役員数	総 数					
	農業に常時従事する構成員数					
	うち農作業に従事する者数					
備 考						

注1：第4の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。

注2：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了時】 6年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
【完了後】 完了後 1年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 2年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 3年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 4年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				
完了後 5年度目	年 月				
	年 月				
	年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。

注2：別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

4 所見及び改善措置等

番 号
年 月 日

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

農地整備事業に係る運用第7の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 農地所有適格法人等の概要

農地所有適格法人等 名 (法人形態)	農地所有適格法人 になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得安定対 策加入経営体にな った日		
()						
経営面積	営農状況			構成員数	常時従事者数	
	うち地区内	作 目	作付面積			生産量
田： ha	ha		ha	kg		
畑： ha	ha		ha	kg		
その他： ha	ha		ha	kg		

3 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売 上 高		常時従事者 1人当たり所得
	農 業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経 営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

(別記様式第12号)

番 号
年 月 日

耕作放棄地活用状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

農地整備事業に係る運用第7の規定により、下記のとおり耕作放棄地の活用状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 耕作放棄地活用状況の概要

耕作放棄地 所在地	耕作放棄地等 面積 (ha)	活用状況	今後の取組方針
	()		
	()		
	()		
計	()	耕作放棄地等を含む割合 %	

※ () は、うち担い手に集積された面積

3 耕作放棄地集約化の実績

(別表 1 の区分の欄の 4 の (3) イの事業を実施する場合のみ記入する。)

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	要件達成確認年度 (○年度)	完了後 5 年度目 (○年度)
認定農業者				
認定新規就農者				
集落営農組織				
市町村基本構想水準 到達者				
中心経営体				
今後育成する農業者				
＜合計＞	(耕作放棄地面積) (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)	[] (地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積 (ha) を記載 (合計欄の [] 内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

4 特記事項 (事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等)

--

運用 2（農業基盤整備促進事業）

第 1 事業の内容

本事業の事業内容は、別表 1 の事業種類の欄に応じて定めるものとする。

第 2 事業の実施区域

本事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項 1 号の農用地区域内の区域とする。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。

第 3 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者等の組織する団体（以下この別紙において「農業者団体」という。）

2 1 の (3) の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織とする。

3 別表 1 の区分 2 の事業については、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下この別紙において「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第 4 計画の作成

1 事業実施主体は、別記様式第 1 号により農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。

2 1 の「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

3 農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

第5 実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 第4の農業基盤整備計画を策定していること。
- 2 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- 3 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

第6 事業の実施

事業の実施に当たっては、以下のいずれかにより行うものとする。

- 1 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、都道府県が本事業を自ら実施しようとする場合にあっては、第4により作成された農業基盤整備計画を地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長）に提出するものとする。
- 2 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村長又は農業者団体は、事業を実施したい旨を都道府県知事に申し出るものとし、都道府県知事は、これを基に農業基盤整備計画を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 農業基盤整備計画は、別記様式第2号により提出するものとする。

第7 計画の変更

- 1 計画変更の申請については、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、第6の1により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、2に定める重要な変更が生じた場合には、計画変更を地方農政局長等に報告するものとする。
 - (2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村長又は農業者団体は、第6の2により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、2に定める重要な変更が生じた場合には、計画を変更したい旨を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に計画変更を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
 - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
- 3 事業変更報告書は、別記様式第3号により作成するものとする。

第8 事業達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、事業達成状況報告書として提出するものとする。
- 2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、事業達成状況を取りまとめたとき、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

3 1の「事業達成状況報告」の取りまとめは、別記様式第1号により行うものとする。

4 2の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第4号によるものとする。

第9 助成

1 国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）に定めるところにより予算の範囲内において、都道府県に助成するものとする。

(1) 別表1の定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する費用のうち2に定める経費の総額）に別に定める補助率を乗じた額

(2) 別表1の定額助成に係るもの

事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計

2 定率助成について

1の(1)の助成対象となる経費は、次に該当するものとする。

(1) 純工事費

(2) 測量設計費

(3) 用地費及び補償費

(4) 船舶機械器具費

(5) 全体実施設計費

(6) 換地費

(7) 調査・調整費

(8) 経理管理・指導費

3 定額助成について

(1) 1の(2)の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。

なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア イに掲げるもの以外のものにあつては、別表2の助成単価の欄の1に掲げ

るもの

イ 事業完了時まで中心経営体（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。））に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの

（2）（1）のイの集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール）以上のまとまりを有する状態をいう。この場合において、2つ以上の農用地であつて、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして相当であると認めるもの

（3）（2）の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（基盤法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

（4）（3）の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行

う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに交付要綱第 4 に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第 11 その他

1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあつては、土地改良法に基づき実施するものとする。

2 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和 22 年法律第 109 号）第 5 条第 5 号の公共施設に当たる。

4 市町村又は農業者団体が事業実施主体である場合、都道府県知事は、市町村又は農業者団体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。

5 事業の実施に当たって、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるものとするとともに、契約の手續等の公正性及び透明性の確保を図るものとする。

6 別表 1 の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)に該当するもの及び別表 1 の定額助成に係るもののうち事業種類の欄(4)に該当するものについては、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の 10 分の 1 以上（その受益地の面積が 100 ヘクタールを超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上）の転用が行われた場合、別表 1 の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(4)に該当するもの及び別表 1 の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)に該当するものについては、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用さ

れた場合には、次に掲げる場合を除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

- (1) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第 1 項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
- (2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合
- (3) 上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあつては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

7 6 により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 8 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。
- 9 事業実施主体は、事業達成報告書及び農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）第 13 の規定による実績報告書に、農業者施工の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。
- 10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であつて、都道府県が別表 1 の区分 1 の事業種類の欄（8）の指導（以下この別紙において「指導事業」という。）を実施していない場合又は 1 地区当たりの単年度の補助金交付額が 1 億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士による外部監査を受けるものとする。
- 11 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に参加させる等の対応を行うものとする。
- 12 別表 1 の区分 1 の（1）～（6）に掲げる事業及び区分 2 の（1）～（6）の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 13 12 に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は 12 の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表 1

区分	事業種類	事業内容
1. 定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道	農作業道の変更
	(6) 農用地の保全	(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動
	(8) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
2. 定額助成	(1) 区画拡大	農用地の区画拡大
	ア 水路変更なし	畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	イ 水路変更あり	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大
	(2) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設
	(3) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(4) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(5) 客土	耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土
	(6) 除礫	30mm 以上の石礫を 5%以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫

別表2 (定額助成)

事業種類		事業内容等	助成単価(※1)	
			1. 通常	2. 集約化する場合
(1) 区画拡大				
ア 水路変更なし	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を 60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。	25 万円/10a 【18 万円/10a】	30 万円/10a 【21.5 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）。	23.5 万円/10a 【17 万円/10a】	28 万円/10a 【20 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場2枚を 60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）。	6 万円/10a 【5 万円/10a】	7 万円/10a 【6 万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を 60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）。	3.5 万円/100m 【3.5 万円/100m】	4 万円/100m 【4 万円/100m】
イ 水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を 60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置、	42 万円/10a 【29.5 万円/10a】	50 万円/10a 【35 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり		40 万円/10a 【28.5 万円/10a】	48 万円/10a 【34 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし		22.5 万円/10a 【16.5 万円/10a】	27 万円/10a 【19.5 万円/10a】
(2) 暗渠排水	バックホウ工法、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	19 万円/10a 【13.5 万円/10a】	22.5 万円/10a 【16 万円/10a】
	バックホウ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	17 万円/10a 【12 万円/10a】	20 万円/10a 【14 万円/10a】
	トレンチャ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	12 万円/10a 【8.5 万円/10a】	14 万円/10a 【10 万円/10a】
	掘削同時埋設工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同時埋設）、資材小運搬、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	10.5 万円/10a 【7.5 万円/10a】	12.5 万円/10a 【9 万円/10a】
(3) 湧水処理	表土扱いあり	本暗渠管（管径50mm～60mm）設置 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	20.5 万円/100m 【14 万円/100m】	24.5 万円/100m 【16.5 万円/100m】
	表土扱いなし	本暗渠管（管径50mm～60mm）設置 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	18.5 万円/100m 【12.5 万円/100m】	22 万円/100m 【15 万円/100m】

(4) 末端畑地 かんがい施設	樹園地		29 万円/10a 【20.5 万円/10a】	34.5 万円/10a 【24.5 万円/10a】
	樹園地以外の畑地	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）	18.5 万円/10a 【13 万円/10a】	22 万円/10a 【15.5 万円/10a】
	ほ場外からの接続管		6.5 万円/10m 【4.5 万円/10m】	7.5 万円/10m 【5 万円/10m】
	給水栓設置のみ	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）	2 万円/箇所 【1.5 万円/箇所】	2 万円/箇所 【1.5 万円/箇所】
(5) 客土		客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	26 万円/10a 【17.5 万円/10a】	31 万円/10a 【21 万円/10a】
(6) 徐礫		除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	23.5 万円/10a 【16 万円/10a】	28 万円/10a 【19 万円/10a】

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

- 1) 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。
- 2) 助成額は、受益面積のうち 1 アール未満又は施工延長のうち 10 メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。
- 3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
 - ア (1) にあつては、受益面積 10 アール当たり 2 万 5 千円（施工延長 100 メートル当たり 1 万円）を減算
 - イ (2) にあつては、受益面積 10 アール当たり 1 万 5 千円を減算
 - ウ (3) にあつては、施工延長 100 メートル当たり 1 万円を減算
- 4) (2) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり 3 万円を加算するものとする。
- 5) (2) 及び (3) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、受益面積 10 アール当たり（(3) にあつては施工延長 100 メートル当たり）2 万円を加算するものとする。
- 6) (2) について、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積 10 アール当たり 1 万 5 千円を加算するものとする。
- 7) (2) については、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が 10 メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

別記様式第 1 号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名		事業実施主体		関係都道府県・市町村名		6 法指定地域等			
		〇〇 指導事業（〇〇）							
事業実施期間		〇〇年度 ～ 〇〇年度							
基盤整備の概要		受益面積：水田〇〇〇h a、畑〇〇〇h a、樹園地〇〇〇h a 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者							
基 盤 整 備 の 計 画									
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)			年度計画			
						〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇〇 以降
定率助成	農業用排水施設	用水路 $L = 〇〇 \text{ km}$							
	暗渠排水	$A = 〇〇 \text{ h a}$							
	土層改良	客土 $A = 〇〇 \text{ h a}$							
	区画整理	$A = 〇〇 \text{ h a}$							
	農作業道	舗装 $L = 〇〇 \text{ km}$							
	農用地の保全	土留工 $L = 〇〇 \text{ km}$							
	調査・調整	調査・調整活動 1 式							
	指導	〇〇〇〇							
						小計			

定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち定額助成額 (百万円)	農業者施工の内容				
	区画拡大								
	水路変更なし	$A = \bigcirc \bigcirc \bigcirc a$ (うち集約化 $\bigcirc \bigcirc \bigcirc a$) 現場条件(高低差 $\bigcirc m$) 表土扱い(有又は無) 畦畔除去のみの場合 $L = \bigcirc \bigcirc \bigcirc m$							
	水路変更あり	$A = \bigcirc \bigcirc \bigcirc a$ (うち集約化 $\bigcirc \bigcirc \bigcirc a$) 現場条件(高低差 $\bigcirc cm$) 表土扱い(有又は無)							
	暗渠排水	$A = \bigcirc \bigcirc \bigcirc a$ (うち集約化 $\bigcirc \bigcirc \bigcirc a$) 施工方法の選定理由 現場条件や施工機会の都合等による選定理由を記載 実施設計(外注)(有又は無) 地下かんがい(有又は無) 管径 $\bigcirc \bigcirc mm$							
	湧水処理	$L = \bigcirc \bigcirc \bigcirc m$ (うち集約化 $\bigcirc \bigcirc \bigcirc m$) 表土扱い(有又は無) 管径 $\bigcirc \bigcirc mm$							
	末端畑地かんがい施設(樹園地以外)	$A = \bigcirc \bigcirc \bigcirc a$ (うち集約化 $\bigcirc \bigcirc \bigcirc a$) ほ場外からの接続管施工(有又は無)							
	末端畑地かんがい施設(樹園地)	$A = \bigcirc \bigcirc \bigcirc a$ (うち集約化 $\bigcirc \bigcirc \bigcirc a$) ほ場外からの接続管施工(有又は無)							
	末端畑地かんがい施設(給水栓設置のみ)	$\bigcirc \bigcirc$ 箇所 ほ場外からの接続管施工(有又は無)							
	客土	$A = \bigcirc \bigcirc \bigcirc a$ (うち集約化 $\bigcirc \bigcirc \bigcirc a$)							
	除礫	$A = \bigcirc \bigcirc \bigcirc a$ (うち集約化 $\bigcirc \bigcirc \bigcirc a$)							
			小計						
合計									

農 地 防 災 事 業 の 実 施	〇〇〇事業	A, B
定率助成の費用負担の方法	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円)	
定額助成の費用負担の方法(事業達成状況報告時のみ記載)	【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
予定管理者・管理方法		
そ の 他 必 要 な 事 項		

注:

- 1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積(施工対象の耕地面積)を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 農業基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。
- 4) 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
 A: 防災A型(湛水防除、地盤沈下、防災ダム等) B: 防災B型(ため池等整備等)
- 5) 第9の3の(1)のイの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 6) 定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 7) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。
- 8) 定額助成の事業のうち、区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 9) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 10) 定額助成の事業を実施する場合は、本計画の提出時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。また、事業達成報告時に、「総事業費」の欄に農業者施工等(無償分)を全額換算した金額を含む総事業費を記入する。
- 11) 農地防災事業について、事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。

【定額助成の事業の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）
<実 施 前>
<施工状況>
<完 了 後>

注：客土及び除礫を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		中心経営体			
		A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
区画拡大					
水路変更なし	受益面積				
	うち集約化面積				
水路変更あり	受益面積				
	うち集約化面積				
暗渠排水	受益面積				
	うち集約化面積				
湧水処理	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい施設 （樹園地以外）	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい施設 （樹園地）	受益面積				
	うち集約化面積				
客土	受益面積				
	うち集約化面積				
除礫	受益面積				
	うち集約化面積				
更新整備					
用水路	施工延長				
	うち集約化延長				
排水路	施工延長				
	うち集約化延長				
農作業道	施工延長				
	うち集約化延長				
畦畔	受益面積				
	うち集約化面積				
排水口	受益面積				
	うち集約化面積				
特認事業	施工延長				
	うち集約化延長				
畑作転換工					
額縁排水溝	受益面積				
	うち集約化延長				
酸度矯正	受益面積				
	うち集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(1) 客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

(2) 除 礫

30mm 以上の礫含有率		除礫施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注：1）現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付すること。

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長

〇〇〇

農業基盤整備計画の提出

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を実施したいので、第 6 に基づき、農業基盤整備計画を提出する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長

〇〇〇

計画変更報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業の計画を変更したいので、第 7 に基づき、農業基盤整備計画を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

〇〇〇

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、第 8 に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

運用 3（実施計画策定事業）

第 1 事業

実施計画策定事業は、次の事業を行うものとする。

- 1 実施計画策定
- 2 経営体育成促進換地等調整

第 2 実施計画策定の実施主体

実施計画策定の実施主体は、都道府県、市町村等（市町村その他実施計画事業の実績があるなど当該実施計画策定を実施できる者として、都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者。）とする。

第 3 実施計画策定の内容等

実施計画策定では、農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において、整備対象の実施計画事業に必要な諸条件について、調査、計画及び設計を実施する。なお、当該実施計画策定の実施には、農業用排水施設等の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する事業を含めることができるものとする。

また、実施に当たっては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号、以下この別紙において「法」という。）第 15 条第 1 項に基づく土地改良区の事業、法第 85 条第 1 項の規定に基づく都道府県営土地改良事業、法第 95 条第 1 項の規定に基づく農業協同組合等の土地改良事業又は法第 96 条の 2 第 1 項の規定に基づく市町村の行う土地改良事業のための実施計画策定であるものとする。

第 4 実施計画策定の実施期間

実施計画策定の実施期間は、1 年以内とする。

第 5 実施計画事業の実施手続

- 1 知事は、実施計画策定を実施しようとするときは、別記様式第 1 号により実施計画策定事業地区概要表を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 第 2 で定める市町村等の長は、実施計画策定の実施を希望する場合は、別記様式第 1 号により実施計画策定事業地区概要表を作成し、知事にその旨を申請するものとする。
- 3 知事は、2 の規定による申請について実施計画策定を実施させることが適当と認められる場合は、地方農政局長等に提出し、知事が認める市町村等の長にその旨を通知するものとする。
- 4 経営体育成促進換地等調整の実施を希望する実施主体は、別記様式第 2 号により経営体育成促進換地等調整調書を作成し、知事にその旨を申請するものとする。
- 5 知事は、4 の規定による申請について経営体育成促進換地等調整を実施させることが適当と認められる場合は、地方農政局長等に提出し、実施主体にその旨を通知するものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内において、実施計画策定を実施するのに要する次の1から5までに掲げる経費及び経営体育成促進換地等調整の実施に要する経費について、別に定めるところにより実施主体に助成するものとする。

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費

第7 経営体育成促進換地等調整の実施

経営体育成促進換地等調整の実施に当たっては、第5に定めるほか、経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知)によるものとする。

第8 その他

各種事業において、実施計画策定に要する経費を助成対象としている場合には、当該事業を除く。

実施計画策定事業地区概要表

地 区 名		都道府県名		実施主体		計 画 構 想	
所 在 地				調 査 費			
調査目的							
地域の現況							
調 査 項 目 及 び 調 査 費	調 査 項 目	数 量	調 査 費（千円）				
			国 費	都道府県費	市町村費	その他	計
	合 計						

※実施計画策定事業地区の概要図を添付すること。

経営体育成促進換地等調整調書

都道府 県 名	地区名	所在	経営体育成 促進換地等 調 整 対 象 積 面	実施 年度	実 施 機関名	左のスタッ フの換地士 資格の有無	業務内容		換地を伴う農地整備事業の内容（予定）							備 考
							1 年 度	2 年 度	事業計 画樹立 年 度	着 工	完 工	地区 面積	関係農 家 数	事 業 主体名	事業名	
			ha									ha				

- (注) 1 「業務内容」欄には、1 から 14 までの業務の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1 年度」欄に、2 カ年にわたって実施する場合は「1 年度」及び「2 年度」欄にそれぞれ記載する。
- 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う農地整備事業の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

運用4（草地畜産基盤整備事業）

第1 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1 団地

地形又は地物によって画される地つづきの土地であって草地として一体的に管理利用されるものをいう。ただし、道路、沢等の介在によって地つづきではないものも草地として管理利用上一体として取り扱うもの及び一連の基本施設によって受益するものは、1団地とみなす。

2 草地の造成改良

障害物除去、起土、整地、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって野草地等を高位生産性の牧草地に転換することをいう。

なお、草地の造成は、草地以外の土地を牧草地にすることをいい、草地の改良は、野草地を牧草地にすることをいうが、いずれも土地改良法（昭和24年法律第195号）の適用については同法の農用地の造成に該当するものである。

3 草地の整備改良

排根線、障害物等の除去、起伏の修正、客土、区画整理、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって既存の草地を大型機械が効率的に稼働できる高位生産性の草地に整備することをいう。

4 野草地改良

野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の除伐及び牧草導入をいう。

5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破碎、土壌改良資材の投入等の作業によって、放牧用林地（木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

(1) 高度放牧林地整備

次に掲げるいずれかの方式により、畜産的利用を高度に行うことができる放牧用林地に整備することをいう。

ア 上下二段方式

木竹の樹間をより高度に利用するため、前植生処理としての間伐等を強度に行い、牧草等を導入して牧養力を高める方式

イ 林帯草帯方式

現地の地形、木竹の樹齢、密度等の状況に応じ、一定の幅で列状に伐採し、林地と草地を交互に設置する方式（この場合において、林帯草帯の列は、原則として土砂の流失を防ぐため等高線に沿うようにし、その幅は林地の健全性、草地造成の容易性等を考慮して行うものとする。）

(2) 混牧林地整備

間伐等が実施されている林地等について、牧草種子の導入等の簡易な方法により牧養力の高い放牧用林地に整備することをいう。

6 農業者の組織体

主として農業を営む法人（株式会社を除く。）であって、その構成員に農業に従事する数人の者を含むもののほか、数人の農業者の組織する団体で都道府県知事が適当と認めたものをいう。

7 受益草地等

受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地とし

て利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（以下この別紙において「草地等」という。）のほか、当該草地等と一体的に利用される草地、これらと一体的に利用される輪作畑及び当該草地等に係る家畜に給餌することを目的として稲わら及び稲発酵粗飼料を収集する水田（水田地帯等担い手育成型に限る。）とする。

なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の3分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の5分の1を超えないものとする。また、受益草地等に水田が含まれるときはその面積の2分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の2分の1を超えないものとする。

8 中山間地域

第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村の区域であること。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）

ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）

エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下この別紙において単に「過疎地域」という。）

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

キ アからカまでの地域に準ずる地域であって都道府県知事が特に必要と認める地域

(2) 当該地域の畜産生産の状況、経済的、社会的条件等から判断して(1)の要件に該当する地域と一体的に事業実施地区とすることが必要であると都道府県知事が認めた市町村の区域であること。

9 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定するものをいう。

10 農地所有適格法人に準ずる法人

第4の1の表の種類欄の再編整備事業及び水田地帯等担い手育成整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が50人以下であって、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいうものとする。

る。

- (1) その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業を含む。）及びこれに附帯する事業に限られること。
- (2) その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

11 構成員

第 4 の 1 の表の種類欄の再編整備事業の「構成員」とは、生計を同じにする場合は 1 人として取り扱うものとする。

12 家畜飼養頭羽数

家畜飼養頭羽数の換算法は、次の方法とする。

- (1) 肉用牛又は乳用牛であつて、生後 2 年以上を経過したものにあつては、1 頭につき 5.0 頭とする方法
- (2) 肉用牛又は乳用牛（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1 頭につき 2.5 頭とする方法
- (3) 豚であつて、生後 6 ヶ月を経過した繁殖用のものにあつては、1 頭につき 2.0 頭とする方法
- (4) 豚（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1 頭とする方法
- (5) 鶏にあつては、1 羽につき 0.02 頭とする方法
- (6) 前各号に掲げる家畜以外の家畜にあつては、当該家畜の 1 頭当たりのふん尿の量を基準として、前各号の方法に準じる方法

13 気象的条件の厳しい地域

第 4 の 1 の表の種類欄の草地林地総合整備型の気象的条件の厳しい地域とは、5 月 15 日から 10 月 5 日までの期間における 1 日の平均気温を積算した温度が 2,300℃未満であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が 50%以上の地域をいう。

14 耕作放棄地

第 4 の 1 の表の種類欄の草地林地総合整備型の耕作放棄地とは、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）及び農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）に基づく農林業センサスにおける土地のうち、以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地をいう。

15 耕作放棄地率

第 4 の 1 の表の種類欄の草地林地総合整備型の耕作放棄地率とは、耕作放棄地及び経営耕地面積の合計を分母とし、当該耕作放棄地面積を分子として算出した割合をいう。

16 飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による本事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき本事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。

第 2 事業の実施区域

- 1 本事業は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 1 項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象とするものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて事業の対象とせざるを得ない場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を事業の対象とすることができるものとする。

また、農用地区域内で行われる区画整理に併せて、農用地区域と農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地等の創設等を行う場合には、当該農用地区域以外の区域

を対象とすることができるものとする。

第3 事業の実施方針

- 1 本事業の実施については、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この別紙において「法」という。)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下この別紙において「施行令」という。)、土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)その他の法令に定めるところによる。
- 2 本事業のうち、施行令第50条に掲げる都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、法に基づく事業として実施するものとする。
- 3 施行令第50条第1項第5号の4に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第4の1の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとおりとする。
- 4 法に基づいて実施する事業を含む本事業を実施する場合は、法に規定する土地改良事業計画の作成に当たり、事業実施計画との整合性を図るものとする。
- 5 本事業は、整備改良又は造成改良される草地(主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、その他家畜の飼養に供される土地を含む。)、野草地及び放牧用林地並びに新設又は改良される施設の適正かつ効率的な利用が行われてはじめて所期の目的を達成し得るものであり、当該草地等及び施設に係る管理規定の作成及び遵守、管理組織の整備、利用手段の機械化等利用管理の効率化を図り、圧縮記帳を行っている場合には、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に留意するとともに、事業完了後においても当該草地等及び施設の適切な管理利用に努めるものとする。
- 6 都道府県知事、事業実施主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数)以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。
- 7 本事業(第10の表の事業実施計画策定及び農機具等導入のうち牧場用機械施設整備を除く。)による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第4 事業の内容等

- 1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画(以下この別紙において「活性化計画」という。)に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画(以下この別紙において「事業実施計画」という。)により整備を行う草地(主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。)を造成改良し、若しくは整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、若しくは導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類		事業内容及び実施要件等
草地整備	道営草	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この別紙において「基盤強化法」という。)第12条第1項に規定

備 型	地 整 備 事 業	する農業経営改善計画の認定を受けた者又は受けることが確実と見込まれる者（その地域において効率的かつ安定的な農業経営を営むと見込まれる者又はこれらと一体となって飼料生産を営む者。（この別紙においては「担い手」という。））を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地及び飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね 500 ヘクタール以上であること。ただし、第 1 の 8 に定める中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね 250 ヘクタール以上であること。 (2) 事業完了時における事業参加者に占める担い手の割合が、おおむね 3 分の 1 以上であること。 (3) 受益草地が事業完了後において、大型機械の効率的な稼働が可能となるようにまとまって存在していること。
	公 共 牧 場 整 備 事 業	公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 地区内における公共牧場の既存草地面積がおおむね 100 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 250 ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね 50 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 125 ヘクタール以上であること。 (2) 地区内における公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して 5 年以上経過していること。 (3) 地区の事業完了後の受益面積がおおむね 60 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 300 ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね 30 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 150 ヘクタール以上となること。
畜 産 担 い 手 総 合 整 備 型	飼 料 基 盤 集 積 整 備 事 業	飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね 30 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 200 ヘクタール以上であること。 (2) 担い手への土地利用集積の増加率が第 1 の 12 に定める換算法（以下この別紙において、「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。 (3) 事業の完了時において、受益草地等の面積に占める担い手の経営等飼料生産基盤面積の割合（この別紙においては「担い手土地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが確実と見込まれること。 ア 事業採択時における担い手土地利用集積率が 30%未満である場合にあっては、これが 40%以上となること。 イ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 30%以上 50%未満である場合にあっては、これが 10%ポイント以上増加するこ

	と。 ウ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 50%以上 55%未満である場合にあつては、これが 60%以上となること。 エ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 55%以上 90%未満である場合にあつては、これが 5 %ポイント以上増加すること。 オ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 90%以上 95%未満である場合にあつては、これが 95%以上となること。 カ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 95%以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。
再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね 30 ヘクタール以上、中山間地域についてはおおむね 15 ヘクタール以上であること。 (2) 事業参加者（農地所有適格法人又は農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね 10 人（中山間地域についてはおおむね 5 人）以上であること。 (3) 家畜飼養頭羽数換算法により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね 2,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,000 頭）以上の地区であつて、事業完了後においておおむね 3,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,500 頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。 (4) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね 2 分の 1 以上であること。
水田地帯等担い手育成整備事業	水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業参加者（農地所有適格法人又は農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね 10 人（中山間地域についてはおおむね 5 人）以上であること。 (2) 事業完了後において、酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の 50%（事業実施前において酪農及び肉用牛生産に係る担い手割合が 50%以上である場合は、原則としてその割合から 5 %以上増加した割合）以上を占めること。 (3) 事業完了後の受益草地等の面積がおおむね 30 ヘクタール（中山間地域についてはおおむね 15 ヘクタール）以上であること。 (4) 事業完了後の牛飼養頭数が、現況に比して、成牛換算（生後 2 年以上を経過したものは 1 頭につき 1 頭、それ以外のものは 0.5 頭と換算する。）で 100 頭（中山間地域については 50 頭）以上増頭することが確実と見込まれること。
草地林地総合整備	草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村（昭和 25 年 2 月 1 日現在の市町村の区域であつて第 1 の 8 の (1) のアからカまでのいずれか及び次に掲げるイの (ア) から (カ) までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成 17 年 2 月 1 日現在の市町村の区域であつてイの (カ) を満たすものの一部

型	又は全部を含む市町村を含む。)からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、事業実施計画の樹立・作成地区に含めることができるものとする。 ただし、気象的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあつては、事業参加者の2/3以上が認定農業者であること。 ア 次に掲げる地域のいずれかに該当する市町村 (ア) 中山間地域のいずれかに該当する市町村 (イ) 奄美群島特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく指定地域(以下この別紙において「奄美群島」という。) イ 次のいずれかに該当する市町村 (ア) 林野率が75%以上 (イ) 畑の面積のうち勾配が15度以上の土地にある面積がおおむね2分の1以上 (ウ) 田の面積のうち勾配が20分の1以上の土地にある面積がおおむね2分の1以上 (エ) 気象的条件の厳しい地域 (オ) 耕作放棄地の解消に向けた対策を講じており、耕作放棄地率が10%以上かつ林野率50%以上であること。 ウ 家畜頭羽数換算法により算定して得た家畜飼養頭羽数がおおむね1,000頭以上の地区であること。 (2) 林地、野草地、草地等の農用地が混在し、これらの土地を再編又は総合的に整備することにより畜産的利用の促進が見込まれること。 (3) 草地、野草地、林地等の受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。(ただし、林野率が75%以上の地域にあつては、おおむね15ヘクタール以上であること。また、気象的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあつては、おおむね60ヘクタール以上であること。) (4) 受益面積のうち、既耕地、野草地又は放牧用林地の整備改良にかかる受益面積の割合がおおむね2分の1以上であること。
---	--

2 本事業の事業実施主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は、次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類		事業実施主体及び事業参加資格者の要件等
草地整備型	道営草地整備事業	(1) 事業実施主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15人以上の場合に限る。)から事業実施の申請を受けた北海道とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ 担い手又は畜産活性化計画に示された者 ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	公共牧場	(1) 事業実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄附財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人(営利を目的としない法人に限る。)であつて、都道府県知事が適当と認めるもの(この別紙において「事業指定法人」という。)

	整備事業	に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「飼料基盤集積整備事業、再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。） ア 事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。 (7) 事業指定法人は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。 ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。 (イ) (7)の契約においては、交付金交付の際に付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。 (ウ) 事業指定法人は、(7)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。 イ 事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。 (7) 事業参加資格者の選定に関する事項 (イ) 草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項 (ウ) 草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項 (エ) 草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項 ウ 事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他都道府県知事が適当と認める者 イ 本事業により草地等の整備を希望する農業者 ウ 担い手又は活性化計画に示された者
畜産担い手総合整備型	飼料基盤集積整備事業	(1) 事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者 ウ 担い手又は活性化計画に示された者 エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	再編整備	(1) 事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の

事業	譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者） イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者 ウ ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 エ 担い手又は活性化計画に示された者 オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
水田地帯等担い手育成整備事業	(1) 事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者） イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者 ウ ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 エ 担い手又は活性化計画に示された者 オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
草地林地総合整備型	(1) 事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び事業指定法人 イ 本事業により草地、放牧林地等の造成又は整備を希望する農業者 ウ 担い手又は活性化計画に示された者 エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者

第5 活性化計画の作成

- 1 本事業を実施する場合にあつては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。
 - (1) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や飼料基盤に立脚した生産性の高い畜産経営の確立を図るため、営農、飼料生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は二以上の数集落からなる事業実施地区を対象に作成するものとする。
 - (2) 活性化計画の作成に当たり、市町村、農業委員会、農業協同組合その他農業団体の意見を聴くものとする。また、農業者及び利害関係者の合意形成に努めるものとする。
 - (3) 活性化計画は、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。
 - ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代

表、学識経験者等から成る計画策定委員会を設置

イ 集落懇談会の開催

ウ その他

- (4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。
- ア 市町村農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条に規定する計画をいう。）
- イ 集落農業振興地域整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 7 条に規定する計画をいう。）
- ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項に規定する構想。以下この別紙において「基本構想」という。）
- エ 都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 3 及び 4 に規定する計画をいう。以下この別紙において「市町村計画等」という。）

2 活性化計画は別記様式第 1 号によるものとし、その策定に当たっては、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 畜産活性化の目標

基本構想及び市町村計画等に沿って、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標、担い手等の見通し等について定める。

なお、目標年度は、事業採択年度から起算しておおむね 10 年後とする。

(2) 計画区域の概要

(3) 市町村の概要

(4) 担い手育成計画

(5) 農地の流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る。）

飼料生産基盤に係る所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

(6) 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、飼料生産基盤の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を作成する。

(7) 家畜の飼養計画

飼料生産基盤の整備、担い手への飼料生産基盤の集積及び造成整備改良による自給率の向上等を考慮した家畜の飼養計画を作成する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

畜産経営において必要となる飼料を確保するための飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標を作成する。

(9) 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化及び生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について作成する。

(10) 推進体制整備計画

担い手に飼料生産基盤の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を作成する。

(11) その他必要な事項

第 6 事業実施計画の樹立等

1 都道府県知事は、活性化計画に基づき、以下に定めるところにより、本事業の事業実施計画を樹立・作成するものとする。

2 事業実施計画を樹立するに当たっては、都道府県知事は、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

3 事業実施計画の樹立地区の選定

(1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項

ア 事業実施計画の樹立地区（以下この別紙において、「樹立地区」という。）の選定は都道府県知事が行うものとし、都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定されている場合は、別記様式第3号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。

(ア) 事業参加資格者（予定者）が当該事業の施行に係る土地につき、所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利（以下この別紙において「使用収益権」という。）を有することを証する書面又は使用収益権を取得することが確実であることを証する書面

(イ) 事業参加資格者（予定者）は、養畜の業務を営む者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面又は家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む）の土地還元施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面

(2) 事業実施計画の樹立の選定基準

都道府県知事は上記（1）により草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書を受領した場合は、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して選定するものとする。

ア 事業実施計画対象予定地区において第4の要件に適合すると見込まれること。

イ 用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分あること。

ウ 事業実施に対する市町村その他関係機関の熱意がおう盛であること。

エ 事業参加者の経営収支計画及び家畜導入計画が適切であり、資金計画の見通しが十分であること。

オ 本事業により事業を実施している地区、実施しようとする事業と同種の公共事業を実施している地区は含めないものとする。

なお、自然的条件（地勢、地形等）又は社会的、経済的、行政的要因等により、地区境が明確となる場合は、この限りではない。

4 事業実施計画の作成

(1) 樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は1,000万円とする。

(2) 事業実施計画はこれに基づいて直ちに工事着手できる精度であることを要するとともに事業の効用が費用を償っているものとし、都道府県知事が別記様式第4号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により、作成するものとする。

5 事業実施計画の留意事項

(1) 都道府県知事は、事業実施計画を樹立・作成することとなったときは、事業実施計画の樹立・作成のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。

この場合において、都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の樹立・作成事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。

(2) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和2年6月11日付け2生畜第431号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。

(3) 都道府県知事が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められて

いる地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえた事業実施計画を作成するものとする。

6 農山漁村地域整備計画の作成

- (1) 都道府県知事は、事業実施計画を作成した後、実施要綱第3に定める農山漁村地域整備計画（以下この別紙において「整備計画」という。）を策定するものとする。

第7 事業の実施

1 実施計画の提出

- (1) 都道府県知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要綱第3に定めるところによる整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として、事業実施計画概要書等（事業計画概要書、事業実施計画及び活性化計画をいう。）を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長）を経由して農林水産省畜産局長）に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、提出に当たって、以下のことを確認した後に提出するものとする。
 - ア 事業の実施が技術的に可能であること。
 - イ 事業の効果が費用を償うものであること。
 - ウ 活性化計画の内容が地域住民の合意に基づくものであり、かつ、地域農業及び集落の展望に即して適当と認められ、事業の実施により活性化計画の実現が図られると認められること。
 - エ 土地その他に関する各種権利関係が調整される見通しがあること。
 - オ 活性化計画に定める農地流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る）の達成が見込まれること。
 - カ 道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること。
 - キ 草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っていること。

2 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画を提出したときは、関係市町村長及び事業実施主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業開始の通知を行うものとする。

3 事業の実施

事業実施主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。
- (2) (1)の契約においては、交付金の交付に関し付される条件の遵守することの事項が規定されているものとする。
- (3) 事業指定法人は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

4 各年度の事業承認協議

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施にあたり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成し、当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

- (2) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- 5 事業の区分経理
事業実施主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。
- 6 事業費の積算
本事業の事業費の積算は草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 945 号農林省畜産局長通知）により行うものとする。
- 7 事業の実施期間
事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね 5 年で事業完了が図られるよう努めるものとする。
- 8 指導体制
- (1) 都道府県知事は、活性化計画及び事業実施計画の樹立並びに事業の実施に当たり、本事業の主務課及び関係各課と普及指導センター等現地指導機関（以下この別紙において「指導機関」という。）との連携体制の確立に努めるものとする。
- (2) 指導機関は、活性化計画及び事業実施計画の策定並びに事業の遂行に当たって必要な技術指導及び経営指導等に協力するとともに、事業の効果が適確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。
- (3) 都道府県知事は、指導機関が現地においてこの指導活動を適切に行い得るよう活動経費につき配慮するものとする。
- 9 事業完了後の措置
- (1) 草地等及び施設の一時使用等
- ア 事業実施主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。
- イ 事業実施主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。
- ウ 事業実施主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。
- (2) 都道府県知事、事業実施主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第 8 事業実施計画等の変更

- 1 都道府県知事は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。
- (1) 事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更
- (2) 受益草地等の面積の 10%以上の増減
- (3) 工種の新設又は廃止
- (4) 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の 10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業実施計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 2 都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第 5 号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

- 3 都道府県知事は、事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

第9 事業の完了報告等

- 1 都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、実施要綱第5に基づき、整備計画を自主的・主体的に検証を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

第10 助成

1 国費率

- (1) 国は、本交付金について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して交付するものとし、本交付金の大要及び国費率は、次のとおりとする。
- (2) 当該交付金の交付申請の手続等については、別に定める農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

区分	種目	工種及び整備内容	交 付 対 象						国費率
			草地整備型		畜産担い手総合整備型			草地・林地総合整備型	
			道営草地整備事業	公共牧場整備事業	飼料基盤集積整備事業	再編整備事業	水田等担い手育成整備事業		
事業計画策定事業	(1) 事業実施計画策定	ア 事業実施計画策定 都道府県が行う草地畜産基盤整備事業実施計画の作成に要する経費	○	○	○	○	○	○	50%以内
基本施設整備事業	(1) 草地整備改良	ア 草地整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料生産を主体とした飼料基盤として利用される土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	○	○	50%以内 草地・林地総合整備
		イ 道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下（１）において同じ。）の利用に必	○	○	○	○	○	○	

		要な道路の新設又は改良に要する経費							型 に あ っ て は 55% 以 内
		ウ 用排水施設整備 草地保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
	(2) 関 連 草 地 造 成 改 良	ア 草地造成改良 草地（飼料畑を含む。）の造成又は改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		イ 道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下（2）において同じ。）の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		ウ 用排水施設整備 草地の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
	(3) 草 地 等 の 基 盤 整 備 改 良	ア 野草地整備改良 野草地の整備改良（牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、野草地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
		イ 放牧用林地整備 放牧用林地の造成又は整備（造林・除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）			○	○	○	○	

		のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費							
		ウ 牧野樹林整備 草地の保全、家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		エ 家畜排せつ物還元用農用地造成・整備 家畜排せつ物の還元に必要な農用地の造成改良又は整備改良に要する経費	○			○	○		
		オ 水質汚染防止基盤整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質浄化林・浄化水路の造成整備又は浄化池・汚水処理池等の整備改良に要する経費			○	○	○		
		カ 防災施設整備 草地（飼料畑、野草地、放牧用林地及び牧野樹林を含む。）の造成改良、整備改良又は保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
		キ 施設用地造成整備 牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地、牧場の持つ緑資源、景観を活用するために必要な牧場広場及び区分欄の利用施設整備事業の整備に伴い必要となる施設用地の造成整備に要する経費		○	○	○	○	○	
		ク 鳥獣被害防止施設整備 草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣被害の防止に必要な施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
利用施設整備事業	(1) 農業用施設整備	ア 隔障物整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	50%以内草地
		イ 家畜保護施設整備							

	整備改良又は造成改良された草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な家畜避難舎、増飼施設、当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎等の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	林地総合整備型にあっては55%以内
ウ	電気導入施設整備 施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
エ	用排水施設整備 農業用施設に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
オ	雑用水施設整備 農業用施設に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
カ	飼料調製貯蔵施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な飼料乾燥施設並びに飼料貯蔵施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
キ	飼肥料庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良				○	○		
ク	家畜排せつ物処理施設整備 家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設又は改良に要する経費		○		○	○	○	
ケ	水質汚染防止施設整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する経費に要する経費			○	○	○		
コ	間伐材加工処理施設整備 間伐材を畜産的利用す				○		○	

		るために必要な加工処理施設の新設又は改良に要する経費						
	サ	衛生管理施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴、牛舎等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○
	シ	放牧馴致施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○
	ス	防護柵整備 牧場、遊歩道等への来訪者の安全を図るための防護柵の新設及び改良に要する経費		○				○
	セ	環境保全施設整備 都市住民との交流及び緑資源の提供に供する施設の適切な利用と保全を図るための休憩所、便所、水飲場、ベンチ、展望施設、案内板、体験学習施設、ごみ処理施設等の新設、改良に要する経費		○				
(2) 農 機 具 等 導 入	ア	牧場用機械施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費		○		○	○	○
	イ	農具庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する経費				○	○	
	ウ	燃料庫整備 施設及び農機具等に必要な燃料の保管施設の新設又は改良に要する経費				○		

2 効果促進事業

第4の1の表の種類欄に掲げる事業のほか、実施要綱第3に定める整備計画を達成するため、第4の1の表の種類欄に掲げる事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業のうち、第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行うものについて、交付要綱第2の2の(2)効果促進事業を実施することができるものとし、国費率は、交付要綱別表のとおりとする。

3 第4の1の表の種類欄の各事業に係る補助率（事業計画策定事業に係る補助率及び効果促進事業は除く。）は、以下のとおりとする。

- (1) 畜産担い手総合整備型の各事業を実施する場合にあっては、離島は、同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島は、同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。
- (2) 草地林地総合整備型を実施する場合にあっては、離島は、同表中「55%以内」とあるのは「60%以内」と、奄美群島は、「55%以内」とあるのは「70%以内」とする。

4 事業内容については、第4の1の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア 通常の作業のほかに、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破碎等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該作業に要する経費（人夫費、機械施工料等）を補助の対象とする。

イ 除草に用いる除草剤及び抜根、除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。

ウ 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等）、磷酸質資材（溶性磷肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業実施主体が独自に混合するものは含まない。））とする。

エ 有機質資材の購入及び散布に要する経費は、草地の造成及び整備改良時に、表土の確保が困難であり、又は腐食含有量が不足する場合に、補助の対象とするものとする。

オ 有機質資材は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ 牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

キ 飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜等飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に対する種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

ク 蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地開発整備事業において草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

(2) 道路整備

道路の改良とは、(a)曲線、勾配の修正を含む路線の位置の変更、(b)幅員の拡張、(c)(a)及び(b)の組合せ工事等道路の利用効率を本質的に高める工事をいい、敷砂利程度の路面改修のみの工事等は含まないものとする。

なお、地形等の条件で索道が必要な場合は、これを基本施設として補助の対象とする。

(3) 利用施設整備事業

利用施設整備事業は、第10の表の種目欄の草地整備改良、関連草地造成改良、第10の表の工種及び整備内容欄の野草地整備改良、放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

なお、補助対象範囲は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57

年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)によるものとする。

(4) 家畜保護施設整備

ア 家畜保護施設を整備(公共牧場は除く。)する場合にあつては、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より10%以上となることが確実にみこまれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であること。

イ 家畜保護施設の整備にあたっては、畜産物の需給動向に配慮するとともに、関係者等と十分調整を図るものとする。

ウ 家畜保護施設の整備に要する経費は、過大積算とならないよう留意するものとし、所得償還率の低減に努めるものとする。

エ 家畜保護施設の整備を行った場合は、家畜導入計画に基づき、家畜の導入を行うものとし、おおむね5年以内に家畜の導入を完了することが見込まれること。

(5) 飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入

飼料受託組織又は共同利用方式により、飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入を実施する場合にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に留意するとともに、すべての利用者(公共牧場における整備を除く。)が第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とする。

(6) 鳥獣被害防止施設整備

鳥獣被害防止施設の整備を実施する場合にあつては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定による被害防止計画との整合を図るものとし、第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良(輪作体系は除く。)及び草地造成改良と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

(7) 農機具等導入

農具庫整備及び燃料庫整備は、牧場用機械施設整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とし、過大整備とならないよう留意するものとする。

5 融資

(1) 本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金及び農業近代化資金の融資を受けることができる。

(2) 第7の2の事業実施計画の決定通知を受けた市町村は、(1)の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、(1)の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア 市町村長は、事業実施計画に基づき、(1)の融資を受けようとする者について、別記様式第7号の様式により、次の事項を記載した計画書(以下この別紙において「資金計画書」という。)を作成し、都道府県知事に協議するものとする。

(ア) 農業経営の状況

(イ) 農業経営の改善計画

(ウ) 取得を予定している農地等又は未墾地並びに整備を予定している施設等

(エ) 必要資金の額及び調達方法

(オ) 償還計画

(カ) その他必要な事項

イ 都道府県知事は、アの資金計画書の内容を審査し適当と認めたときは、市町村長に通知するとともに、当該地区の事業実施計画の概要及び資金計画書に基づく資金所要額を株式会社日本政策金融公庫及び関係融資機関へ通知するものとする。

ウ 都道府県知事が資金計画書の内容を審査するにあたっては、あらかじめ、関係機関(株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等)との意見調整を行う等融資を受けようとする者への融資が円滑に行われるよう配慮するものとする。

第 11 補則

1 他の施策との関連

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が事業参加者となる場合には、当該事業参加者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。ただし、事業実施前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等によって配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

2 本事業に係る国有林野の活用

本事業に基づく事業を実施するために必要な国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和 46 年法律第 108 号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知の定めるところによるものとする。

3 農地流動化対策の活用

本事業の円滑な実施を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「農地中間管理事業推進法」という。）及び基盤強化法に規定する事業の積極的活用を図るものとし、その実施については、農地中間管理事業推進法、基盤強化法その他関係法令の定めるところによるものとする。

4 家畜排せつ物の土地還元

本事業において、輪作体系の中で飼料基盤として利用される土地を草地の整備改良の対象とする場合にあっては、家畜排せつ物の土地還元に努めるものとする。

5 草地管理道路として必要な既設林道の整備の協議

実施計画の承認申請等において、草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っているものとする。

6 補助事業等の実施に要する人件費の算定等

本事業のうち第 10 の表の事業内容欄の事業計画策定事業の実施に要する人件費については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

第 12 経過措置

1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2433 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁官、農林水産省水産庁官連名通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号農村振興局長通知）別紙番号 1 経営体育成基盤整備事業に係る運用に定めた実施要件をみだし、農山漁村地域整備計画に交付対象事業とした地区であって、平成 23 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、要綱別紙 1 の(1)に定める営農目標推進整備計画の作成をもって本事業に移行されたものとみなす。

2 農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け農地 C 第 500 号農林事務次官依命通知）又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 生畜第 5007 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、平成 23 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業）（平成 23

年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 4 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領別紙（番号3 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第7の規定、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領別紙（番号3 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第7の規定、地域自主戦略交付金交付要綱（番号11 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第8の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。

	県	地区
	作 成 年 月	

(

型

)事業

畜産活性化計画書

〇〇地区

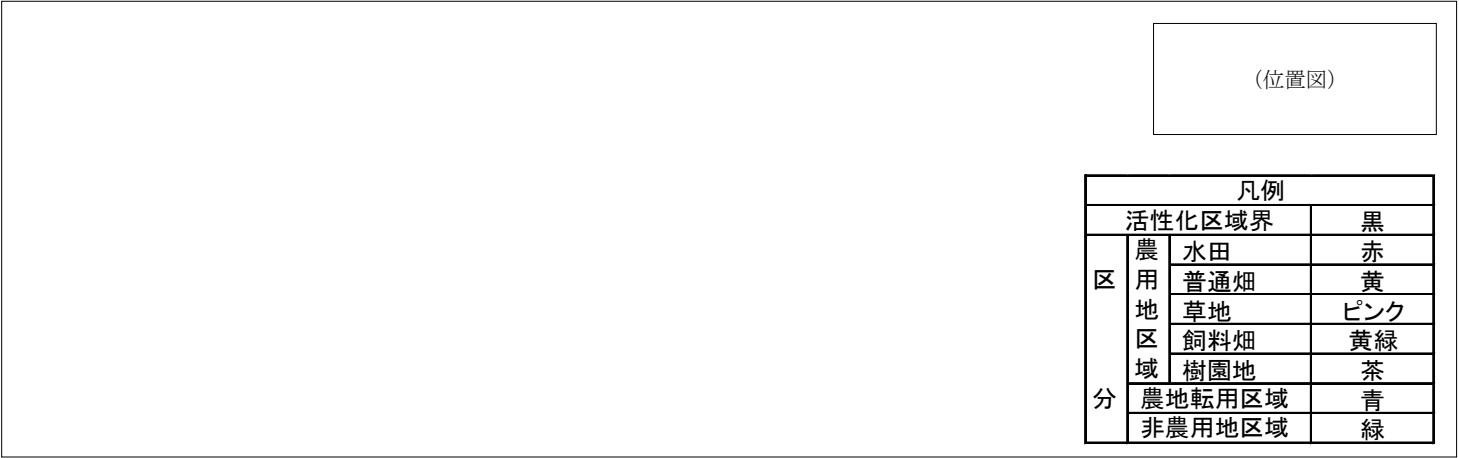
令和 年 月

〇〇県（都道府県）

〈目 次〉

第1章 概 要	
1 畜産活性化計画総括表	(2)実現すべき農業構造の目標
2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望	(3)畜産の生産性向上の目標
3 畜産担い手育成の展望	(4) 担い手育成計画
4 対象事業の概要	(5)農地の流動化計画(飼料基盤集積事業に限る。)
第2章 地域畜産の概要	(6)土 地 利 用 計 画
1 計画地域の概要	(7) 家畜飼養計画
2 市町村の概況	(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標
(1)市町村の概要	①自給飼料の生産目標
(2)市町村における畜産振興等の目標	②飼料生産基盤の整備目標
第3章 計画事項	2 関連事業計画
1 畜産活性化の目標	3 推進体制整備計画
(1)育成すべき畜産経営の姿	4 その他必要な事項

畜産活性化計画区域図
〇 〇 県〇 〇 地区



- (注) 1 第3章の土地利用構想に従って区分する。
- 2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折込みとする。

第1章 概要
1 畜産活性化計画総括表

農政局名	
------	--

都道府県名	所在地	地区名	区域面積（ha）			担当部署名						
						(TEL FAX)						
地勢及び社会経済条件						飼料生産基盤の整備状況						
営農状況												
農業構造の再編目標	現在				目標（10年後）							
	農家戸数（戸） 農用地面積（ha） 飼料基盤面積（ha） 家畜飼養頭数 経営面積（ha） 農業所得（千円）				農家戸数（戸） 農用地面積（ha） 飼料基盤面積（ha） 家畜飼養頭数 経営面積（ha） 農業所得（千円）							
自給飼料生産計画	区分	需要量（TDN） (A)	供給量（TDN） (B)	差引過不足量（TDN） (A)－(B)	外部依存量（TDN）			飼料自給率 (B)／(A)	備考			
					その他粗飼料(C)	濃厚飼料(D)	計					
		現況	t	t	t	t	t			t	%	
		計画	t	t	t	t	t	t	%			
道営草地整備事業・公共牧場整備事業関連	担い手育成の目標	現況担い手戸数(A)		計画担い手戸数(B)		計画(B)／現況(A)		備考				
		(戸)		(戸)		(10年後)						
	土地利用計画構想	区分	活性化計画 区域面積(ha)	農用地(ha)					非農用地	その他	計	
				水田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	小計			
		現況										
		計画										
	家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A)		計画家畜飼養頭数(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		備考		
		(頭)		(頭)		(戸)						
	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)			④ (年～年)			
飼料生産基盤集積整備事業関連	飼料生産基盤の流動化計画	項目		受益草地等面積(A)		担い手の経営飼料基盤面積(B)			同左①(%) (B)÷(A)		備考	
		現況		(ha)		(ha)					※比率は、面積比による	
		対象事業完了時		(ha)		(ha)			(5年後)			
		目標		(ha)		(ha)			(10年後)			
		現況担い手経営飼料基盤面積(A)		計画担い手経営飼料基盤面積(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後		
		(ha)		(ha)		(戸)		(10年後)		(5年後)		
		担い手等への土地利用集積方法		計(ha)	個別農家	農地所有適格法人	生産組織	その他	備考			
		自己所有地										
		賃借権設定										
		経営受託										
		農作業受託										
	その他		()	()	()	()	()					
	家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A)		計画家畜飼養頭数(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後		備考
		(頭)		(頭)		(戸)		(10年後)		(5年後)		※比率は、頭数比による
	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)			④ (年～年)			
	再編整備事業関連	飼料生産基盤の整備計画		山林	原野	採草放牧地	田	畑	計	備考		
			造成改良					()				
			整備改良					()				
			野草地整備					()				
放牧用林地整備							()					
その他							()					
		計					()					
家畜飼養計画		現況市町村家畜飼養頭数(A)		計画市町村家畜飼養頭数(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後		備考
		(頭)		(頭)		(戸)		(10年度)		(5年後)		
		うち担い手分(A)		うち担い手分(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後		備考
		(頭)		(頭)		(戸)		(10年後)		(5年後)		
事業管理計画		① (年～年)		② (年～年)			③ (年～年)			④ (年～年)		

(注1) 土地利用集積方法のその他の欄の()は交換分合等を記入する
(注2) 草地整備利用促進事業は道営草地整備事業関連欄に記載すること。

2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望

	現況	計画
経営形態		
経営状況		
生産基盤		

3 担い手育成の展望

4 対象事業の概要

事業名	地区名	採択年度	完了予定 年 度	受益面積	総事業費	(道営草地整備事業)	
						計画区域草地等面積	参加農家に占める担い手農家割合
		年度	年度	ha		ha	%

第2章 地域畜産の概要

1 計画区域の概要

① 計画区域の範囲

市町村名	関係集落	関係農協	関係面積	関係戸数

② 計画区域における畜産の概況

③ 対象区域の選定理由

2 市町村の概況

(1) 市町村の概要

(2) 市町村における畜産振興等の目標

① 振興計画及び指定地域の状況

(市町村名：、調査年度：令和 年度)

名称	対象地域	指定・許可年月日				内 容	備 考
		指定		許可			
		指定		許可			
		指定		許可			
		指定		許可			

(市町村名： 調査年度：令和 年度 調査資料名：)

第3章 計画事項

1 畜産活性化の目標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等

営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	区域内農家戸数	区域内担い手農家戸数

[illegible][illegible]

① 担い手等の内訳

(注) 担い手農家及び生産組織等の現在数についても要綱・要領で定義された要件に合致するものについて記入する。

5年後

--	--

(注) 1 個別経営体毎に記入するものとする。

5 年後

[illegible]

④ 農地所有適格法人及び農業生産組織の概要

[illegible][illegible]

(6) 土地利用計画
① 土地利用構想 (単位 : ha)

[illegible]

② 飼料基盤利用集積の内訳
現在

農作業主体	担い手農家等								合 計	
	個 別 農 家		農地所有 適格法人		生 産 組 織		そ の 他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自 己 所 有 地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃 借 権 設 定										
農 作 業 受 託										
その他（ 経営受託）										
計										

計 画（10年後）

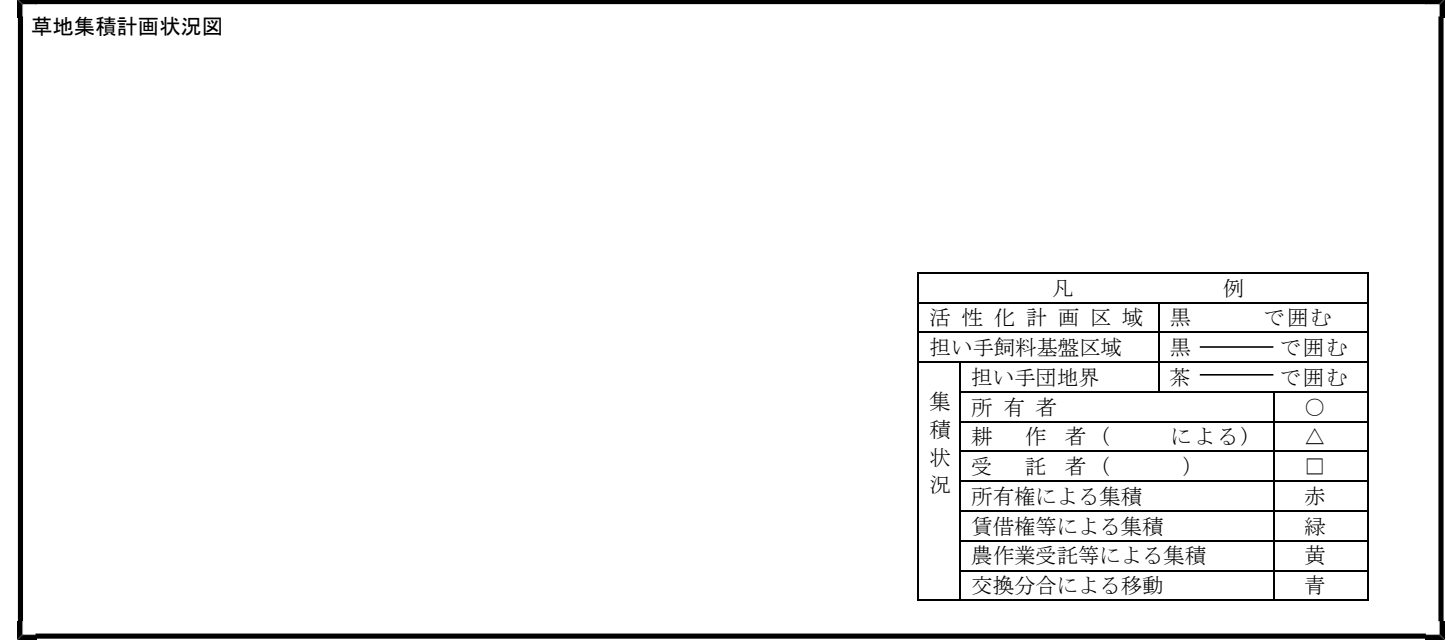
農作業主体	担い手農家等								合 計	
	個 別 農 家		農地所有 適格法人		生 産 組 織		そ の 他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自 己 所 有 地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃 借 権 設 定										
農 作 業 受 託										
その他（ 経営受託）										
計										

③ 担い手別団地別の飼料基盤利用集積調整一覧表（ 飼料基盤集積整備事業に限る。）

担い手 農番 番号	地 番	面 積 (ha)	計画地目	所有農 家番号	面 的 集 積 方 法（ha）				
					所 有 権	賃 借 権	作 業 委 託	経 営 委 託	計

（ 注 ） 一覧表は担い手別に整理する。

④ 飼料基盤集積計画状況図（ 飼料基盤集積整備事業に限る。）



（ 注 ） 1 色分、記号、番号等で集積状況がわかるように作成する。
2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A 4 版折込みとする。

(7) 家畜の飼養計画

区 分	乳 用 牛			肉 用 牛			そ の 他					
	飼養戸数	飼養頭数	戸 当 り 飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸 当 り 飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当飼養頭数
現 況	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
増 減	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- (注) 1 上段は市町村全体、下段 () 書きは担い手分とする。なお、公共牧場の場合は上段を預託頭数とする。
- 2 その他は、畜種毎に記入する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

① 自給飼料の生産計画

5 年後

(単位：t)

区 分	需 要 量 (TDN) (A)	供 給 量 (TDN) (B)	差引過 不足量 (TDN) (A)+(B)	外 部 依 存 量 (TDN)				飼 料 自 給 率 (B)/(A)	備 考
				公共草地 (C)	そ の 他 粗飼料 (D)	濃厚飼料 (E)	計		
現 況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計 画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増 減	t	t	t	t	t	t	t	%	

1 0 年後

(単位：t)

区 分	需 要 量 (TDN) (A)	供 給 量 (TDN) (B)	差引過 不足量 (TDN) (A)+(B)	外 部 依 存 量 (TDN)				飼 料 自 給 率 (B)/(A)	備 考
				公共草地 (C)	そ の 他 粗飼料 (D)	濃厚飼料 (E)	計		
現 況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計 画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増 減	t	t	t	t	t	t	t	%	

②飼料生産基盤の整備目標

		事 業 対 象 用 地					目標整備量	事 業 計 画
		山林	原野	採草放牧地	田	畑		
飼料生産基盤								
	造 成 改 良							
	整 備 改 良							
	野草地整備							
	放牧用林地整備							
	その他							
農 道								
用 排 水								

② 農業用施設の整備目標

	現 在	目標整備量
家畜保護施設		
家畜排せつ物処理施設		
飼料調製貯蔵施設		

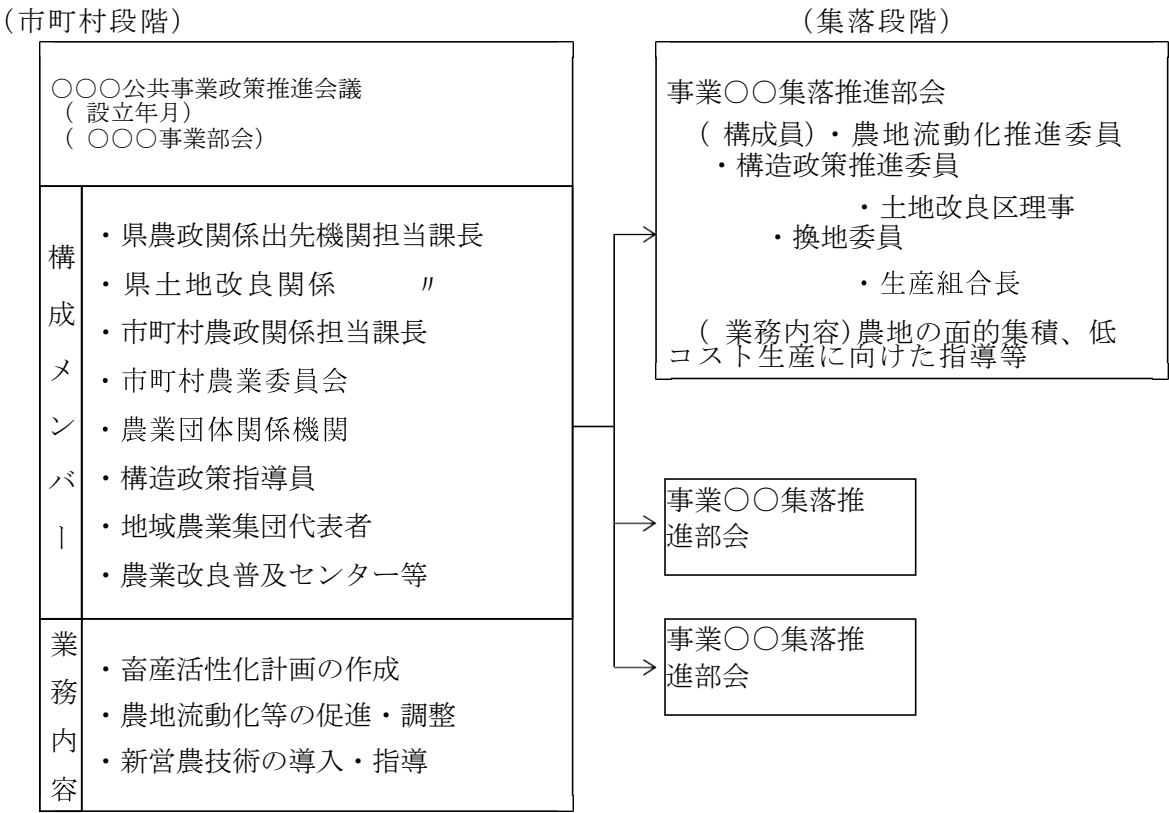
2 関連事業計画

導入事業（資金）名	事業の内容	導入 （予定） 年度	完了 （予定） 年度	草地畜産基盤整備事業との関連 （飼料生産基盤の面的集積との関連）	備考

3 推進体制整備計画

事業の円滑な推進を図るための推進整備体制について、地区又は市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。

例



〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤事業（〇〇型）
〇〇事業実施地区選定申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長

令和〇〇年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき申請します。

記

- 1 地 区 名
- 2 所 在 地
- 3 事業の種類
- 4 別紙調書
草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業実施申請地区概況調書

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）
〇〇事業実施申請地区概況調書

- 1 地 区 名
- 2 所 在 地
- 3 事業の必要性と目的
- 4 総括表

(道営草地整備事業、公共牧場整備事業及び草地整備利用促進事業)

所 在 地	地区面積及び造成 整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 (有 ・ 無)			備 考	
	地区 面積	造成 改良 面積	整備 改良 面積	野草 整備 面積	その他 面 積	区 分	地 域	地 区	区 分	戸 数	頭 羽 数		
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計 酪 農 肉用牛 〔 殖 育 豚 鶏 その他	戸	戸		
								()		()	()		
						計画		()		()	()		
										()	()		

(飼料基盤集積整備事業)

所 在 地	飼 料 生 産 基 盤 の 流 動 化 計 画					
	担い手等への土地利 用集積方法	計 (ha)	個別農家	農業所有適格 法 人	生産組織	そ の 他
	自己所有地					
	賃借権設定					
	経営受託					
	農作業受託					
	その他	()	()	()	()	()

(再編整備事業)

所 在 地	地区面積及び造成 整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 (有 ・ 無)			備 考	
	地区 面積	造成 改良 面積	整備 改良 面積	野草 整備 面積	その他 面 積	区 分	地 域	地 区	区 分	戸 数	頭 羽 数		
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計 酪 農 肉用牛 〔 殖 育 豚 鶏 その他	戸 ()	戸 ()		
								()		()	()		
						計画				()	()		
										()	()		

(水田地帯等担い手育成事業及び草地林地総合整備型)

所 在 地	地区面積及び造成 整備改良予定面積					牛飼養頭数			事業参加資格者				備 考
	地区 面積	造成 改良 面積	整備 改良 面積	野草 整備 面積	その他 面 積	区 分	地区 頭数	区 分	現況		計画		
									戸 数	うち 担い 手数	戸 数	うち 担い 手数	
	ha	ha	ha	ha		現 況	頭	計 酪農 肉用牛	戸 () () ()	戸 () () ()	戸 () () ()	戸 () () ()	
						計 画	頭	〔 殖 育	() ()	() ()	() ()	() ()	
								その他	()	()	()	()	

農業経営基盤強化 促進法に基づく 市町村基本構想	策定の有無	有・無	策定年度	年度	摘 要								
市町村酪農・肉用	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～ 年度	草地開発・ 整備計画	造成面積	整備改良面積	備 考			
牛生産近代化計画	飼養頭数の 目標	乳用牛	肉用牛	飼料作物 作付面積 の 目 標	水 田	普通畑	牧草地	その他	所得額 の目標	千円	飼料自給 率の目標	%	
		頭	頭		ha	ha	ha	ha					
市町村農業 振興地域 整備計画	策定の有無	有・無	策定年度	年 度	計画期間	～ 年度	摘 要						
〇 〇 〇 〇 事業	指定年度	年度	事業期間	～ 年度	基幹作目								
	主要事業 内 容												
土地改良事業 の 実 施 状 況	地 区 名	国・県営 の 別	事業着手 年 度	地区面積	農地造成面積 (受益面積)	主 要 作 目							
			年度	ha	ha								

(5) 市町村の財政状況

市町村名	歳	市町村税	地方交付税	公営企業及び財産収入	分担金及び手数料	使用料及び手数料	国庫支出金	寄付金	繰入金	繰越金	雑収入	市町村費	合計	自主財政の割合				備考
	入													%				
	歳	議会費	役場費	消防費	土木費	教育費	社会及び労働施設費	保健衛生費	産業経済費	財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支金	予備費	合計	産業経済費の割合	備考
	出																%	

6 地区の条件及び計画

(1) 立地条件

地区面積	交通の状況	地形	地質	標高	農耕期間の平均気温	無霜期間	傾斜度	水利用上の問題点	排水上の問題点	その他立地上の問題点
ha				m						

団地名	団地総面積	所有区分及び現況地目別面積				開発制限指定関係		利用期に達しない幼令林面積	開発整備に当たっての権利関係の整備方針	現在までの経緯の概要	開発整備に当たっての問題点	
		所有区分	面積	現況地目	面積	指定の種類	面積					
	ha		ha		ha		ha	ha	うち草地利用権設定予定面積 ha			

- (注) 1 所有区分の欄は、国有林野（国有林野法第2条に掲げる土地）、開拓財産、その他の国有地、公有地、（地方公共団体有地）、共有地、組合有地、会社有地、社寺有地、個人有地等の区分を記入すること。
- 2 開発制限指定関係の種類欄は、各種保安林の指定、砂防法による指定、自然公園法による指定、文化財保護法による指定、国有林野の直営生産事業林、母樹林、見本林、系争地、適地選定基準外等の内容を記入すること。
- 3 草地利用権とは、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第7条に規定する草地利用権をいう。
- 4 現在までの概要の欄は、例えば開拓財産については買収期日、旧所有者、不用地処分手続の進捗等、国有林野については森林管理局関係の交渉の経緯及び農地中間管理事業等につき記入すること。

- 添付書類
- 1 位置図
- 2 事業参加申出書の写し

別記様式第3号（第6の3関係）

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業参加申出書

〇〇地区草地畜産基盤整備事業に関する事業への参加を希望しますので、〇〇〇の運用第〇の〇の規定により関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

年 月 日

県 郡 村大字 字 番地
氏 名

記

1 申出者に係る経営の改善目標の概要

区分	営農類型	経営土地面積 (ha)						家畜飼養頭数 (頭 羽)				経営移転の有無		経営土地の取得希望面積 (ha)	備考
		田	畑				計	乳牛	肉用牛	豚	鶏	有	無		
現在															
計画															
増減															

2 申出の対象たる土地の表示及びその土地の所有者

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	所有者	
								住所	氏名又は名称

3 申出の対象たる農用地の表示及びその農用地の耕作者等

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	耕作又は養畜の業務を営む者		
								権利の種類	住所	氏名又は名称

- 4 申出の理由
- 5 その他必要な事項
- (備考)

1. 草地畜産基盤整備事業の運用第6の3に関する書面及び飼料自給率確認表を添付すること。

(様式例)

飼料自給率確認表

1 参加経営体データ

地区名	
市町村名	
事業参加経営体名	
営農形態	

2 飼料基盤概要

	現況	計画
草地(既存)	ha	ha
草地(整備)	ha	ha
草地(造成)	ha	ha
草地(他集積)	ha	ha
草地(集積→整備)	ha	ha
飼料畑(既存)	ha	ha
飼料畑(整備)	ha	ha
飼料畑(造成)	ha	ha
飼料畑(他集積)	ha	ha
飼料畑(集積→整備)	ha	ha
水田(WCS)	ha	ha
水田(稲ワラ)	ha	ha
	ha	ha

3 自給率計算書

(1) 養分(TDN)要求量

	乳用牛				肉用牛				必要TDN 合計(t)
	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	
		a	b	c(a×b)×0.365		A'	B'	C'(A'×B')×365	
現況	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
					肥育牛				
計									
計画	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
					肥育牛				
計									

注1:1頭当たりTDN(kg)は、直近の日本飼養標準等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること。

注2:頭数は事業計画の頭数を記載すること。

注:集積等は、特定できる資料を提示。

(2) 養分(TDN)供給量

	作物名	作付面積 (ha)	単収 (t/ha)	総収量 (t)	TDN含有率 (%)	TDN収量 合計(t)	備考 (特記事項)
		a	b	c(a×b)	d	e(c×d)	
現況	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
	水田(稲ワラ)						
計画	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
	水田(稲ワラ)						

注1:TDN含有率は、直近の日本飼料成分表等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること(目標値は使用しない)

注2:単収は、県の指標等を用い、その根拠となる資料を添付すること。

注3:混播牧草や、再生草を利用する場合は、単収及びTDN含有率の根拠となる資料を別途添付すること。

(3) 自給率

	要求量 (TDNt) a	供給量 (TDNt) b	自給率 (%) b/a
現状(繁殖)			
計画(繁殖)			
向上率			
現状(肥育)			
計画(肥育)			
向上率			
現状(酪農)			
計画(酪農)			
向上率			
現状			
計画			
向上率			

4 市町村酪肉近代化計画概要

市町村名	営農類型	自給率(%)	
		現状	計画
	繁殖		
	肥育		
	酪農		

5 家畜頭数増加率、飼料基盤集積率

	家畜頭数	土地集積率
現状		
計画		
増加率(%)		

6 造成・整備面積

	草地	飼料畑	計
造成			
整備			

〇〇〇草地畜産基盤事業
（〇〇型） 〇〇事業実施計画書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
（北海道にあっては農林水産省畜産局長）

都 道 府 県 知 事

別冊事業実施計画書のとおり、〇〇地区に係る草地畜産基盤整備事業（〇〇型） 〇〇事業実施計画を決定したので、草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

- （添付資料）
- ・ 〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型） 〇〇事業実施計画書
 - ・ 畜産活性化計画
 - ・ 負担金条例

	県 作成年月	地区
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 草地畜産基盤整備事業 (〇〇型) 〇〇〇〇事業 〇〇地区 令和 年 月 〇〇県（都道府県）		

目 次

〇〇〇草地畜産整備事業実施計画概要（〇〇〇型）〇〇〇〇事業	
第1章 目 的	
第2章 地域の概要	
第1節 地区の所在地	
第2節 一 般 概 況	
第3節 地域の農業概況及び動向	
第4節 関係市町村の林業概況（草地林地総合整備型のみ）	
第5節 地域の畜産概況	
第6節 土地利用現況	
第7節 主要農畜産物販売額	
第8節 家畜飼養変遷状況	
第9節 その他	
第3章 地区の現況等	
第1節 地区の沿革	
第2節 農家戸数	
第3節 農家経営現況	
第4節 土地の権利関係等	
第5節 土地の現況	
第6節 草地の現況	
第7節 気象概況	
第8節 水利現況等	
第9節 道路現況	
第4章 事 業 計 画	
第1節 事業の目的	
第2節 事業の必要性及び目標	
第3節 農家経営改善計画	
第4節 土地利用計画	
第5節 家畜飼養計画	
第6節 草地管理利用計画	
第7節 生産計画	
第8節 環境保全計画	
第9節 その他	
第5章 全 体 事 業 計 画	
第1節 事業費総括表	
第2節 負担額総括表	
第3節 全体事業計画の内容	
第6章 公共牧場管理計画（公共牧場整備事業のみ）	
第1節 管理経営の基本方針	
第2節 施設管理計画	
第3節 農家経営改善計画	
第4節 資金計画	
第5節 牧場管理機構	
第6節 牧場運営計画	
第7節 当該牧場における利用農家の範囲	
第7章 事業費参加予定者等	
第1節 事業参加予定者総括表	
第2節 事業参加予定者戸別明細表	
第3節 受益面積	
第8章 事業費負担計画等	
第1節 事業費負担区分	
第2節 経営体別投資額	
第3節 資金計画	
第9章 事 業 効 果 等	
第10章 添 付 書 類	
1 添 付 図	
2 積算資料、参考資料等	

000 草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業 調査計画概要

地区名		()		所在地																				自然条件 受益地概況																					
事業主体		北海道		調査計画期間				事業実施期間		～																																			
基本構想																				標高		地形			地質		土壌		植生		気象 平均気温 降水量														
																				m											℃ ()		mm ()												
																				草地 面積		放草 収量			不陸地 面積		排根線 カ所数		重粘土 面積		泥炭土 面積														
																				ha		t			ha				m		ha														
受 益 農 業 家 の 概 要																				市町村名		農家戸数		農用地 田 普通畑 飼料畑 牧草地 その他 計								山林		原野		その他									
																								ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha							
																				現況		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha		ha							
																				計画																									
																				区分		乳用牛		肉用牛		馬		其他()		肉畜割合		受益戸数													
																				成牛		育成牛		計		肉用種		乳用種		計															
																				頭		頭		頭		頭		頭		頭		(%)		戸											
現況														()																															
計画														()																															
受 益 農 家 の 概 要																				区分		経営土地面積 (ha) 田 普通畑 うち飼料畑 牧草地 小計 その他 計								飼養家畜(頭) 乳牛 肉用牛 馬 計				畜産所得		追加投資額		追加投資償還年額							
																				現況																				千円		千円		千円	
																				計画																									
																				増減																									
																				土地の権利関係 (受益草地面積)		所有区分別面積 所有者 面積								土地権利関係の概要				開発制限等指定状況											
																				(ha)																									
関 連 事 業 効 果																				事業名		事業期間				事業内容				受益戸数等															
																				増加純益額		妥当投資額				総事業費				投資効率															

(注) 1 地区欄の()内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。

(↑地方事務費5%含む。)

- 2 肉畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭羽数を豚換算し、それに占める肉畜の割合を記入すること。
3 受益戸数の（ ）は、担い手農家数を記入すること。

OO 地区

(単位:千円)

[illegible]

〇〇〇草地畜産基盤整備事業(草地整備型)公共牧場整備事業 実施計画概要

ふりがな 地区名	()				所在地					事業主体					事業 種 目	全体							
牧場名					管理主体					計画策定期間	年度 ～ 年度					区分	種目	工 種	事業量	事業費 (千円)			
牧場設置事業名	—				設置事業完了年度	—				事業実施期間	—					基本施設整備事業	草地整備改良						
(整備計画の基本構想)																							
														事業 計 画	関連型地造成改良								
															小計								
															計								
															農薬用施設整備								
															小計								
															計								
															その他諸経費								
															合計								
															関連事業計画	事業種目	事業量	事業費 (千円)					
															年度別事業計画	区分	割合 (%)	事業費 (千円)					
														全 体		0							
														年度									
														年度									
														年度									
														年度									
														負担区分	区分	国 (千円)	県 (千円)	市町村 (千円)	公社 (千円)	計 (千円)			
														事業費	金額								
														事務費	金額								
														合計									

※計画概要図を略図により添付すること。

(注) 1 地区名欄の () 内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
2 所在地の欄には、事業地区の所在する市又は、郡、町村名を記入すること。
3 整備計画の基本構想の欄には、地域の特徴、現在の状況等から踏まえ、事業の目的、基本構想について記入すること。
4 畜産振興計画の概要の欄には、各市町村別計画から転記し、() 内に当該計画の作成基準年を記入すること。
5 家畜飼養計画の欄には、当該牧場によるものとし、計画は、牧場経営の安定年次によること。
6 牧場利用農家の範囲の欄には、道内は市町村別、道外は郡道府別に記入し、計画は牧場経営の安定年次によること。
7 内容割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭数を算出し、それに占める内容の割合を記入すること。
8 事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目毎に記入し、その他諸経費については、測量設計費、用地及び補償費、工事雑費等であり附帯事務費は含まない。
9 関連事業計画の欄には、本事業の実施地域に關し、本事業と一体的に実施する計画であるものについて記入すること。
10 年度別事業計画の欄には、事業実施計画について総事業費及び年度ごとの事業費とその割合を記入すること(事務費を含まない)。
11 負担区分の欄には、事業費、事務費別とし、関連事業は、[] で外数として記入すること。

〇〇〇草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)飼料基盤集積整備事業 実施計画概要

地区名		所在地													
事業主体		計画策定期間		事業実施期間											
基本 構 想															
土 地 利 用 計 画	区分	田	普通畑	うち 輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地 計	山林	原野	その他	合 計		
	現況	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
	計画														
家 畜 飼 養 計 画	区分	乳 用 牛			肉 用 牛			馬	その他 ()		肉畜割合	受益戸数			
		成牛	育成牛	計	肉用種	乳用種	計						戸		
	現況	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	%				
	計画														
受 益 農 家 の 経 営 改 善 計 画	区分	経 営 土 地 面 積(ha)						家畜飼養頭数(頭)				畜産 所得	追加投資額	追加投資 償還金額	
		田	普通畑	うち 輪作畑	飼料畑	牧草地	そ の 他	計	乳牛	肉用 牛	馬	計	千円	千円	千円
	現況														
	計画														
	増減														
土 地 の 権 利 関 係	地 区 面 積 (受益草地面積)			所有者別面積			土地権利関係の概要				開発制限等指定状況				
				所有者			面積								

自 然 条 件	標高	地形	地質	土壌	植生	気 象				
	m					平均気温	降水量			
						℃	mm			
受 益 地 域 の 概 況	草地 面積	牧草 収量	不陸地 団地数	排根線 カ所数	重粘土 団地数	泥炭土 団地数				
	ha	t								
開 連 事 業	市町村 名	農家戸数	農 用 地 (ha)				山林	原野	その他	
			田	普通畑	飼料畑	牧草地	計	ha	ha	ha
概 要	年度 (R〇)	乳 用 牛		肉 用 牛		馬		豚		摘要
		頭数	戸数	戸当り	頭数	戸数	戸当り	頭数	戸数	
地 域 指 定 の 状 況	将来の目 標	目標年度	家畜	飼養頭数	飼養戸数	年増率	摘要			
開 連 事 業	事 業 名	事業期間		事 業 内 容			受益戸数等			
事 業 効 果	増加純益額	妥当投資額		総事業費		投資効率				
	千円	千円		千円						

(注) 1 地区欄の()には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
2 肉畜割合の欄には当該地区の家畜飼養頭羽数を概換算し、それを占める肉畜の割合を記入すること。

所 要 事 業 費

区分	種目	工 種	全体事業計画			資金計画(千円)				摘要
			事業量	単価	事業費	国費	都道府県費	市町村費	受益者	
本 施 設	草地整備改良									
		小計								
	関連草地造成改良									
		小計								
整 備 事 業	草地等の基盤整備改良									
		小計								

区分	種目	工 種	全体事業計画			資金計画(千円)				摘要
			事業量	単価	事業費	国費	都道府県費	市町村費	受益者	
利用施設整備事業	農業用施設整備									
		小計								
	その他諸経費									
		小計								
関連事業	計									
	合計									
	総計									

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業 実施計画概要

地区名			所在地				事業主体				事業期間		計画策定年	事業の区分							
目的												事業区分	種目及び工種		事業量	事業費	備考				
													(1)草地整備改良								
地域概要	市町村名													基本施設整備事業	(2)関連草地造成改良						
															(3)草地等の基盤整備改良						
実施地域の概要	市町村名		農家戸数(戸)				営農用地(ha)								農家戸当り	小計					
			専業	兼業第1種	兼業第2種	計	田	普通畑	飼料畑	草地	樹園地	計	採草放牧	計							
畜産振興計画	市町村名		区分	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数			
	現況		現況																		
事業対象用地の概要	現況地目		全体面積(ha)	現在の土地所有状況(所有権別面積)単位:ha				今後の土地開発整備利用計画(ha)								その他用地		小計			
				個人	公社	町・国	造成改良面積	整備改良整備	野草地整備面積												
事業参加資格者の概要	経営体数		区分	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数			
	参加戸数		個人																		
担等の概要	事業参加畜産経営体数		うち認定農業者	豚換算頭数				集積概土地等要		草地の集積等		経営移転等		合計		事業効果		所得倍還率			
	うち認定農業者		うち認定農業者																		
家	事業参加畜産経営体数		うち認定農業者	豚換算頭数				集積概土地等要		草地の集積等		経営移転等		合計		事業効果		所得倍還率			
	うち認定農業者		うち認定農業者																		

肉用牛の()は乳肉複合経営で外数

[illegible]

肉用牛の（ ）は乳肉複合で外数

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型） 事業実施計画概要

ふりがな 地区名		所在地		事業主体		計画策定期間 年度 事業実施期間 年度 ～ 年度 事業実施計画策定費 (千円)												
目 的												事業 基本 施設 整備 事業	区分	種目及び工種	事業量	事業費 (千円)		
													(1)草地整備改良					
地 区 概 要	市町村名 (旧市町村名)	中山間 指定等 5法指定	総戸数 (戸)	農家 戸数 (戸)	うち畜 産農家	耕地面積 () 内は、うち耕作放棄地					林野率 (%)	畑勾配15 度以上の面 積率 (%)	田勾配1/20 以上の面積 率 (%)	耕作放 棄地率 (%)	(2)関連草地造成改良			
						田 (ha)	普通畑 (ha)	飼料畑 (ha)	草地 (ha)	樹園地 (ha)	計 (ha)		-	-				
家 畜 飼 養 計 画 の 概 要	計														(3)草地等の基盤整備改良			
受 益 面 積 等	区分	肉用牛		乳用牛		豚			鶏			肥育豚 換算頭数 (頭)		(1)農業用施設整備				
	市町村名	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	羽数 (千羽)	戸数 (戸)	一戸 当たり					
ha	現況R〇年														(1)農機具等導入			
	計画R〇年																	
ha	地域計																	
	地域計																	
ha	区分	事業実施面積		算定率		算定受益面積		飼料基盤面積		区分		戸数		その他諸経費				
										現況 (20年)	計画 (25年)							
ha	草地・飼料畑			1										畜産参加者	酪農			
	野草地			1/2											肉用牛			
ha	放牧用林地			1/10										酪農・肉用牛				
	高度放牧林地			1/2										鶏				
ha	混牧林地			1/3										その他				
	輪作畑													小計				
ha	その他													耕種農家				
	計													林家				
家畜飼養計画	区分	肉用牛		乳用牛		豚			鶏			肥育豚 換算頭数 (頭)		年度別事業費	区分	割合 (%)	事業費 (千円)	
	(R〇年) 現況	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	羽数 (千羽)	戸数 (戸)	一戸 当たり		全体			
ha	(R〇年) 計画													R〇年度				
														R〇年度				
ha														年度				
														年度				
ha														年度				
														年度				
ha														事業効果		備考		

- (注)
1. 所在地の欄には、事業地区の所在する市又は郡、町村名を記入
 2. 目的の欄には、地域の特徴、現状等を踏まえ、事業の目的、基本構想を記入
 3. 地区の概要の欄には、関係市町村全域の概要を農林業センサス等各種統計資料に基づき記入
 4. 中山間地域等5法指定の欄には、地域指定の関係法律名を略称（過疎、山村、特定農山村、離島、半島）で記入
 5. 畜産振興計画の概要の欄には、酪肉近代化計画等を各市町村ごと記入
 6. 受益面積等の欄には、各区分ごとに実施面積、算定受益面積、既存面積を記入
 7. 事業参加者の欄には、事業参加者の家畜飼養頭数を記入
 8. 事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目ごとに記入
 9. 関連事業計画の欄には、本事業と一体的に実施する関連事業を事業名、事業種目ごとに記入
 10. 年度別事業計画の欄には、総事業費及び年度別事業費を記入
 11. 受益面積等の欄のうち、() 内には受益面積のうち既耕地、林野等の活用面積を、[] 内には耕作放棄地の活用面積を記入
 12. 耕作放棄地率＝耕作放棄地面積÷（耕作放棄地面積＋経営耕地面積）×100

・必要性、緊急性、効果（3～5行程度で定量的指標を用いて記載すること。）

1 目的：

2 関係市町村：

3 事業主体：

4 事業実施期間：令和 年度～令和 年度

5 総事業費： 千円（うち国費 千円）

6 受益面積： ha

7 整備内容：

事業実施による効果

	現況→	計画

位置図

事業の必要性

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

事業の概要・事業の効果

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

第1章 目 的

第2章 地域の概要

第1節 地区の所在地

〇〇郡〇〇町村……注) 〇〇市他何カ町村とはしないこと。

第2節 一般概況

1 概 要

(地域の位置、風土、経済地帯別区分及び他産業等についての特色を簡潔に記述する。)

2 産業別戸数及び人口

市町村名	年 次	戸 数									人 口		備 考
		総戸数	農 業	林 業	水産業	鉱 業	工 業	商 業	公類サ ービス	その他	総人口	農業人口	
	〇〇年												資料名
	最近年												

(注) 年次は少なくとも2の年次をとることとし、最近年とそれに最も近い国勢調査年次とする。

3 主要産業別生産額

市町村名	総 額	第1次産業		第2次産業		第3次産業		畜 産 物		備 考
		金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	第1次産業との割合	
	千円									

(注) 年次の取扱いは、2と同様とする。

第3節 地域の農業概況及び動向

1 関係市町村の農業の特色及び振興方針

2 関係市町村の農業の動向

項目 区分	農 家				経営土地面積(ha)				主要作物作付面積(ha)				主要家畜頭数(頭、千羽)			
	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)
変 化 の 状 況	区分	年 度	年 度	年 度	区分	年 度	年 度	年 度	区分	年 度	年 度	年 度	区分	年 度	年 度	年 度
	経営 体 数	主業経営体	(100)			田	(100)		飼料作物	(100)			乳用牛	(100)		
		準主業経営体	(100)			畑	(100)		牧 草	(100)			肉用牛	(100)		
		副業的経営体	(100)			計	(100)		馬鈴薯	(100)			馬	(100)		
		計	(100)			草 地	(100)		ビート	(100)			豚	(100)		
変 化 の 理 由	農業従事者数				(100)				そ の 他 農 用 地	(100)			豆 類	(100)		

(注) 1 変化の状況の各欄は、現在(最近年)を(C)、最近時農業センサスを(B)、さらにその直前に行われた農業センサスを(A)として、それぞれの実数を上段に記載し、下段()内に(A)年度を100とした(B)年度、(C)年度の指数を記入すること。
2 経営土地面積の草地とは、採草地、放牧地、永年草地という。
3 変化の理由の欄には、主たるものについて簡潔に記入すること。

第4節 関係市町村の林業概況（草地林地総合整備型に限る。）

1 林業の特色及び振興方針

（注） 関係市町村の森林面積、林家数の現況、造林、林道開発の実施状況、林産物の生産流通状況、林業振興に係る地域指定等を踏まえ、振興方針を記述すること。

2 林業と動向

市町村名	変化の内容	林 家（戸）			経営体別林野面積（ha）				林 種 別 森 林 面 積（ha）				素 材 生 産 量（ha）						
		区 分		〇〇年度（A）	〇〇年度（B）	〇〇年度（C）	区 分	〇〇年度（A）	〇〇年度（B）	〇〇年度（C）	区 分	〇〇年度（A）	〇〇年度（B）	〇〇年度（C）	区 分	〇〇年度（A）	〇〇年度（B）	〇〇年度（C）	
		林 家数	農 家 林 家	(100)	()	()	国 有	(100)	()	()	人 工 林	針葉樹	(100)	()	()	針葉樹	(100)	()	()
			非農家 林 家	(100)	()	()	公 有	(100)	()	()		広葉樹	(100)	()	()	広葉樹	(100)	()	()
			計	(100)	()	()	法人有	(100)	()	()		針葉樹	(100)	()	()				
		林 業 従事者数	(100)	()	()	個人有	(100)	()	()	天 然 林	広葉樹	(100)	()	()					
						その他	(100)	()	()		そ の 他	(100)	()	()					
	変化の事由	除間伐の実施状況、育林放棄地の状況等も記入する。																	

（注） 1 現在（最近年）をC、最近時農林業センサスをB、その1期前の農林業センサスをAとし、（ ）内にAを基準年とした指数を記入すること。

第5節 地域の畜産概況

1 関係市町村の畜産の特色

（関係市町村の酪農・肉用牛生産近代化計画等を中心に記入すること。）

2 産業別戸数

市町村名	総 戸 数	農 業 戸	林 業 戸	水産業 戸	鉱 業 戸	工 業 戸	商 業 戸	そ の 他 戸	備 考
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	

（注） 1 市町村別に最近の既存資料により記入すること。

2 計画対象地域全市町村について記入すること。

3 家畜飼養規模別飼養戸数

家畜種別 ○ ○ ○

(年 月 日現在)

市町村名	計	子 畜 の み	成 畜 頭 数 規 模									頭 数	戸当頭数	備 考
			1～ 2頭	3～ 4頭	5～ 6頭	7～ 9頭	10～ 14頭	15～ 19頭	20～ 29頭	30～ 49頭	50頭 以上			
計			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	頭	頭	

（注） 1 最近年について記入のこと。

2 当該地域の計画において採りあげている家畜について作成のこと。

3 上表の規模別区分は事例であり、家畜の種別に応じて区分欄を作成すること。

4 畜産物出荷の動向

市町村名	年 次	生 乳			家 畜											
		飲用乳 等向け	乳製品 等向け	計	肉 用 牛				子 牛			豚		鶏		鶏 卵 t
					肉用牛	乳用種 肥育牛	乳廃牛	計	肉用牛	乳用牛	肥 育 素 牛	成 豚	子 豚	成 鶏	ブロー ラー	
		t	t	t	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	百羽	百羽	
計																

（注） 1 地域の所在する関係市町村の合計について記入のこと。

2 農林統計、農協等の資料により作成のこと。

5 主要畜産施設の現状

(年度)

施設名	所在地	規模	能力	最近年の稼働状況	備考

- (注) 1 地域の所在する関係市町村内にある主要畜産施設（例えば、育成牧場、家畜市場、と畜場、クレーンステーション、食肉処理施設、飼料中継基地等）について作成すること。
- 2 規模は、例えば育成牧場であればその面積、能力は収容可能頭数、最近年の稼働状況は、実育成頭数を記入すること。

第6節 土地利用現況

市町村名	農用地									山 林				原 野				そ の 他 計	合 計	既造成改良草地			備 考		
	耕 地				肥培管理 しない 牧草地	野 草 地	採草放 牧する 山 林	計	一 戸 当 り	総 面 積	国 有	公 有	私 有		総 面 積	国 有	公 有			私 有		公 有 草 地		そ の 他	計
	田	畑	計	1戸 当り									個人 有	その 他						個人 有	その 他				
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha			

- (注) 1 センサス、土地台帳により記入すること。
- 2 計画対象地域全市町村について記入すること。
- 3 原野の私有その他の欄は、農協有、その他法人有、部落有（代表者の記名共有を含む。）等のものを記入すること。

第7節 主要農畜産物販売額

市町村名	米	麦 類	馬鈴薯	豆 類	特用作物	その他農産物	畜 産 物						合計	備考
							総 額	牛 乳	牛(個体)	豚	鶏	その他		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

- (注) 1 既存資料又は聞き取り調査により記入すること。
- 2 計画対象地域全市町村について記入すること。
- 3 販売額が不用の場合は生産額を記入すること。

第8節 家畜飼養変遷状況

市町村名	調査年月日	乳 用 牛				肉 用 牛				馬		めん山羊		豚		鶏		参考
		頭 数			戸 数	頭 数			戸 数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	
		2才以上	2才未満	計		肉用種	乳用種	計										
		頭	頭	頭 ()	戸 (%)	頭	頭		戸 (%)	頭 ()	戸 (%)	頭 ()	戸 (%)	頭 ()	戸 (%)	羽 ()	戸 (%)	

- (注) 1 センサスその他の既存資料により記入し、分類不明なものは「計」のみでも記入すること。
- 2 原則として計画対象地域全市町村について記入するものとするが、例えば計画対象地域が広範囲の場合には計画対象地域の合計および主要市町村についてのみ記入すること。
- 3 H12年、H17年、H22年および最近3年間について記入すること。
- 4 去勢牛は「おす」に算入すること。
- 5 頭数欄の（ ）内には、1戸当たり飼養頭数、戸数欄の（ ）内には飼養農家率を記入すること。

第9節 その他

1 地域指定等の状況

[illegible]

(注) 1 農業振興計画欄の再編整備型事業対象地域の指定の現状欄には、農用地区域に区分されている場合には農用地区域と記入し、その他の用途に区分されているときはその区分された用途を記入するものとし、農業振興地に指定されていない場合には未指定又は一部未指定と記入し、今後の措置欄に農用地区域として指定手続き中等と記入すること。

2 各種指定の予備欄には、当該地域の再編整備型事業と関係のある各種地域指定状況を記入する。

2 環境保全基準指定状況

[illegible]

第3章 地区の現況等

第1節 地区の沿革

(地区の存在する周辺地域の地形、地質の概略、関係市町村の主要作目及び農用地面積並びに開発して農用地とすることの可能な土地面積等を述べ、畜産開発の可能性を畜産の動向及び開発可能資源等の畜産立地上から簡潔に記述する。)

第2節 農家戸数

(年度)

[illegible]

第3節 農家經營現況

1 經營土地面積

(年度)

[illegible]

2 家 畜

(年度)

区 分	乳 用 牛					肉 用 牛					馬	め ん 山 羊	豚	鶏	備 考
	成 牛	左 の う ち 経産牛	2才牛	1才牛	計	肉 専 用 種			乳 用 雄子牛	計					
						18カ月 以 上	18カ月 未 満	小 計							
地域全体 戸当たり	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

3 農用施設機械

(年度)

区 分	農 用 施 設					主 要 農 業 機 械					そ の 他 施 設				備 考
	畜 舎					トラク ター					バーンク リーナー				
地域全体 戸当たり															

4 経営収支

(年度)

区 分	農 業 粗 収 入				経 営 支 出				農家所得	備 考
	農産収入	畜産収入	農外収入	計	農 産	畜 産	農 外	計		
地域全体 戸当たり	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

第4節 土地の権利関係等

1 土地の権利関係

地区面積	事業着手前の土地所有		事業着手前の所有権以外の権原による使用収益権			事業申請 予 定 者	申請予定者が当該土地について有する権利	権利調整 の概要	開 発 制 限					備 考
	所有権者	面 積	使用権益 者	使用収益権の種類	面 積				開発制限の種類	開発制限の内容	面 積	許 可 見 込	許可条件見 込	
ha		ha			ha						ha			

(注) 1 土地台帳等から土地所有関係を明らかにし、土地所有区分をできるだけ細分して記入すること。例えば国有地は、開拓財産、国有林その他国有地に区分すること。

2 開発制限の種類欄には、国立公園法による指定地域、文化財保護法による指定地域、水源かん養保安林の指定地域等の別を記入すること。

2 開発制限等

関係団地名	開 発 制 限 の 種 類	開 発 制 限 の 内 容	開 発 制 限 の 面 積	許 可 等 見 込	許 可 等 条 件 見 込 み	調 整 の 概 要	代 替 施 設 計 画 種 類 数 量 構 造
			ha				

(注) 開発制限等の種類には、国立公園、国定公園等の他、保安林等と区分する。また、漁業権、鉱業権等についての調査調整の結果についても本表に必要事項を記入すること。

第5節 土地の現況

団地名	地形標高 (最高最低)	地質	土壌	面 積 (農用地造成)	土 地 の 現 況								草 地 分 級				
					牧草地	飼料畑	野草地	田	普通畑	樹園地	山林原野	その他	1級	2級	3級	4級	主要制限因子

(注) 1 普通畑には、飼料畑を含めないこと。

2 草地分級については「草地開発事業計画設計基準」によること。

第6節 草地の現況

地区名	牧草地 面積	牧草収量	不陸地		排根線			重粘土		泥炭地		石礫地		備考
			団地数	面積	力所数	延長	面積	団地数	面積	団地数	面積	団地数	面積	
	ha	kg/10a		ha		m	ha		ha		ha		ha	

第7節 氣象概況

(観測機関 標高 位置)

月	気 温 ℃			降水量	平均風速 (m／s)	特殊気象			無 霜 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
	9 時	最 高	最 低			区 分	数 量	年月日				
1 月 2 月						最大日 雨 量	mm			初 雪 終 雪 根 雪 期 間 最 大 積 雪 深	年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日	
11 月 12 月 年平均						最大時 間雨量			最 大 風 速 最大連続旱天日数	m／s 年 月 日 日 年 月 日～ 月 日		
期 間												

- (注) 1 最寄の観測機関の既存資料（おおむね過去10年間のもの）に基づき記入すること。
2 最大積雪深、最長連続旱日数、最大降雨量は既往の最大及び最長を記入し、その他の項目は平均を記入する。
3 ○月○日までの平均はかんがい期間の平均（降雨量は合計）である。
4 年間旱日数は雨量0mm以下の平均日数とする。

第8節 水利現況等

1 一般現況

(注) 地下水利用を計画している場合には、別に記入すること。以下2についても同じ。

2 水利現況及び水利権調査調整

[illegible]

第9節 道路現況

本事業計画道路と接続する道路、及び農畜産物の集出荷関連となる主要な道路名、連絡先及び整備状況等を記入する。

第4章 事業計画

第1節 事業の目的

第2節 事業の必要性及び目標

第3節 農家經營改善計畫

農家経営改善計画（その1）

[illegible]

農家経営改善計画（その2）

管理 経営 予定者	区分	当該草地に依存する家畜又は 牧草					牧 場 経 営							資 金 計 画						備考	
		家 畜			牧 草																
		区分	頭数	飼 養 期 間	種類	数量	粗収 入	生 産 費		所得	後継者 の有無	作 業 時 間 短 縮		投資 額全 体事 業費	借入 金額	借入金 の年償還額		所 得 償 還 率			
								うち 飼料 費	うち 家族労 働費			面積	頭数			最大	平年	最大	平年		
A	現在					kg	千円	千円	千円	千円		hr/ha	hr/頭	千円	千円	千円	千円	%	%		
B	計画																				
C	増減																				
a	現在																				
b	計画																				
c	増減																				
平均 及び 合計	現在																				
	計画																				
	増減																				

項 目	記 載 要 領
経 営 管 理 予 定 者	参加経営体別に個別経営の標準類型、共同経営（法人）、協業経営、及び公共牧場等の経営について記入すること。なお、公共牧場等の場合は当該経営体数の欄に受益市町村名を記入する。
家 畜 飼 養 頭 数	区分は搾乳、繁殖、育成、肥育等、頭数の合計には、類型と豚換算頭数を（ ）で記入する。
飼 料 の 需 給 供 給 牧 場 経 営 資金計画	TDNで記入する。購入量は、粗飼料購入量があれば濃厚飼料と区分しておくこと。 家族労働費以外の生産費は、畜産物生産費調査等の結果を用いて推定する。 投資額は、現在欄には記入せず、追加投資額（補助金等を含み、土地買収費を除く。）を記入する。
所 得 償 還 率	借入金の年償還額÷経営の所得（（A）＋（B））
平均及び合計	平均を上段に、合計を下段に記入する。

第4節 土地利用計画

1 計画の概要

（傾斜、土地現況等により土地利用計画を策定した基本的な考え方を記述する。）

2 土地利用計画

(1) 総括表（現況と計画の対比）

（単位：ha）

計画 \ 現況	山 林	原 野	田	普通畑	樹園地	飼料畑	牧草地	野草地	施設用地	その他	計
牧 草 地											
飼 料 畑											
ふん尿還元農 用地											
野 草 地											
放 牧 林 地											
施 設 用 地											
環 境 保 全 地											
そ の 他											

（注）1 普通畑からは、飼料畑を除くこと。なお本表と同様の様式で団地ごとの対比表を作成しておくこと。

2 現況の各地目のうち耕作放棄地については、（ ）書き内数で併記すること。

(2) 集積土地の計画

(単位：ha)

団地名	番号	農地流動化対策				利用権設定等促進事業				農地法第3条第1項に基づくもの				土地改良法に基づくもの			合 計
		所有権 移 転	移転又は設定		計	所有権 移 転	移転又は設定		計	所有権 移 転	移転又は設定		計	交換 分合	換 地	計	
			賃借権	左以外の 使用集益権			賃借権	左以外の 使用集益権			賃借権	左以外の 使用集益権					

団地名	未墾地等 からの造成 に係る土地	その他 (特認)	合 計	土地集積が 行われる (予定) 年 月 日	備 考
計					

- (注) 1 本計画は、当該地区の計画策定前々年度から事業完了までに集積される土地について記入すること。
2 1団地において、集積土地を2以上の方策で集積される場合は、その方策ごとに団地を区分して記入すること。ただし、この場合の番号は枝番とすること。

(3) 団地別土地利用

(単位：ha)

団地名	区 分	牧 草 地				飼 料 畑				農 業 用 施 設 用 地				放牧 林地	野草 地	環 境 保 全 用 地	其 他	計	備 考
		個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計						

(注) 牧草地の内採算地専用面積については()書きとすること。

2 土地利用計画（道営草地整備事業に限る。）

区 分	団 地 数		集 団 化 率 ($\frac{P-Q}{P-1} \times 100$)	1 戸 当 た り 面 積	備 考
	総 数	1 戸 当 た り			
現 況		P		ha	
計 画		Q	%		

第5節 家畜飼養計画

区 分	造 成 整 備			既 造 成 改 良			野 草 地			計	当該地区において飼養する家畜及び給与草量								当 該 牧 場 以 外 に お け る 家 畜 に 供 給 す る 牧 草	
	草 地			草 地							乳 用 牛				肉 用 牛					
	面積	反当 収量	利用 草量	面積	反当 収量	利用 草量	面積	反当 収量	利用 草量	利用 草量	飼養の 目 的	飼養 時期	頭数	給与 草量	飼養の 目的	飼養 時期	頭数	給与 草量	主 要 な 利用家畜	供給 草量
現況 計画 増減	ha	t	t	ha	t	t	ha	t	t	t			頭	t			頭	t		t

- (注) 1 利用草量、給与草量、供給草量は生草換算数量を記入すること。
 2 当該地区における飼養する家畜の種類は、各地区の実態に応じて適宜取捨選択して記入すること。
 また、家畜飼養の目的は育成、肥育、搾乳等を、頭数は日平均の飼養頭数を、飼養時期は放牧期、舎飼期、周年等を記入すること。
 なお、飼養頭数は、飼養目的、飼養時期別にすること。

第6節 草地管理利用計画

1 草地利用及び家畜飼養計画

草 地 利 用 及 び 家 畜 飼 養 計 画					飼 養 家 畜 別 の 給 与 量					備 考
飼料区分	面 積	生産量	利用量	供給養分量 (TDN)	家畜の種類	年令区分	飼養目的	頭 数	給与養分量 (TDN)	
	ha	t	t	t				頭	t	

2 大型農業機械利用計画
 3 施肥計画

区分	購 入 肥 料								自 給 肥 料								備 考
	肥料名	ha当たり				面積	施用量	施肥回数	堆 肥				尿				
		施用量	施 用 成 分 量						ha当たり 施 用 量	面積	施用量	施肥回数	ha当たり 施 用 量	面積	施用量	施肥 回数	
			N	P ₂ O ₅	K ₂ O												
		kg	kg	kg	kg	ha	t	回	t	ha	t	回	t	ha	t	回	

第7節 生産計画

- 1 牧草等の粗飼料の生産量、牛乳等の畜産物の生産量について、面積、頭数及びha当り収量等の諸元を並記して記入すること。
 2 豚、鶏等についても同様に諸元を並記すること。

第8節 環境保全計画

- 1 家畜ふん尿処理利用
 2 土地利用、工事計画上の配慮

第9節 その他

第5章 全体事業計画
第1節 事業費総括表

事業種目			全体		年次計画										備考
					年度		年度		年度		年度		年度		
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
事業費	基本施設整備事業														
		計													
	利用施設整備事業														
		計													
		合計													
	総計														

第2節 負担額総括表

区分	事業種目	全体事業計画				負担区分				備考
		事業量	単位	単価	金額	国	道	市町村	受益者	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	

第3節 全体事業計画の内容

1 草地整備改良

(1) 草地整備改良

① 全体計画

整 備 予定地	区 分	区画整理			排根線除去			起伏修正			障害物除去			耕起整地			土 壌 改 良 資 材 散布及び牧草種子播種			土 壌 改 良 資 材				牧 草 種 子				事業費計					
		面 積	手 段	事業費	面 積	手 段	事業費	面 積	手 段	事業費	面 積	手 段	事業費	面 積	手 段	事業費				石 灰 質 資 材		磷 酸 質 資 材							種 類	品 種	数 量	事業費	
																	種 類	数 量	ha 当たり 事業費	種 類	数 量	ha 当たり 事業費											
		ha		円	ha		円	ha		円	ha		円	ha		円	ha		円		t	t	円			t	t	円			kg	円	ha
計																																	

排根線除去

団地数	延 長	修復面積	除去方法	工 法								備考	
				切崩分散	分離集根	残根除去	埋 没	耕 起	砕 土	土壌改良	鎮 圧		
ヶ所	m												

不陸均

団地数	面積	工 法						備 考
ヶ所	ha							

心土破碎

団地数	面積	土 性	破 碎 深	破 碎 間 隔	備 考			
	ha		m	m				

有機質資材及び土壌改良資材

団地数	面積	有機質資材 (種類)	石灰質資材 (種類)	磷酸質資材 (種類)	備 考			
ヶ所	ha	t /ha	t /ha	t /ha				

(2) 道路整備計画

① 計画基本方針

(注) 下記の道路計画を策定した理由等について簡潔に記述すること。

② 全体計画

路 線 名	事業計画			幅 員 (有効)	構 造	主要構造物		既存道路 との連絡	管 理 予定者	備 考
	事業 量	単 価	事業 費			橋梁				
幹 線 号	m	円	円	m		ヶ所				うち改修部分 は〇〇道
支 線 号										
遊歩道 号										
計 { 幹線 条										
支線 条										
遊歩道 条										

(注) 改修部分がある場合は、() 書きで内数として記入し、備考欄には、市町村道、林道等の別を記入すること。

③ 路線配置図

(注) 模式図により、既設道路との関係、既設及び計画路線の名称、既設道路の国道、都道府県道、市町村道の種別延長等を示すこと。

(3) 用水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

② 計画用水系統図

(注) 模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連地名（施設、草地等）等を付記すること。

③ 事業計画

用水路名	延 長	構 造	計画給水量	関連団地	単 価	事 業 費	管理予定者	備 考
	m		m ³ /日		円	円		

(注) 1 構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設（浄水、消毒施設等）を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(4) 排水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 排水計画の必要性と理由を記述すること。

② 排水系統図

(注) 模式図により、幹線排水路との関係、既設及び計画用水路（施設）の名称、関連団地名（施設、草地等）等を付記すること。

③ 事業計画

排水路名	延長	構造	単位排水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m ³ /秒		円	円		

(注) 1 構造の欄については、水路の種類（コルゲートU字フリューム水路、コンクリート水路等）、規格及び柵の種類（合流柵、落差柵、減勢柵）について記入し、水路等の構造図を添付のこと。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、単位排水量の算定根拠を記入すること。

(5) 雑用水施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の種類	頭数	要水量	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費		
		頭	m ³		羽	円		羽	円		羽	円		羽	円	円	

2 関連草地造成改良

(1) 草地造成改良

① 全体計画

造成予定地	区分	事業量費			造成工法			土壌改良資材								牧草種子			
		面積	単価	事業費	工法	面積	工法概要	土壌改良資材散布及び牧草種子播種			石灰質資材				磷酸質資材				事業費
								面積	手段	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	
		ha	円/ha	円		ha		ha		円		t	t	円		t	t	円	kg 円

団 地 数	面 積	工 法							種 子	有機質	石灰質	磷酸質	備 考
		抜 根	排 根	耕 起	砕 土	土 壤 改 良	鎮 圧	施 肥 播 種		資 材 (種類)	資 材 (種類)	資 材 (種類)	
	ha									t /ha	t /ha	t /ha	

(注) 1 区分の欄には、採草地、放牧地、兼用地、飼料畑、普通畑等と記入すること。

2 事業量・事業費の欄の面積、単価、事業費には、区分ごとの計又は平均単価を記入し、造成工法により右欄にあっては工法ごとに面積を記入すること。

3 造成工法の欄には山成工、改良山成工、階段工に区分し、それぞれの造成面積と工法概要として山成工にあってはしゅう曲整形型、傾斜緩和型の区分を、階段工にあってはベンチテラス型、コンターテラス型等を記入すること。

4 土壌改良資材の欄の石灰質資材と磷酸質資材の欄には成分量で記入すること。

② 内容

ア 工法

(注) 工法ごとに、その工程を説明し、工法ごとの傾斜、ha当たり土壌改良資材の種類及び投入量、耕起深及びha当たりの造成単価を記入すること。

イ 家畜の種類ごとの利用面積

ウ その他

(注) 草地造成改良に含めて整備される作業用道路（幹支線を除く。）、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

(2) 道路整備

(3) 用排水施設整備

(4) 雑排水施設整備

様式は1の(2)、(3)、(4)に準ずる。

3 草地等の基盤整備改良

(1) 野草地整備改良計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整 備 予 定 地	牧草地改良面積	立 木 等 の 除 伐					障害物除去			耕起整地			土 壤 改 良 資 材 散布及び牧草種子播種			土 壤 改 良 資 材								牧 草 種 子				雑 費 計	事 業 費 計
																石 灰 質 資 材				磷 酸 質 資 材									
		樹種	樹 齢	本 数	面 積	手 段	事業費	面積	手 段	事業費	面積	手 段	事業費	面積	手 段	事業費	種 類	数 量	ha 当 たり	事業費	種 類	数 量	ha 当 たり	事業費	種 類	品 種	数 量		
		ha		冊	ha	冊	ha		冊	ha		冊	ha		冊		t	t	冊		t	t	冊			kg	冊	冊	冊
計																													

(2) 放牧林地整備計画（高度放牧林地及び混牧林地整備を含む）

① 計画基本方針

② 全体計画

整 備 予定地	整備 面積 (工法)	前 植 生 処 理					障害物除去			耕起整地			土 壌 改 良 資 材 散布及び牧草種子播種			土 壌 改 良 資 材								牧 草 種 子				雑 費 計	事 業 費 計
		樹 種	樹 齢	本 数	面 積	手 段	事業 費	面 積	手 段	事業 費	面 積	手 段				事業 費	石灰質資材				磷酸質資材								
													種 類	数 量	ha 当 た り		事業 費	種 類	数 量	ha 当 た り	事業 費	種 類	品 種	数 量	事業 費				
		ha		冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊		t	t	冊		t	t	冊			kg	冊		冊			
計																													

(注) 整備面積の欄の（工法）には、放牧用林地整備、高度放牧林地整備（上下二段方式、林帯草帯方式）、混牧林地整備、家畜排せつ物還元用特用樹林用地造成の区分を記入すること。

③ 内 容

ア 工 法

(注) 工法ごとに、その工程を説明し、整備前におけるha当たりの立木本数、平均樹高、平均胸高直径並びに立木の平均伐採率、林帯草帯の平均幅、立木の平均密度、土壌改良資材の種類及び投入量、牧草導入の手法の概要、ha当たり造成単価等を記入すること。

イ 家畜種類ごとの利用面積

ウ その他

(注) 放牧用林地整備に含めて整備される作業用道路（幹支線を除く。）、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

(3) 牧野樹林整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				冊	冊	冊		

(4) 家畜排せつ物還元用農用地造成整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				冊	冊	冊		

(5) 水質汚染防止基盤整備計画

①水質浄化林・浄化水路整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 用地造成整備計画

整備予定地	事業計画			工法等	備考
	事業量	単価	事業費		
	m ²	千円/10a	千円		
計					

(注) 工法等の欄には植栽床の保護柵（ブロック、石組み）等を記入

ウ 植栽等計画

整備 予定地	植栽計画						浄化用骨材			備考
	植栽 面積	植栽 本数	単価	事業費	樹種	植栽幅、 列数、樹高等	面積	単価	事業費	
	m ²	本	千円 /m ²	千円			m ²	千円 /m ²	千円	
計										

(注) 1 水質浄化林の樹種にあつては、地域の実情に応じたものとし、その効果についての知見データ等を添付すること。

2 浄化水路の整備にあつては、用いる効果についての知見データ等を添付すること。

②浄化池、汚水処理池整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備改良 予定地	区分	事業計画			工 法			備考
		事業量	単価	事業費	浚渫	埋め戻し	その他	
		ha	千円 /ha	千円	ha	ha	ha	
計								

(注) 工法のその他欄にあつては、具体的な工法を記入すること。

③畜産施設及びその周辺等の地下水汚染防止基盤整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	ha	千円/ha	千円		
計					

(注) 工法等の欄には、地下水汚染を防止する方法（構内舗装、防漏処理集水池等）について記入すること。

(6) 防災施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

整備予定地	事業量	単 価	事業費	種 類	数 量	関連団地	管理予定者	備 考
	ha	千円/ha	千円					

(7)施設用地造成整備事業

- ① 計画基本方針
② 用地造成整備計画

使用する施設名区分	事業量	単価	事業費	内容及び必要性
	ha	千円/ha	千円	

(注) 用地面積は平面分のみでなく法面を含むものとして記入すること。

(8)鳥獣被害防止施設整備

- ① 計画基本方針
② 事業計画

整備予定地	構造・形式・規模等	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
		千円	千円/m	千円		

4 農業用施設整備計画

(1) 隔障物整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備予定地	事業量	門扉の数	棚 柱			張 線		受益面積	受益頭数	単 価	事業費	備 考
			種類	規格	間隔	種類	段数					
	m	ヶ所			m			ha	頭	円/m	千円	

(2) 家畜保護施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・改良	構造	規模	改良の場合 の主な内容	畜舎等主たる施設			附 帯 施 設				事業 費計	管 理 予定者	備 考
						数量	単価	事業費	内容	数量	単価	事業費			
							円	円			円	円			

(注) 数量、事業費等は「畜舎等主たる施設」と「附帯施設」に分け、「附帯施設」には、搾乳、牛乳処理用施設、給飼料施設、ふん尿搬出施設等に係るものを記入すること。

(3) 電気導入施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備予定地	構造・形式・規模等	事業費	利用施設	管理予定者	備考
		円			

(注) 利用施設の欄には、整備する電気導入施設により電気を導入し利用する施設名（畜舎、家畜排せつ物処理施設等）を記入すること。

(4) 用水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

② 計画用水系統図

(注) 模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連用地名（施設、草地等）等を付記すること。

③ 事業計画

用水路名	延長	構造	計画給水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m ³ /日		円	円		

(注) 1 構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設（浄水、消毒施設等）を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(5) 雑用水施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の類	種別	頭数	要水量	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	
			頭	m ³		戸	円		戸	円		戸	円		戸	円	

(6) 飼料調整貯蔵施設整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造形式	処理能力	処理計画量	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t/年	t/年	戸	kg・日	円/kg・日	円		

(7) 飼肥料庫整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考

(8) 家畜排せつ物処理施設整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造形式	処理能力	処理計画量	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t/年	t/年	戸	kg・日	円/kg・日	円		

(注) 附帯する施設には電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備に含めて整備される施設について記入する。

(9) 水質汚染防止施設整備計画

① 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

②全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

- (注) 1 附帯する施設には、電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備と一体的に整備される施設について記入する。
2 第5章第3節2その他農業施設整備計画に記載した整備内容の内訳について記載すること。

(10) 間伐材加工処理施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備予定地	構 造 ・ 形 式 ・ 規 模 等	事 業 費	利 用 施 設	管 理 予 定 者	備 考
		円			

(11) 衛生管理施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(12) 放牧馴致施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	数量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(13) 防護柵整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備予定地	施設・改良	構 造	規 模	事 業 量	単 価	事 業 費	管理予定者	備 考
				m	円/m	円		

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

施設名	構 造	規 模	数 量	単 位	単 価	事 業 費	内 容	管理予定者	備 考
					千円	千円			

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整 備 予 定 地	施 設・ 機 械 名	構 造・ 型 式	能 力	受益者数	事業量	単 価	事業費	管 理 予 定 者	備 考
			t/年	戸	ヶ/台	円/ヶ所・台	円		

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施 設 名	事 業 量	単 価	事 業 費	内 容	管理予定者	備 考

- ①計画基本方針
- ②全体計画

整備予定地	施 設 名	事 業 量	単 価	事 業 費	内 容	管理予定者	備 考

第2節 施設管理計画

団地名									
管理者名									
施設名	道 路	雑用水施設	隔 障 物	避 難 舎	看 視 舎	牧野樹林	乾草施設	牧場用機械	○ ○ ○ ○
維持管理方法									
維持管理経費									
維持管理経費 の 負 担 方 法									
そ の 他 事 項									

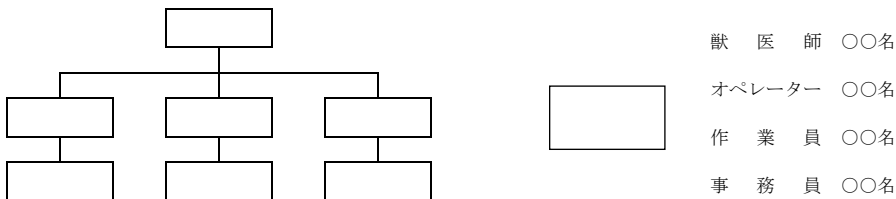
[illegible]

第4節 資金計画

[illegible]

(注) 最大年償還額、平年償還額は、計の欄のみ記入すること。

第5節 牧場の管理機構



第6節 牧場の運営計画

区 分			事 業 前 現 況 ○年	整備事業実行計画					完了後 計画 ○年	備 考
				1 年次 ○年	2 年次 ○年	3 年次 ○年	4 年次 ○年	5 年次 ○年		
基盤整備計画	未 整 備 面 積 (ha)									
	整 備 中 の 面 積 (ha)									
	整 備 済 面 積 (ha)									
	計									
牧場運営計画	預 託 受 入 頭 数 (頭/日)	夏 期 冬 期								
	乾草(生草)販売量 (t /年)									
整 備 期 間 中 の 対 応 状 況	預託受入れ対応 (対受益農家)									
	乾草(生草)供給方法 (対受益農家)									

(注) 1 未整備面積には、本事業の対象予定外草地を含むものとする。
2 基盤整備計画欄には、造成改良面積を上段（ ）で内数により記載すること。
3 整備期間中の対応方法は、整備工事実施のため、農家の希望に応じられない場合に記載すること。

第7節 当該牧場における利用農家の範囲

1 預託受入れ

2 牧草販売

預託受入れ先 (都府県・市町村)	預託 時 期	預託受入れ頭数		利用農家戸数	
		現 況	計 画	現 況	計 画
	夏期 冬期	頭	頭	戸	戸
	夏期 冬期				
計	夏期 冬期				

(注) 預託受け入れ先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都府県別とすること。

牧草販売先 (都府県・市町村)	預託 時期	牧草販売量		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期 冬期	t	t	戸	戸
	夏期 冬期				
計	夏期 冬期				

(注) 牧草販売先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都府県別とすること。

第7章 事業参加予定者等

第1節 事業参加予定者総括表

区 分		参 加 予 定 者	備 考
畜産農家	酪農	戸	
	肉用牛		
	養豚		
	養鶏		
計			
耕種農家			
合 計			

(注) 事業参加予定者に農地所有適格法人、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

第2節 事業参加予定者個別明細表

事業参加者氏名	経営類型	経営所在地	事業参加内容		備考
			基本施設整備	利用施設整備	

(注) 1 経営類型の欄には、酪農、肉牛繁殖、養豚一貫、稲作等と記入すること。

2 経営所在地の欄には、経営の期間となる施設等の所在地を地番まで記入すること。

3 事業参加内容の欄には、参加する事業内容（放牧林地整備、草地造成、飼料畑整備、畜舎等）及び事業量を記入すること。なお、共同利用施設等の事業の場合は、〇〇 △△／×（〇〇…事業内容、△△…事業量、×…事業参加数（例）家畜排せつ物処理施設 200㎡/3）と記入すること。

第3節 受益面積

受益地の所在地		事業実施面積						計	備考
		草地・飼料畑	野草地	放牧用林地	高度放牧林地	混牧林地	輪作畑	水田・普通畑	
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
計		()	()	()	()	()	()	()	
受益面積		()	()	()	()	()	()	()	
割合 (%)									
(参考) 飼料基盤面積	現況 (R 年)								
	計画 (R 年)								

(注) 1 受益地について1筆ごと（まとまりがありその受益の内容が同じ土地については、ひとまとめにしても差し支えない。）に該当する受益内容の欄にその実面積を記入

2 受益面積の欄には、計の欄について、草地畜産基盤整備事業に係る運用により規定する算定率に乗じた面積を記入

3 1筆の土地のうち一部の面積が受益を受ける場合は、その受益を受ける面積を記入

4 () 内は、受益面積のうち既耕地、耕作放棄地、林野等の活用面積を記入

5 市町村ごとに小計を作成すること。

第8章 事業費負担計画等

第1節 事業費負担区分

1 事業費負担区分

区 分		事 業 費			負 担 率				負 担 額				備 考
		個 別	公 共	計	国	県	市 町 村	受 益 者	国 費	県 費	市 町 村 費		
基 本 備 施 事 設 業		千円	千円	千円	%	%	%	%	千円	千円	千円	千円	
	小 計												
農 整 業 備 用 事 施 業 設													
	小 計												
農機具等導入事業													
共 通 経 費													
合 計													

(注) 本表においては、共通経費には用地及び補償費、測量及び試験費を記すこと。

第2節 経営体別投資額

(単位：千円)

営 区 分 体	所 要 投 資 額				受 益 者 負 担 額				地 代	備 考
	基 本 施 設	利 用 施 設	農 機 具 等	計	基 本 施 設	利 用 施 設	農 機 具 等	計		

(注) 所要投資額は、受益者負担にかかる事業項目のみを記入すること。

第3節 資金計画

経 営 者 別	償 還 条 件							償 還 額			備 考
	制 度 別	資金の種類	借 入 元 金	措 置 期 間	償 還 期 間	利 率	年 賦 金 率	年 償 還 額	最大年償還額	平年償還額	
関 連 団 地 名	株式会社日本政策 金 融 公 庫 資 金							千円	千円	千円	
	農業近代化資金										
	農業改良資金										
	計										

(注) 1 最大年償還額、平年償還額、所得償還率は、経営者別に計の欄のみ記入すること。

2 所得償還率＝年償還額÷農業所得

(經營主体負担率)

工 種	構 造	事業費	残 存 価 格	償 却 必要額	耐 用 年 数	減 価 償却費	備 考
		千円	千円	千円	年	千円	

第9章 事業効果等

1. 費用便益費の総括

区 分	数 値
総費用 ①	千円
評価期間（当該事業の工事期間＋20年又は40年） ②	年
総便益 ③	千円
総費用総便益比 ③÷①	

2. 費用便益比の内訳

[illegible]

第10章 添付書類

1 添付図

(1) 位置図

ア 基 図…国土地理院発行の1/50,000地形図を使用すること。

イ 記入事項…地区、団地の範囲、造成改良農用地及び放牧林地整備の範囲、既存の牧草地、畑の範囲、事業対象及び既存道路、導水路等及び名称、農業用施設用地の位置。

(2) 計画概要図

ア 基 図…地区全体が一葉の図面に入るような縮尺(1/10,000～1/25,000)の地図を使用すること。

イ 記入事項…位置図の事項の他、土地利用区分、(牧草地、野草地、飼料畑、その他農用地、放牧地、環境保全用地、施設用地、その他附帯地等)等。

(3) 計画平面図

ア 基 図…原則として1/5,000

イ 記入事項…記入事項は、計画概要図と同じ。

2 積算資料、参考資料等

(1) 計画作成の基礎資料、附属資料作成の基礎となった諸資料又は説明資料

(2) 施設等の概算設計積算所及び設計図

(3) 調査成績書

(4) その他参考資料

(5) 計画基本図は原則として1/5,000であるが、改良山成工が必要な場合は1/2,500～1/1,000

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業実施計画変更報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
（北海道にあつては農林水産省畜産局長）

都 道 府 県 知 事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、報告します。

変更理由

- （別 添）・草地畜産基盤整備事業実施計画書の様式により変更前を（ ）書きで上段に、下段には、変更後を記載し、二段書きとして作成したものを添付。
- ・変更後の畜産活性化計画書（写）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
(〇〇〇型) 〇〇〇事業完了報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
(北海道にあつては農林水産省畜産局長)

都 道 府 県 知 事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、下記地区に係る草地畜産基盤整備事業が完了したことを報告します。

記

事業の種類：〇〇型〇〇事業

地区名	所在地	事業主体	草地整備 改良面積	草地造成 改良面積	野草地整備 改良面積	放牧用林地 整備面積	事業費	実施期間	備考
			ha	ha	ha	ha	千円	年度 ～ 年度	

(別 添) ・草地畜産基盤整備事業実施計画書と同様式により、上段に事業実施計画策定時の内容若しくは事業計画の変更報告時の内容を（ ）書きとし、下段に事業完了時の内容として二段書きで作成したものを添付すること。

別記様式第7号（第10の5関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇型）〇〇事業 〇〇県〇〇地区

資金計画書

地区所在地	
事業実施計画 承認年月日	
資金計画作成者	
事業実施（予定）	

第1 地区全体計画

	必要 資金額	年度別借入希望額				関係 戸数	備 考
		年度	年度	年度	年度		
農林漁業金融金庫資金 資金 資金 農業近代化資金 その他資金	千円	千円	千円	千円	千円		
計							

第2 経営体計画（個別経営体又は協力経営体ごとに作成）

氏名（組織名）		住所	
---------	--	----	--

1 資金計画

	内 容	必要 資金額	資金調達内訳				
			資金	資金	農業近代化資金	その他資金	計
基本施設整備 利用施設整備 農機具等導入 計	（例） 農地 ha 防災林 ha 畜産施設用地 ha 〇〇 〇〇	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資金借入希望年度別内訳		年度 年度 年度 年度					

2 農業経営の改善計画（個別経営）

(1) 農業経営の現状と目標

		現況 (年度)	目標年度 (年度)	備 考
経営 土 地	水田 普通畑 草地飼料畑 採草牧地 果樹園 山林	a	a	
農建物 用・農 設機 具等	畜舎			
家況 畜飼 養状	乳 牛 肉 用 牛 豚 鶏	頭	頭	

(2) 経営収支及び資金運用計画

区分	科 目		現 況 (年度)		目標年次 (年度)	
			金 額	算出基礎	金 額	算出基礎
収 支	収 入 A					
	支 出 B					
	収支差引 A - B					
資 金 運 用 計 画	受 入	農業収入 A				
		運転資金				
		その他				
		計 C				
	運 用	農業経営費 B				
		借入金・負 担金等の償還				
		家計費 その他				
		計 D				
	C - D					

(3) 償還計画

ア 現在の借入金の状況

資金名	借入計画	借入理由	返済期間	未償還金額
	千円		年	千円

イ 目標年次における借入金残高等

	借入金			
	資金	資金	その他の資金	計
借入残高 年間償還額	千円	千円	千円	千円

3 農業経営の改善計画

(1) 法人の概況

設立年月日	年 月 日	協業の形態	全面協業・部門協業		
組織名		出資金		構成員の世帯	
法人の業務内容					

(2) 経営土地等々の現況と計画

地目	区 分	現況 (年度)	目標年次 (年度)	備 考
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地	a	a	
	法人有地 構成員からの借地 構成員以外からの借地 計 貸付地			

(3) 農業施設等の現況と計画

		現況 (年度)	目標年次 (年度)	備 考
農業用 (建物 ・農機 具)		a	a	
家畜飼 養状況	乳肉用牛 豚鶏			

(4) 経営収支及び資金運用計画

2の(2)に準じ作成する。

(5) 償還計画

2の(3)に準じ作成する。

別紙２（水利施設整備に係る運用）

第１ 趣旨

実施要綱第２の１の(2)の①のアの(イ)に掲げる水利施設整備の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用１から運用５までに定めるところによる。

第２ 事業の内容

１ 水利施設等整備事業

水田及び畑地帯における基幹的な農業用排水施設の整備等を行う事業であり、運用１に掲げる事業（ただし、畑地帯総合整備型にあっては、運用２に掲げる事業）

２ 農業水利施設保全合理化事業

水管理の省力化や農業水利施設の長寿命化のための整備等を行う事業であり、運用３に掲げる事業

３ 広域農業用水適正管理対策事業

国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後においても残存し、農業用水管理又は河川管理上支障となっている施設の撤去を行う事業であり、運用４に掲げる事業

４ 地域用水環境整備事業

農村地域における生活空間の質的向上等を図るため、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備等を行う事業であり、運用５に掲げる事業

第３ 事業の実施区域

第２の１及び２に掲げる事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、同一の用排水系統に属する農用地区域以外の農用地の現況用水量の確保のため不可避免的に一体として事業の受益とせざるを得ない場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができるものとする。

第４ 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県その他運用１第２、運用２第３、運用３第３、運用４第２又は運用５第２に定める者とする。

第５ 計画の提出

都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、運用１第４、運用２第５、運用３第５、運用４第４又は運用５第４に定める計画を地方農政局長等（北海道に

あつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。)に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合にあっては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに別に定める書類を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを基に書類を地方農政局長等に提出するものとする。

第6 計画の変更

- 1 都道府県知事は、運用1第5、運用2第6、運用3第6、運用4第5又は運用5第5に定める変更があつた場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、事業を変更したい旨を都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の変更を行ったとき又は都道府県以外が実施する事業の計画の変更の報告を受けたときは、変更計画報告書及び変更した計画を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 2の変更計画報告書は、様式1により作成するものとする。

第7 事業の達成状況報告

都道府県知事は、運用1第6、運用2第7又は運用3第8に定めるところにより、地方農政局長等に事業の達成状況について報告するものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、事業実施主体は事業の達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事はこれを基に地方農政局長等に報告するものとする。

第8 助成

要綱第4の農村振興局長が別に定める経費とは、別記に掲げる費用とする。

第9 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等(土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。)が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」(平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知)に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業で整備する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

- (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
- (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第10 その他

- 1 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村、土地改良区又は公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第22号）第42条に規定する市町村地域防災計画（市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 2 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県以外が事業実施主体である場合には事業実施主体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整、技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 5 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第5条及び第7条に規定する事業計画の概要及び土地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農林省農地局通知）によるものとする。
- 6 本事業により農業用ため池を対象とした整備を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）附則第2条第1項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものは除く。）の届出又は同法第4条第3項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。
- 7 法第87条の2第1項第3号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の農業用排水施設の更新を含むものであって、おおむね200ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね100ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地として事業を実施する場合とする。

第11 経過措置

農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成30年3月30日付け29生畜第1501号農林水産省生産局長、29農振第2962号農林水産省農村振興局長、29林整計第579号林野庁長官、29水港第3354号水産庁長官通知）による改正前の実施要綱及び実施要領に基づき事業を実施している地区の取扱いについては、なお

従前の例によるものとする。

別記

1 工事費

ア 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

2 促進費

3 調査・調整費

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

水利施設等整備事業（〇〇〇型）（又は農業水利施設保全合理化事業）
計画変更報告書

〇〇地区について、〇〇計画の変更を行ったので、別紙2の第6に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

1. 〇〇計画
2. その他

事業型	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備 考 (別表の番号)
水利施設等 整備事業 (基幹水利施設 整備型)					ha	百万円	

運用 1（水利施設等整備事業）

第 1 事業の内容

水利施設等整備事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 基幹水利施設整備型

別表の事業種類の欄の(1)（以下「用排水施設整備事業」という。）を実施するもの（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。）

2 農業用水再編対策型

用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの

3 地域用水機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能（かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水等をいう。）を正当に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの

4 流域水質保全機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの

5 排水対策特別型

(1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機、排水樋門、排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの

(2) (1)の事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び事業種類の欄の(2)から(4)までに掲げるものであって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とする次のものを併せて一体的に実施するもの

ア 排水施設と一体としての機能を有するもの

イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの

ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの

6 基幹水利施設保全型

(1) 国営土地改良事業により造成された農業用排水施設等（以下「国営造成施設」という。）及び都道府県営土地改良事業により造成された農業用排水施設

設等（以下「都道府県営造成施設」という。）に関する別記様式第 1 号により次に掲げる事項を定めた機能保全計画の策定（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）

ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

ウ 劣化原因究明のための構造物の監視

エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

(2) 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施

(3) 国営造成施設又は都道府県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む。）の実施

7 地域農業水利施設保全型

(1) 団体営事業等で造成された農業用排水施設等（以下「団体営造成施設等」という。）に関する、別記様式第 1 号により 6 の(1)のアからエまでに掲げる事項を定めた機能保全計画の策定（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）

(2) 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施

(3) 団体営造成施設等において発生した不測の事態に対する緊急工事の実施

(4) (2)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき事業に必要な事項についての調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの

第 2 事業実施主体

水利施設等整備事業の事業実施主体は、次に定めるとおりとする。

- 1 水利施設等整備事業の実施主体は、2 及び 3 に定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 第 1 の 6 の(2)及び(3)の事業については、都道府県、市町村又は事業対象である施設を管理する者とする。
- 3 1にかかわらず、第 1 の 7 の(1)から(3)までに掲げる事業については、市町村又は事業対象である施設を管理する者、第 1 の 7 の(4)の事業については、市町村、土地改良区、農業協同組合その他の団体であつて都道府県知事が適当と認める者とする。

第 3 事業の実施要件

水利施設等整備事業に係る要綱第 2 の 2 の(2)の③の農村振興局長等が別に定める実施要件とは、次に定めるとおりとする。

- 1 基幹水利施設整備型の実施に当たっては、(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと

- (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
- (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設（以下「畑地を受益地とする農業用排水施設」という。）の新設又は変更（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）第 50 条第 1 項に基づく事業によって新設された畑地を受益地とする農業用排水施設の変更に限る。）であつて、受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの
- (3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね 200 ヘクタール以上のもの
- (4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであつて、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね 20 ヘクタールのものの受益面積の合計がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
- (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む。）を伴う農業用排水施設の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
- (6) 河川に設置されている取水施設（農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であつて、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね 3 分の 2 以下であるものをいう。）が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であつて、受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上で、これに要する費用の額がおおむね 5 千万円以上のもの

ただし、この場合の事業費（取水施設の機能障害対策に係るもの。）にあつては、受益者負担金の額を当該費用の 15%以内とする。

2 農業用水再編対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

- (1) 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であつて、かつ、末端支配面積が 5 ヘクタール以上のものであること。ただし、管水路にあつては、末端支配面積の制限を設けないものとする。
- (2) 実施地域内に 100 ヘクタール以上の農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域が含まれること。
- (3) 次に定める要件のいずれかに該当すること。

ア 次の算式により算定される再編水量が毎秒 0.5 立方メートル以上であるこ

と。

再編水量＝許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）－更新水利権水量
イ 次の算式により算出される再編水量の比率が 10 パーセント以上であること。

許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）－更新水利権水量×100
許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）

- (4) 都道府県知事は、農業用水再編対策協議会（以下「再編協議会」という。）を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。なお、再編協議会は、事業の実施に係る区域ごとに次に掲げる者の中から都道府県知事が選定する者をもって構成されるものとする。

ア かんがい施設の整備の事業主体及び土地改良区等受益者団体

イ 新規利水事業の事業主体

ウ 都市開発事業計画等が第 4 の 1 の農業用水再編対策基本計画（以下「再編計画」という。）の内容に含まれることが見込まれる場合には、その事業主体

エ 関係市町村

オ その他都道府県知事が必要と認める者

- 3 地域用水機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね 5 ヘクタール以上のものであること。

(2) 当該地区内の末端支配面積 5 ヘクタール以上の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として 10 パーセント以上であること。

(3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね 5 パーセント以上であること。

(4) 土地改良区又は市町村は、地域用水機能増進型の区域に 1 つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会（以下「地域用水協議会」という。）を設置すること。

ア 事業実施主体

イ 市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）

ウ 土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）

エ 都道府県土地改良事業団体連合会

オ その他土地改良区又は市町村が必要と認める者

- (5) 地域用水協議会の活動は、次に掲げる内容を主たるものとする。

ア 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整

イ 土地改良区又は市町村が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

- 4 流域水質保全機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
- (1) 受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であること。
 - (2) 対象となる施設は、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上の施設（これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積がおおむね 5 ヘクタール以上であるものを含む。）に係るものであること。
 - (3) 農業農村整備事業の計画的・重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。
 - (4) 環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。
 - (5) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。
 - (6) 土地改良区又は市町村は、流域水質保全機能増進型の区域に 1 つ、3 の(4)のアからオまでに掲げる者から構成される地域用水協議会を設置すること。また、地域用水協議会の活動は、3 の(5)のア及びイに掲げる内容を主たるものとする。
- 5 排水対策特別型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
- (1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね 50%以上であること。
 - ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い（田面から夏期においておおむね 50 センチメートル未満又は冬期においておおむね 70 センチメートル未満の位置をいう。）水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
 - (2) 受益面積がおおむね 20 ヘクタール（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道又は奄美群島に属するものを除く。）の地域内において行うものにあつては、おおむね 10 ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 5 ヘクタール以上であること。
- 6 基幹水利施設保全型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
- (1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であつて、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
 - (2) 第 1 の 6 の(1)の事業の対象となる都道府県営造成施設は、都道府県が別記様式第 2 号により作成する実施方針に位置づけられたものとする。なお、実施方針は、策定後 5 年以内に見直しを行うものとし、新たなに基幹水利施設保全型を開始する場合においては、事業採択の申請時に実施方針を併せて提出する

ものとする。

- (3) 第1の6の(2)については、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。
 - (4) 第1の6の(2)について、令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合（以下「法律補助」という。）にあつては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であつて、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの）であること。
 - (5) 都道府県営造成施設について第1の6の(3)を実施するときは、(2)により都道府県知事が選定した施設であること。
- 7 地域農業水利施設保全型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
- (1) 施設機能の向上を主な目的としないこと。
 - (2) 第1の7の事業の対象となる団体営造成施設等は、都道府県が別記様式第3号により作成する実施方針に位置付けられたものとする。なお、実施方針は、都道府県土地改良事業団体連合会の知見を活かしつつ作成するものとし、毎年度更新を行い、計画的な事業実施に努めるものとする。ただし、6の(2)により都道府県知事が選定した施設は本事業の対象外とする。
 - (3) 第1の7の(1)の事業を実施するときは、末端支配面積が100ヘクタール以上の施設であつて、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること。
 - (4) 第1の7の(2)の事業を実施するときは、受益面積が100ヘクタール以上（第1の7の(1)の事業を実施していない場合であつて、別記様式第4号により機能保全計画を策定した場合にあつては、10ヘクタール以上）であること。
 - (5) 第1の7の(3)の事業を実施するときは、施設の劣化に起因すると想定されるものであること。
 - (6) 第1の7の(4)の事業を実施するときは、策定期間を1年以内とする。

第4 計画の作成

水利施設等整備事業の実施に当たって、次に掲げるものを実施する場合にあつては、必要な計画を作成するものとする。

1 農業用水再編対策型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した再編計画を別記様式第5号により作成するものとする。なお、再編計画を策定する場合にあつては、都道府県知事は第3の2の(4)の再編協議会の助言を得るものとする。

- (1) 地域の現在の利水状況
- (2) 地域の利水に関する将来構想

- (3) 農業用水の再編構想
- (4) 施設整備の概要
- (5) その他関連する事項

2 地域用水機能増進型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）を別記様式第6号により作成するものとする。なお、環境整備計画を作成するに当たっては、第3の3の(4)の地域用水協議会の意見を聴くものとする。

- (1) 地区の概要
- (2) 地域の所在及び現況
- (3) 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
- (4) 施設の整備等の構想及び基本計画
- (5) 関連事業
- (6) その他必要な事項

3 排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画（地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び林間畑への転換計画をいう。）を策定するものとする。

4 基幹水利施設保全型

- (1) 都道府県知事は、第1の6の(1)及び(3)の事業を実施する場合には、別記様式第7号により保全整備事業計画書を作成するものとする。
- (2) 都道府県知事は、第1の6の(2)の事業を実施する場合には、別記様式第8号により機能保全計画の概要を作成するものとする。また、これに加え、法律補助として実施する場合には、別記様式第9号により事業計画の概要を作成するものとし、それ以外（以下「予算補助」という。）として実施する場合には、別記様式第7号により保全整備事業計画書を作成するものとする。
- (3) 事業実施主体は、第1の6の(2)及び第1の7の(2)の事業を法律補助として実施する場合には、別紙2第10の5の規定に関わらず、土地改良事業計画の概要及び土地改良事業計画は、別記様式第10号及び別記様式第11号によるものとする。

5 地域農業水利施設保全型

- (1) 事業実施主体は、第1の7の(1)から(3)までの事業を予算補助として実施する場合には、別記様式第12号により地域農業水利施設保全整備事業計画書を作成するものとする。
- (2) 事業実施主体は、第1の7の(4)の事業を実施する場合には、別記様式第13号により農業農村基盤整備実施計画地区概要表を作成するものとする。

第5 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

- 1 都道府県知事は、農業用水再編対策型において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の1の再編計画を変更すること。
 - (1) 受益面積の10パーセント以上の増減
 - (2) 主要工事計画又は合理化水量の著しい増減
 - (3) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 2 都道府県知事は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれか該当する場合は第4の4の(1)の保全整備事業計画書を変更すること。
 - (1) 第1の6の(1)に規定する機能保全計画の策定における、水路延長の20パーセント以上の増減又はダム、頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設数の20パーセント以上の増減
 - (2) 第1の6の(2)の事業における、新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合
 - (3) 当初計画にない緊急対応を実施する場合
 - (4) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 3 事業実施主体は、地域農業水利施設保全型において、次に定めるいずれかに該当する場合は、第4の5の(1)の地域農業水利施設保全整備事業計画書を変更すること。なお、これらの変更を行った場合には、別記様式第14号により地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書を都道府県知事に提出し、別記様式第15号により都道府県知事の承認を受けるものとする。
 - (1) 第1の7の(1)に規定する機能保全計画の策定における、水路延長の20パーセント以上の増減又はダム、頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設数の20パーセント以上の増減
 - (2) 第1の7の(2)の事業における、水路延長の20パーセント以上の増減又は頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設を新たに追加する場合若しくは対象外とする場合
 - (3) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

第6 事業の達成状況報告

水利施設等整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第16号により水田利活用の実績について報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、基幹水利施設保全型（法事業を除く。）においては、別紙2第7に関わらず、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第17号により事業実施結果を取りまとめるものとする。また、必要に応じて地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 事業実施主体は、地域農業水利施設保全型においては、別紙2第7に関わらず、各年度毎に別記様式第18号により本事業の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。また、地方農政局長等は、必要に応じて都道府県知事に報告を求めるものとする。

第7 その他

- 1 第1の6及び7の事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるので留意されたい。
- 2 第1の6の(2)及び7の(2)の「機能保全計画等」とは、次に掲げるいずれかに該当するもののほか、第1の6の(1)、7の(1)及び運用3第2の3の(5)に基づいて策定する機能保全計画とする（ただし、第1の6の(2)の「機能保全計画等」には、第1の7の(1)の機能保全計画は含まない。）。
 - (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画
 - (2) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる広域基盤整備計画
 - (3) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画
 - (4) 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産省農村振興局長通知別紙1の第2の6の基幹水利施設保全型及び別紙4の第2の4の機能保全計画策定事業に掲げる機能保全計画
 - (5) 東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予636号農林水産事務次官依命通知）別添1－4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画
 - (6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）に掲げる機能保全計画
- 3 次に掲げる計画は、2の「機能保全計画等」とみなすものとする。

- (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱の制定について
(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2774 号農林水産事務次官依命通知) により廃止される国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱 (平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2537 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 に掲げる機能保全計画
 - (2) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正について (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2234 号農林水産事務次官依命通知) により廃止される国営施設機能保全事業実施要綱 (平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2220 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の 1 に掲げる施設の長寿命化に関する計画
 - (3) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正についてにより廃止される国営施設応急対策事業実施要綱 (平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2685 号農林水産事務次官依命通知) 第 3 の 2 の (2) に掲げる長寿命化に関する計画
 - (4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号農林水産省農村振興局長通知) により廃止される戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領 (平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2200 号農林水産省農村振興局長通知) 別紙 4 第 1 の 2 の (7) に掲げる機能保全計画
 - (5) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止される特定地域振興生産基盤整備事業実施要領 (平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振 2243 号農林水産省農村振興局長通知) 別紙 4 第 1 の 2 の (7) に掲げる機能保全計画
 - (6) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止される農業競争力強化基盤整備事業実施要領 (平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2092 号農林水産省農村振興局長通知及び、24 生畜第 2231 号農林水産省生産局長通知) 別紙 3－1 第 2 の 7 の (1) に掲げる機能保全計画
 - (7) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について (平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知) により廃止される農業水利施設保全合理化事業実施要綱 (平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 1931 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の 12 に掲げる機能保全計画
- 4 別表に掲げる事業による盛土・切土等の施工 (宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) 第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。) に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表

区分	事業種類	事業内容
生産基盤 整備事業	(1) 用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水事業	農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は 心土破碎工
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこ れと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸 資材及び有機質資材の投入等
	(4) 区画整理事業	農用地等の区画形質の変更

別記様式第 1 号

		地区名	地区
機能保全計画			
令和 年 月			
〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇村			

＜機能保全計画 目次＞

- 1．施設現況調書
 - (1) 事業の状況
 - ①完了地区、②実施中の地区
 - (2) 施設管理状況及び課題
- 2．施設機能診断
 - (1) 施設機能診断調査
 - (2) 施設機能診断評価
- 3．対策工事
 - (1) 対策工法
 - (2) 対策時期
 - (3) 機能保全コスト算定
 - (4) 施設機能監視計画

別記様式第2号

〇〇県 基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針

1. 事業実施期間 R〇〇年度～R〇〇年度

2. 対象施設

(1) 選定の基準、根拠

(2) 対象施設一覧※¹

地区名※ ²	施設名	造成年度	種類※ ³	規模※ ⁴	水路延長※ ⁵	管理主体	備考

※¹：必要に応じて項目数を増減させること。

※²：地区とは、事業申請を行う（予定の）地区等

※³：種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

※⁴：規模とは、貯水池は貯水量（千 m^3 ）、頭首工は取水量（ m^3/s ）、揚水機及び排水機は揚水量（ m^3/s ）、樋門及び水路は通水量（ m^3/s ）

※⁵：水路延長とは、水路の場合は延長（ km ）、水路以外は空欄

(3) 施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km

3. 事業の進め方

※地区設定の方法、年度計画、方針策定後5年間の計画策定の推進目標（最低でも50%とする）等について記載すること。

別記様式第3号

〇〇県 地域農業水利施設保全対策実施方針

1. 対象期間 R〇〇年度～R〇〇年度（5年間）

2. 対象施設

(1) 選定にあたっての基本的考え方

(2) 機能保全計画策定施設一覧

施設名	所在地	造成 年度	受益 面積	種類	規模	対象 延長	管理主体	実施主体	実施 年度

(3) 対策工事施設一覧

施設名	所在地	造成 年度	種類	規模	対象 延長	実施主体	実施 年度	対策工事の概要

注1：種類とは、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設
注2：規模とは、頭首工は取水量（ m^3/s ）、揚水機及び排水機は揚水量（ m^3/s ）、
樋門及び水路は通水量（ m^3/s ）
注3：対象延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(4) 施設数計

種類	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
(施設数)	個所	個所	個所	個所	個所(km)	個所	個所
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
実施済み							

3. 事後保全に関する実施方針

(1) 対象とする施設

(2) 事後保全の必要が生じた際の調整方針

別記様式第 4 号

機能保全計画（〇〇地区）

施設No. 〇〇

施設 現況	施設名称	造成工期		受益面積	造成事業	施設管理者
		着工	完成	h a		
	構造等					
	規格・規模					
機能 診断 調査	文献等の調査	(経過年数やこれまでの補修履歴、日常管理の内容等を記載)				
	現地の調査	(目視調査、ひび割れ調査、圧縮強度調査等のその内容及び結果を記載)				
機能 診断 評価	劣化の要因	(劣化が認められる箇所について、どのような要因が考えられるか推測)				
	健全度の評価	(診断箇所毎に、S5～S1の評価や採点結果を記載)				
	劣化の見込み	(健全度が異なる箇所毎に、このままでは何年後に下の健全度に劣化するかを、周辺施設の状況や劣化曲線等から予測)				
機能 保全 対策	対策工法					
	対策時期					
	対策工法の選定根拠	(検討した対策案の中から、どうしてその対策を選定したかをストックマネジメントの観点で踏まえて記載) ※この対策が一番有効であるという根拠が分かるように				
	今後の監視計画	(機能診断や対策工事を経て、今後、どの箇所のどこに注目して、どれくらいの頻度で施設の監視を行っていくかを記載)				

別記様式第5号

農業用水再編対策基本計画

- 1 地域の利水をめぐる状況
- 2 地域の利水に関する将来構想
 - (1) 基本方針
 - (2) 水需要の将来予測
 - (3) 水源開発及び水利権取得計画
- 3 農業用水の再編構想
 - (1) 基本方針
 - (2) 現況の農業用水の利水状況
 - (3) 農業用水需要の将来予測
 - (4) 必要水量の検討
 - (5) 水利調整計画
- 4 施設整備の概要
 - (1) 農業水利施設の整備状況
 - (2) 必要水量の確保に必要な施設の整備計画
 - (3) 費用負担の考え方
 - (4) 施設の管理の考え方
 - (5) 関連事業計画等
- 5 その他関連する事項

別記様式第 6 号

地 区 名	地区
作成年月	年 月

地域用水環境整備計画

○ ○ 地 区

令和 年 月

〇〇県〇〇土地改良区（市町村）

＜地域用水環境整備計画 目次＞	
1 地区概要表	(1) 基本方針
2 地域の所在及び現況	(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方
(1) 所 在	4 施設の整備等の構想及び基本計画
(2) 地域の概要	5 事業実施計画
① 地域の地勢及び社会条件	(1) 事業実施計画
② 市町村等における地域開発等の方向	(2) 指標等
(3) 農業用水の成立過程	① 地域用水機能存在指標（現況）
① 農業用水の歴史的経緯	② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）
② 整備状況	6 関連事業
(4) 現況の地域用水機能	7 添付図面
① 地域用水機能の概要	(1) 地域用水環境整備現況図
② 施設タイプごとの地域用水機能の概況	(2) 地域用水整備構想図
③ 管理体制	(3) 地域用水機能効果算定図（現況）
3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方	(4) 地域用水機能効果算定図（計画）

地域用水環境整備計画

1 地区概要表

都道府県名				地区名				地域用水機能の増進のための方策	地域用水機能	現況		
関係市町村名										目標		
地域の概要	地理的条件								施設整備			
	農業状況											
計画対象面積		全体	水田	畑	その他農用地	農用地以外	備考		配水操作			
		ha	ha	ha	ha	ha						
人口・戸数			総人口	農家人口		総戸数	農家戸数		維持管理			
		実数										
		構成比										
農業基盤整備状況									機能の増進	存在要件		
								増進効果				

2 地域の所在及び現況

(1) 所在

都道府県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

① 地域の地勢及び社会条件

--

② 市町村等における地域開発等の方向

--

(3) 農業用水の成立過程

① 農業用水の歴史的経緯

--

② 整備状況

事業名	工期	受益面積	整備内容

(4) 現況の地域用水機能

① 地域用水機能の概要

--

② 施設タイプ毎の地域用水機能の概況

- 1) 景観・生態系保全機能または親水機能を有する施設
- 2) 流雪用水機能を有する施設
- 3) 防火用水機能を有する施設
- 4) 生活用水機能を有する施設

施 設	施設の状況		機能の状況				管理の状況		備 考
	施設構造	状 況	アクセス	水路 状況	水位 変動	水質	管理者	状 況	

③ 管理体制

--

3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

(1) 基本方針

--

(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方

機 能	基本的考え方	施設整備の考え方	配水管理の考え方
生活用水機能 防火用水機能 景観保全機能 消流雪用水機能			

4 施設の整備等の構想及び基本計画

施 設	機能の類別	機能の増進目標		整備する施設の概要		予定管理者	備 考
		現 況	目 標	構 造	数 量		

5 事業実施計画

- (1) 事業実施計画
- ア. 事業実施主体
- イ. 総事業費
- ウ. 予定工期
- エ. 予定費用負担割合

(2) 指標等

① 地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長	存在割合 (%)	地域用水機能存在延長 (m)					備 考
				景観保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
〇〇〇用水路	〇〇〇支線	1,000	40	100	200	150	100	400	(記入例)
合	計								

注1：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。

注2：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）

幹線系統名	幹・支線名	地域用水機能名	機能番号	現況（計画）における地域用水機能發揮に係る指標別評価													備考
				評 価 値				係 数				算 定 値					
				アクセス指標	水路状況指標	水位変動指標	水質指標	延長	戸数	密度	換算距離	アクセス指標	水路状況指標	水位変動指標	水質指標	計	
				A	B	C	D	a	n	a'	a*a	A*a*a'	B*a*a'	C*a*a'	D*a*a'		
〇〇幹線	〇〇支線	防火用水	第-1	1	1	5	-	200	4	0.1	20	20	20	100	-	140	記入例
〇〇幹線	××支線	景観保全	景-1	1	1	5	4	1500		1.0	1500	1500	1500	7500	6000	16500	記入例
〇〇幹線	××支線	生活用水	生-1	2	1	5	5	1	2	10.0	10	20	10	50	50	130	記入例
合 計																	
景観保全																	
流雪用水																	
防火用水																	
生活用水																	

6 関連事業

7 添付図面

- (1) 地域用水環境整備現況図
- (2) 地域用水環境整備構想図
- (3) 地域用水機能効果算定図（現況）
- (4) 地域用水機能効果算定図（計画）

別記様式第 7 号

保全整備事業計画書（〇〇地区）

1. 機能保全計画の策定

(1) 対象施設一覧※¹

施設名	造成年度	種類※ ²	規模※ ³	水路延長※ ⁴	管理主体	備考

※¹：必要に応じて項目数を増減させること。
※²：種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設
※³：規模とは、貯水池は貯水量(千 m^3)、頭首工は取水量 (m^3/s)、揚水機及び排水機は揚水量 (m^3/s)、樋門及び水路は通水量 (m^3/s)
※⁴：水路延長とは、水路の場合は延長（k m）、水路以外は空欄

(2) 施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						k m		k m

2. 対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要

3. 緊急対応の実施

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要

4. 事業費

区 分	事 業 費	備 考
1. 機能保全計画の策定	千円	
2. 対策工事	千円	
3. 緊急対応の実施	千円	
計	千円	

5. 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注1）実施方針（別記様式第2号）を添付すること。

注2）対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画等の概要（別記様式第8号）を添付すること。

機能保全計画の概要

1 施設の概要	施設名称		造成工期		受益面積	造成事業	施設管理者
			着工	完成	h a		
	施設構造						
	施設規模						
事業実施理由							
2 調査結果概要	予備調査結果概要						
	一般調査結果概要						
	詳細調査結果概要						
	診断結果						
3 機能保全対策概要	対策工法						
	対策時期						
	対策費用						
4 機能保全コスト	機能保全コスト						
	コスト削減効果※						

※コスト削減効果については、従来の対応を採った時と比較して、本事業によるコスト削減効果を記入する。

別記様式第9号

〇〇地区 事業計画の概要

地 区 名				局 名			
都道府県名				事業主体			
関係市町村名	受 益 面 積			受益戸数	事 業 費	予 定 工 期	
	水 田	畑	計				
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ～	
現 況 (事業の 必要性)	(対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。)						
対象施設 概 要	名 称	主 要 諸 元		受益面積	基 本 事 業 計 画		
					造成工期	造成工事費	受益面積
	〇〇 ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、 有効貯水量、計画洪水量、余 水吐形式、取水設備形式等		ha	年度 ～	千円	ha
	〇〇 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、 計画洪水量、基礎、護床工型 式、附帯設備等					
	〇〇 機場	形式、実揚程、揚水量、原動 機、基礎等					
	〇〇幹 線水路	形式、延長、流量、流速、附 帯工等					
施設整備 計 画	(機能保全対策工事の規模、工法等について記載する。)						
事 業 費	種 目		数 量		金 額		備 考
基 本 事 業 の 概 要	事業種別	地 区 名	受 益 面 積			事業費	工 期
			水 田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
	計画の概要						
対象施設 の 管理状況	施 設 名	管理費 (最近10ヵ年平均)			管理事業計画の概要		
		水管理費	整備補修費	計			
		千円	千円	千円	計画確定年月日		
					管理受託者 費用負担区分		

関連事業	事業名	工期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性
法 手 続 予 定 表						
図 面 等	1 一般計画平面図（5万分の1地形図） 2 主要対策工事図面 3 基本事業概要図					

（注）基本事業とは本事業による機能保全対策工事の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。

別記様式第 10 号

事業計画概要書

第 1 章 目 的

事業の目的を簡潔に記載する。

第 2 章 地域の所在地及び現況

地域の所在及び地積、機能保全対策工事の対象となる施設の状況並びに機能保全対策工事の必要性について記載する。

第 3 章 施設整備計画

機能保全対策工事の内容について記載する。

第 4 章 費用の概算

総額のみ記載する。

第 5 章 効 用

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

第 6 章 他の事業との関係

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

第 7 章 計画概要図

5 万分の 1 地形図に記載する。

別記様式第 11 号

事業計画書

第 1 章 目 的

第 2 章 地域及び地積

第 1 節 地 域

第 2 節 地 積

第 3 章 対象施設の状況

第 1 節 用水施設

1 ダ ム

2 頭首工

3 揚水機場

4 幹線用水路

5 その他かんがい施設

第 2 節 排水施設

1 水 門

2 排水機場

3 幹線排水路

4 その他排水施設

第 3 節 その他の施設

第 4 章 施設整備計画

第 1 節 要 旨

第 2 節 用水施設

1 ダ ム

2 頭首工

3 揚水機場

4 幹線用水路

5 その他かんがい施設

第 3 節 排水施設

1 水 門

2 排水機場

3 幹線排水路

4 その他排水施設

第 4 節 その他の施設

第 5 章 工事の着手及び完了の予定時期

第 6 章 環境との調和への配慮

第 7 章 工事費の総額及び内訳

第 8 章 効 用

第 9 章 関連する事業

1 基本事業

2 維持管理事業

3 その他の関連事業

第 10 章 計画図面

1 現況平面図

2 計画平面図

3 主要工事図面

別記様式第 12 号

地域農業水利施設保全整備事業計画書（〇〇地区）

1. 工期

2. 機能保全計画の策定

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	管理主体	実施年度

注 1：種類とは、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

注 2：規模とは、貯水量(千 m^3)、頭首工は取水量 (m^3/s)、揚水機及び排水機は揚水量 (m^3/s)、樋門及び水路は通水量 (m^3/s)

注 3：水路延長とは、水路の場合は延長 (k m)、水路以外は空欄

3. 対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	実施年度

4. 事業費

区 分	事 業 費	備 考
1. 機能保全計画の策定	千円	
2. 対策工事	千円	
計	千円	

5. 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注 1）実施方針（別記様式第 3 号）を添付すること。

注 2）対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画（別記様式第 1 号又は第 4 号）を添付すること。

農業農村基盤整備実施計画地区概要表

地 区 名		〇〇第〇地区(〇〇〇〇)		都道府県名	〇〇〇県		計画主体	〇〇〇県		計 画 構 想		
所 在 地		〇〇〇県〇〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇〇〇					調 査 費	24,000 千円				
調査目的												
地域の現況												
調 査 及 び 調 査 費	調 査 項 目		数 量	調 査 費 (千円)				概 要 図				
				国 費	県 費	市町村費他	計					
	合 計											

別記様式第 14 号

地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体の代表者

〇〇地区について、地域農業水利施設保全整備事業計画を変更したので、下記資料を添付して申請します。

記

地区名

- 1 事業計画書（変更）
- 2 機能保全計画（追加分）

※変更に係る項目については上段カッコ書きで変更前を記載する。

別記様式第 15 号

地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認書

番 号
年 月 日

事業実施主体の代表者 殿

都道府県知事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった下記地区について、事業計画の変更を承認する。

記

1 〇〇地区

別記様式第 16 号

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

水田利活用実績報告書

別紙のとおり水田利活用の実績を報告する。

別紙

[illegible]

別記様式第 17 号

令和〇〇年度 保全整備事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)
都道府県知事名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった〇〇事業について、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1. 地区名 〇〇地区

2. 機能保全計画策定施設調書

(施設一覧※¹)

施設名	造成年度	種類※ ²	規模※ ³	水路延長※ ⁴	管理主体	備考

- ※ 1 : 必要に応じて項目数を増減させること
- ※ 2 : 種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設
- ※ 3 : 規模とは、貯水池は貯水量(千 m^3)、頭首工は取水量 (m^3/s)、揚水機及び排水機は揚水量 (m^3/s)、樋門及び水路は通水量 (m^3/s)
- ※ 4 : 水路延長とは、水路の場合は延長 (k m)、水路以外は空欄

(施設数計)

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						k m		k m

3. 対策工事実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

4. 緊急対応実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要	事業費

5. 事業収支決算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
機能保全計画 策定費				
対策工事費				
緊急対応費				
計				

別記様式第 18 号

地域農業水利施設保全整備事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
地方農政局長〕 殿

事業実施主体の代表者
(都道府県知事)

下記のとおり事業を実施したので、報告します。
記

1. 機能保全計画策定施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	管理主体	備考

注 1：種類とは、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設
注 2：規模とは、頭首工は取水量（ m^3/s ）、揚水機及び排水機は揚水量（ m^3/s ）、樋門及び水路は通水量（ m^3/s ）
注 3：水路延長とは、水路の場合は延長（ km ）、水路以外は空欄

2. 対策工事实施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

注 4：都道府県知事の報告については、複数の地区をまとめて記載しても可

3. 事後保全調書

事後保全調書

平成 ○○ 年度 ○○ 県

地区名		施設の所在地		施設の受益面積 (ha)	
＜対象施設の概要＞					
施設名称 (分類)	諸元 (材種、寸法)	製造年	造成事業	施設管理者	
＜事故の概要＞					
事故の経緯 (発見時期、事故の状況、影響、原因の推定)					
施設位置図			施設状況写真		
＜工事の概要＞					
工 種	内 容			工事費 (千円)	
計					
＜負担区分内訳 (千円)＞					
国費	都道府県費	市町村費	受益者		
6 法指定地域等					
特記事項					

運用 2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）

第 1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）並びに 3 の（1）のウに定める生産基盤整備事業等の完了までに農地所有適格法人又は特定農業法人となると見込まれる者をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（4 に定める基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。
- 3 担い手 次に定めるいずれかの基準を満たす経営体をいう。
 - （1）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に基づき、市町村から認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であること。
 - （2）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。
 - （3）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。
 - （4）市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。
 - （5）地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する地域計画をいう。以下この別紙において同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。（以下この別紙において「中心経営体」という。））であること。
 - （6）その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。
- 4 2 の「基幹ほ場 3 作業」とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあっては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

- (1) 耕起
- (2) 代かき
- (3) 田植え又は播種
- (4) 収穫

5 集約化 同一の農業者の経営等農用地が、1ヘクタール（北海道にあっては3ヘクタール、樹園地にあっては0.5ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であって、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないものの
- (5) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

6 中山間地域等 以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域
- (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
- (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

- 法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
- (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）
- (8) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- (9) (1) から (8) までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

第 2 事業の内容

畑地帯総合整備型の内容は、次に掲げるものとする。

1 畑地帯総合整備型

- (1) 令第 50 条第 4 項に規定する畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「畑地帯集積促進整備計画」という。）に基づき事業を実施する場合（以下「担い手育成対策」という。）
- ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち 1 以上を実施するもの
- イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の 2 から 4 までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの
- (2) 令 50 条第 1 項第 11 号に基づく、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下「高度化整備計画」という。）により事業を実施する場合（以下「担い手支援対策」という。）
- ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち 1 以上を実施するもの
- イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の 2 及び 3 の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの
- ウ 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業（以下「単独施設整備」という。）
- エ 次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかを行う事業（以下「単独土層改良」という。）
- (ア) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(6)、別表の区分の欄の 2 の事業の事業種類の欄の(1)に掲げる事業並びにこれを補完するための生産基盤整備事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業、同表の区分の欄の 2 の事業の事業種類の欄の(3)に掲げる事業、同表の区分の欄の 3 の事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業
- (イ) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業のうち暗渠の新設

若しくは変更と一体的に行われる同欄の(1)に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業

オ 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業のみを行う事業（以下「単独営農用水」という。

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

第2の1(1)に掲げる事業を行うものであって、中山間地域等で実施するもの。

(2) 担い手支援対策

第2の1(2)に掲げる事業を行うものであって、中山間地域等で実施するもの。

3 共通事項

(1) 埋蔵文化財調査事業

埋蔵文化財調査事業とは、別表の区分欄の1の(3)～(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) 営農環境整備事業

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(エ) 営農施設の撤去又は移転であって、事業の効率が高められ、かつ、事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね3戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

(3) 農業経営高度化支援事業

ア 高度土地利用調整事業のうち指導事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のアの指導事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

イ 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のイの調査・調整事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 土地利用調整活動

(ウ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動

(エ) 農業機械の利用再編に関する活動

(オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(キ) その他農用地流動化に係る調査・調整活動

エ 調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 中心経営体農地集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(2)の中心経営体農地集積促進事業をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、中心経営体への農用地の集積の促進に資するものとなるよう配慮するも

のとする。

カ 耕地利用高度化推進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)の耕地利用高度化推進事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
 - (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
 - (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
 - (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
 - (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
 - (カ) 転作後に必要な田面整地作業
 - (キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
 - (ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査
- キ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

第3 事業実施主体

畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型の事業実施主体は、次に定めるとおりとする。

- 1 畑地帯総合整備型の事業実施主体は、2から4までに定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区とする。
- 3 調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 中心経営体農地集積促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

第4 採択要件

畑地帯総合整備型に係る要綱第2の2の(2)の③の農村振興局長が別に定める実施要件とは、次に定めるとおりとする。

1 畑地帯総合整備型

(1) 担い手育成対策

ア 受益面積の合計が20ヘクタール（北海道にあつては100ヘクタール、奄美群島にあつては10ヘクタール）以上であること。

ただし、樹園地にあつては、都道府県知事が、事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、担い手育成対策で実施することの妥当性について十分検討した結果、担い手育成対策で実施することがやむを得ないと判断したものについては、おおむね5ヘクタール以上の団地の合計が10ヘクタール以上であることとする（1の(2)のアにおいて同じ）。

イ 調査・調整事業を実施する場合にあっては、(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと

(ア) ①又は②のいずれかの要件を満たすこと。

① 事業完了時に、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが見込まれること。

(a) 事業採択時 20%未満の場合にあっては、30%以上となること。

(b) 事業採択時 20%以上 50%未満の場合にあっては、10 パーセントポイント以上増加すること。

(c) 事業採択時 50%以上 55%未満の場合にあっては、60%以上となること。

(d) 事業採択時 55%以上 90%未満の場合にあっては、5 パーセントポイント以上増加すること。

(e) 事業採択時 90%以上 95%未満の場合にあっては、95%以上となること。

(f) 事業採択時 95%以上の場合にあっては、これらの担い手への利用集積が図られていること。

② 事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

(a) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。

(b) 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ 30%以上増加すること

(イ) 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置付けた場合にあっては、当該法人に係る農地集積率が 30%以上となること。

ウ 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が 35%以上となること

(2) 担い手支援対策

ア 受益面積の合計がおおむね 30 ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上であること。

イ 単独施設整備を行う場合にあっては、(ア)に関わらず、次の全ての要件を満たすこと。

(ア) 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用用水施設を対象とするものであること。

(イ) 受益面積がおおむね 30 ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上であって、かつ、総事業費が 3 千 5 百万円以上であること

(ウ) 次に定める地域のいずれかに該当する地域又はこれらの地域に該当することが確実と見込まれる地域（以下「畑作物の生産を振興すべき地域」という。）において行うものであること

① 野菜指定産地（野菜生産出荷安定法(昭和 41 年法律第 103 号)第 4 条第 1 項

の規定に基づき指定された地域)

② 果樹濃密生産団地（果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 2 条の 3 第 3 項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するための計画が樹立された地域）

③ 高能率生産団地（農業団地育成対策基本要綱（昭和 47 年 5 月 29 日付け 47 企第 187 号農林事務次官依命通知）に定める地域）であって畑作物が生産される地域

④ 寒冷地畑作振興地域（北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和 34 年法律第 91 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された地域）

⑤ 気象、土壌その他の自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 19 条第 1 項の規定により指定された地域）

⑥ 集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号。以下「酪農肉用牛生産振興法」という。）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域）であって畑作物が生産される地域

⑦ 活動火山周辺地域（活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 13 条第 1 項の規定により指定された避難施設緊急整備地域若しくはその周辺の地域）であって畑作物が生産される地域

⑧ 輸入自由化等の影響を被る畑作物の産地としてかんきつ、りんご、ぶどう、パインアップル、もも、トマト、甘しょ、ばれいしょ、飼料作物、らっかせい、豆類、さとうきび、麦類、てんさい、こんにゃく及びくわ（以下「特定畑作物」という。）のいずれかの作物を作付しており、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域

(a) 事業実施地区に係る町村合併促進法（昭和 28 年法律第 258 号）施行以前の市町村の畑面積に対する特定畑作物の作付け面積の割合が 30 パーセント以上又は特定畑作物の作付面積がおおむね 300 ヘクタール以上であること

(b) 事業実施地区における農地面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が 50 パーセント以上であること

ウ 単独土層改良を行う場合にあっては、アにかかわらず、土層改良を必要とする地域の営農形態に即した畑地不良土層改良保全計画（以下「不良土層関連保全計画」という。）に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであって、次の全ての要件を満たすこと。

(ア) 受益面積がおおむね 30 ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね 20 ヘクタール）以上であること。

(イ) 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること。

(ウ) 以下のいずれかに該当する地域で実施すること。

① 泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マーヅ等の不良土層地帯

② 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域

- ③ 特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり、特に必要と認められる地域
- (エ) 営農上一定のまとまりを有する地域であって、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること。
- (オ) 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積のおおむね5割以上を占めること。
- (カ) (オ)の不良土層の基準は、旧土壌保全対策要綱（昭和46年7月9日付け46農政第2915号農林事務次官依命通知）に基づく地力保全基本調査（以下「地力調査」という。）における土壌生産力可能性等級のⅢ又はⅣ等級に相当するものに該当すること。なお、不良土層の分布状況の把握に当たっては、地力調査等土壌の性質に関する調査の結果を活用するものとし、このような調査が行われていない場合及び特に調査を必要とする場合にあっては、地力調査に準じて新たに土壌の調査を実施するものとする。
- エ 単独営農用水を行う場合にあっては、受益農家が7戸以上又は飼料生産基盤、乳牛、施設、農機具等の調達見込みからみて酪農肉用牛生産振興法第2条の3第1項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営を行うことが可能と認められる農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付け面積の合計が150ヘクタール以上のものであって、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。
- (ア) 受益農家が酪農経営農家である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内にあること。
- (イ) 受益農家が酪農経営農家以外である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地にあること。

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、事業の申請時に担い手が1戸以上あること。また、樹園地にあっては、都道府県知事が、事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、担い手育成対策で実施することの妥当性について十分検討した結果、担い手育成対策で実施することがやむを得ないと判断したものについては、おおむね5ヘクタール以上の団地の合計が10ヘクタール以上であることとする（2の(2)において同じ）。

その他の要件については、第4の1(1)に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

その他の要件については、第4の1(2)に準ずるものとする。

第5 計画の作成

畑地帯総合整備型の実施に当たって、次に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成するものとする。

1 畑地帯総合整備型

(1) 担い手育成対策

都道府県知事は、担い手育成対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイの活性化計画の提出を受けた上で、畑地帯集積促進整備計画を作成するものとする。

ア 畑地帯集積促進整備計画

(ア) 令第 50 条第 4 項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- ① 計画区域の現況を明らかにするとともに、その地域における担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。
- ② 事業の実施により、借地等を活用した担い手による連担的は場の形成等に向け、将来担い手の育成を図るため農用地の利用集積を一定要件以上図ることが明らかなものであること。

(イ) 畑地帯集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 農業構造改善目標
- ② 担い手等の見通し
- ③ 農地の流動化計画
- ④ 土地利用計画
- ⑤ 農業生産基盤整備計画

(ウ) 畑地帯集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2492 号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする

イ 活性化計画

(ア) 活性化計画は、市町村基本構想に基づき、市町村が策定するものとする。

(イ) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1 から数集落を対象とする。

(ウ) 活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度における農業就業人口、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標等について定める。

② 農地の流動化計画

①に基づき、所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

③ 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、良好な生産集落環境の施設等の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を策定する。

④ 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化・生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について策定する。

⑤ 推進体制整備計画

担い手に農地の利用集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を策定する。

⑥ 農業生産基盤及び生産・集落環境の整備目標

農業生産基盤整備、営農環境整備等の整備目標を策定する。

⑦ その他必要な事項

⑧ 市町村は、活性化計画の策定にあたり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他農業団体等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする

(エ) 市町村は、活性化計画を策定するに当たっては、必要に応じて次に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

① 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する

② 集落懇談会の開催

③ その他必要な活動

ウ 農業経営高度化計画

農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は、別記様式第1号により農業経営高度化計画を作成するものとする。

(2) 担い手支援対策

都道府県知事は、担い手支援対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイに定める畑地帯営農促進基本計画（以下「基本計画」という。）を受けた上で、高度化整備計画を作成するものとする。ただし、単独営農用水を行う場合にあっては、この限りではない。

ア 高度化整備計画

(ア) 令第50条第1項第11号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

① 計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手の見通し、当該区域における農業経営の改善目標及びこれを実現するために必要な生産基盤の整備等が明らかであること。

② 受益農家戸数に占める担い手の割合又は事業の受益面積に占める担い手の経営面積の割合が10パーセント以上である地域において定められる計画であること。

③ 受益面積のうち3戸以上が担い手であること（ただし、農業経営基盤強化促

進法第 12 条の規定に基づく市町村の認定を受けた農地所有適格法人等生産者組織にあつては、1 経営体以上とする。）。)

④ 事業の実施地区に占める畑作物の生産を営む区域の割合が相当程度以上あること。

(イ) 高度化整備計画の作成に当たっては、基本計画と整合を図るものとする。

(ウ) 高度化整備計画の様式は、別記様式第 2 号のとおりとする。

イ 基本計画

(ア) 基本計画は、市町村基本構想に基づき市町村が策定するものとする。

(イ) 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 農業構造の目標

② 土地利用計画

③ 農業生産基盤の整備目標

④ 基盤整備等事業計画

⑤ 推進体制

⑥ その他必要な事項

(ウ) 市町村は、基本計画の策定に当たり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

(エ) 基本計画の様式は、別記様式第 3 号によるものとする。

ウ 市町村は、担い手支援対策において、単独土層改良を行うときは、次に定める要件を満たす不良土層関連保全計画（以下「保全計画」という。）を作成するものとする。

(ア) 不良土層関連保全計画においては、地域の営農の状況、農業生産基盤の整備の状況、土層構造の状況、有機資材等の地域資源需給状況等を踏まえ、高生産性畑作農業を展開するために必要な輪作体系の確立や新規作物導入等のための作付計画、地域資源の需給計画、中長期的に良好な土層構造を持続するための管理計画及び土層改良の基本方向並びにこのために必要な推進・支援体制等を地域の実情に応じて定めるものとする。

(イ) 市町村は、不良土層関連保全計画の策定に当たり、必要に応じて、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、畜産団体、農業試験研究機関その他関係団体の意見を聴くものとし、計画区域内に存する農業者以外の者も含めた合意形成及び推進・支援体制づくりが確実となるよう努めるものとする。

(ウ) 不良土層関連保全計画の様式は、別記様式第 4 号によるものとする。

エ 単独施設整備、単独土層改良及び単独営農用水に係る事業計画概要書の様式は、別記様式第 5 号によるものとする。

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

第 5 の 1 (1) に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

第 5 の 1 (2) に準ずるものとする。

3 共通事項

(1) 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業（別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

ア 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

(ア) 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

(イ) 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入

(ウ) 農作物の加工を通じた地域特産物の開発

(エ) その他適当と認められる手法

イ 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業振興の構想

① 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

② 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等を与える影響

(イ) 高付加価値農業形成計画

① 高付加価値農業に関する営農計画

② 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

③ 農用地の権利移動状況

④ 各種計画との調整

(2) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。なお、計画を定める場合に当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続き及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。オの事項を定める場合にあっては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

- 1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）において、第5の1の（1）のイに定める活性化計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて畑地帯集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては、農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、畑地帯総合整備事業（担い手支援対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手支援対策）（単独土層改良及び単独営農用水を除く。）において、以下に掲げるいずれかの理由により第5の1の（2）のイに定める基本計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
 - （1）担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）
 - ア 担い手の追加
 - イ 担い手の交代
 - ウ 担い手の除外
 - （2）事業計画の変更
 - （3）目標年度の変更
 - （4）その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画に変更が生じた場合

第7 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備型に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第6号により行うものとする。
- 2 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）の実施に伴う活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第7号により地方農政局長等に報告するものとする。

第8 助成

- 1 別紙2別記の工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
 - （1）農業近代化施設用地

(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

(3) 集落移転用地

- 2 別紙2別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。
- 3 指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 4 調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 5 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。
 - (1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円
 - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円
 - (3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円
- 6 中心経営体農地集積促進事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から活性化計画に定める目標年度の翌々年度までにおいて行うものとする。
- 7 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
 - (1) 中心経営体集積率が35%以上45%未満の場合にあつては0.035
 - (2) 中心経営体集積率が45%以上55%未満の場合にあつては0.045
 - (3) 中心経営体集積率が55%以上65%未満の場合にあつては0.055
 - (4) 中心経営体集積率が65%以上75%未満の場合にあつては0.065
 - (5) 中心経営体集積率が75%以上にあつては0.075
- 8 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

第9 その他

- 1 別表の区分1から4までのうち生産基盤整備事業以外の事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 第8の7及び8の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。
- 3 令和2年度以前に採択された地区で令和3年度以降も実施する地区のうち、「畑地帯総合整備中山間地域型」の要件に合致する地区については、「畑地帯総合整備中山間地域型」として第5に定める計画の提出が行われたものとみなす。
- 4 別表の区分1の事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等に

において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

- 5 4に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は4の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地につき行う客土（混層耕を含む）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農用地等の区画形質の変更 除礫 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5) 埋蔵文化財調査事業	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農用地等の交換分合 障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等 事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備	

		(3) 農業集落防災安全施設整備事業 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 (4) 農業集落環境管理施設整備事業 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備 (5) 用地整備事業 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 (6) 環境整備事業 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備 (7) 生態系保全空間整備事業 多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備 (8) 営農用水施設 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの (9) 農作業準備休憩施設 農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備 (10) 地域資源利活用基盤 地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
4	農業経営高度化支援事業 (1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2) 中心経営体農地集積促進事業	土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 中心経営体への農用地の集積に向けた促進支援	

	(3) 耕地利用高度 化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均 平、暗渠の維持管理、その他の農用地 の良好な生産環境の維持及び条件整備 活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物 別の作付面積、単収・単価等の調査	
5 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

別記様式第1号

農業経営高度化計画

1. 生産基盤整備事業等の概要

[illegible]

2. 高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2：計画の内容は、地域の実情を勘案し、中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

注3：国営かん排事業（農地集積促進型）にあつては、「総事業費」は、①農業用水の再編に伴い、施設規模の変更を行うもの、又は②末端施設まで一貫してパイプライン化等が可能となるものに係る事業費について記入する。

(2) 中心経営体への農地集積・集約化計画

[illegible]

別記様式第2号

畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

都道府県名		地 区 名		所 在 地			受 益 戸 数		経 営 体 数 及 び 経 営 規 模								
									区 分	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計	
										経営体 数	標準経営 規模	経営体 数	標準経営 規模	経営体 数	標準経営 規模	経営体 数	標準経営 規模
地 目	水 田	普通畑		樹園地	その他		計	備 考		現 況							
面積 (農地以外)	ha	ha		ha	ha		ha		目 標								
地域農業の概 況										認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想水準達成者	今後育成すべき農業者	計		
									現 況								
									目 標								
地域指定等									担 い 手 の 見 通 し								
										担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア		
農 業 経 営 改 善 の 目 標									現 況								
基本方針									目 標								
									農 業 生 産 基 盤 整 備 計 画								
基本構想									基盤整備の方向								
営農類型	経営規模 目標	農家数の 目標	その他		営農類型	経営規模 目標	農家数の 目標	その他	事業名	地区名	事業主体	受益面積	概算 総事業費	主要工事 概 要	予定負担率 市町村 農 家		予定工期
項 目		作物名										試算条件	推 進 体 制				
		現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標						
10a	収量 (kg)																
当	労働時間 (時間)																
た	費用 ((円))																
り																	
													備 考				

別記様式第3号

	県	地区
	作成年月	

畑地帯営農促進基本計画書

○ ○ 地区

令和 年 月 日

〇〇県〇〇市町村

<目 次>

- 1 畑地帯 営農促進基本計画総括表
- 2 農業構造の目標
 - (1) 経営改善の基本方針
 - (2) 担い手等の見通し（目標年度における農業就業人口）
 - (3) 担い手農家の概要
 - (4) 農地所有適格法人・生産組織の概要
 - (5) 市町村等が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）
 - (6) コスト低減目標
- 3 土地利用計画
 - (1) 土地利用構想
 - (2) 土地利用計画
- 4 農業生産基盤の整備目標
 - (1) 基盤整備の基本方針
 - (2) 基盤整備の概要
 - ① 農業用排水施設
 - ② 農道
 - ③ 区画整理
 - (3) 土地改良施設の管理計画
- 5 基盤整備等事業計画
 - (1) 基盤整備事業
 - (2) 関連事業
- 6 推進体制
- 7 その他必要な事項

1 畑地帯営農促進基本計画総括表

[illegible]

土地利用計画図

〇〇県〇〇地区

(位 置 図)

凡 例			
担い手の農用地			黒
区分	農用地	水 田	赤
		畑	黄
		飼料畑	黄緑
		樹園地	茶
	農地転用区域		青
	非農用地区域		緑

注 1：3 土地利用計画に従って区分する。

注 2：計画内容が分かる適当な縮尺とし、A 4 版折り込みとする。

2 農業構造の目標

(1) 経営改善の基本方針

(農業の現状と課題を示し、これに対応した経営改善のための具体的な方針を示す。)

(2) 担い手等の見通し (目標年度における経営体数)

① 経営体数及び経営規模

区 分	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計	
	経営体数	標 準 経営規模	経営体数	標 準 経営規模	経営体数	標 準 経営規模	経営体数	標 準 経営規模
現 在 (R 年)	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体
目 標 (R 年)								

注 1：上段 () は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

② 担い手の見通し

区 分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想 水準達成者	今後育成すべき 農業者	計
現 在 (R 年)						
目 標 (R 年)						

注：担い手の現況数についても要件に合致するものについて記入する。

③ 認定農業者の概要

[illegible]

(注) 1. 営農類型の欄には、(2)市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する（以下同じ。）。

④ 認定新規農業者の概要

[illegible]

⑤ 集落営農組織の概要

[illegible]

⑥ 市町村基本構想水準達成者の概要

[illegible]

⑦ 担い手として育成すべきであると市町村長が認める者の概要

ア. 担い手の基準

[illegible]

イ. 担い手の概要

[illegible]

① 都道府県における農作物生産向上指針

② 当該市町村の農作物生産向上指針

(1) 土地利用構想

注：換地工区ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2) 土地利用計画

[illegible]

4 農業生産基盤の整備目標

(1) 基盤整備の基本方針

(農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等をふまえ農業用排水施設、農道、畑の区画規模等について整備方針を示す。)

(2) 基盤整備の概要

① 農業用排水施設

項 目	現 況	計 画
幹線用水路		
幹線排水路		
支線用水路		
支線排水路		
水路総延長		
うち改良済み		

② 農 道

項 目	現 況	計 画
幹線道路		
幹線道路		
支線道路		
支線道路		
道路総延長		
うち改良済み		

③ 区画整理

項 目		現 況		計 画	
		面 積	比 率	面 積	比 率
畑	総 面 積				
	整 備 済				
水田	総 面 積				
	整 備 済				

(3) 土地改良施設等の管理計画

① 農業水利費に関する事項

内 容	維持管理費 ①	うち都道府県補助 ②	うち市町村助成等 ③	農家負担額 ①－(②＋③)	備 考
計					

② 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

③ その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

5 基盤整備等事業計画

(1) 基盤整備事業

導入事業名	主要工事概要	予 定 工 期		事業主体	受益面積	概算総事業費	予定負担率	
		導入年度	完了年度				市町村	農 家

(2) 関連事業

導入事業名	事業の内容	予 定 工 期		畑地帯総合整備事業(担い手支援型)との 関連(生産基盤整備による経営の合理化)	備 考
		導入年度	完了年度		

例 1 : 農業農村活性化農業構造改善事業

例 2 : 新農業構造改善事業

例 3 : 集会的利用権等調整事業

例 4 : その他

6 推進体制

(事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成。)

7 その他必要な事項

別記様式第 4 号

不良土層関連保全計画書

都道府県名			(フリガナ) 地区名				所 在 地				整備 の 基本 方向
地 目		水 田	普通畑	牧草畑	樹園地	採草放牧地	その他	合 計			
面 積 (ha) (農用地外)											
計画区 域の農 業状況											基 本 構 想
現 況	土 層 の 状 況	土壌統 (区) 名	面積 (ha)	阻 害 要 因			改良済み 及び不要 面積 (ha)	要改良 面 積 (ha)	改良 対策		
				級位	要因	内容					
		合 計									
基 盤 整 備 状 況	事 業 名	年次	事業量	事 業 内 容							
	地 域 指 定	名 称									
指定年											
作 付 計 画		表裏	作物名	作付面積 (ha)		作付率 (%)		輪 作 体 系			
				現況	計画	現況	計画				
地 域 資 源 需 給 計 画		年間需要量 (t)		年間供給量 (t)				備考			
		作物名	面積	10a 当たり	投入量	施設名	管理団体	供給量			
		計				計					
土層管理計画											
推進・支援体制											
備考											

別記様式第 5 号

畑地帯総合整備型（畑地帯総合整備中山間地域型）単独整備 事業計画概要書

都 道 府 県 名		事業実 施主体		地区名		受 益 面積		所在地	
事業種類	単独施設整備、単独土層改良、単独営農用水のいずれかを記載。								
地域の概況 及び現状	整備の対象となる施設の状況並びに整備の必要性について記載する。								
目的	事業の目的を簡潔に記載する								
整備計画	整備の内容について記載する。								
対 象 施 設 概 要 ※	名 称	主 要 諸 元			受 益 面 積	基 本 事 業 計 画			
						造成事業	造成工期	造成工事費	
	畑 かん 施 設	構造（形式）、規模（延長）、数量等			ha		年 度 ～	千円	
	〇〇 機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等							
	〇〇幹線 水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等							
	〇〇 ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、 計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式 等							
	〇〇 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、 基礎、護床工型式、附帯設備等							
施 設 整 備 計 画 ※	施 設 名	整備内容（整備の規模、工法等について記載する。）				事業費 （千円）		予定工期 （〇年度～〇年度）	
	畑 かん 施 設								
	〇〇 機場								
	〇〇 幹 線 水路								
	〇〇 ダム								
	〇〇 頭 首 工								
	営 農 用 水 施設								
効 用	事業の施行によって生ずる効果について記述する。								
図面等	1 一般計画平面図（5 万分の 1 地形図） 2 主要対策工事図面 3 基本事業概要図								

※単独土層改良の場合は以下について記載。

1 現 況

(1) 地形及び土壌

① 地 形

地 目	水 田						畑 ・ そ の 他								受益地標高		備 考
傾 斜 区 分	1/1,000 以 下	1/1,000 ～ 1/500	1/500～ 1/300	1/300～ 1/100	1/100 以 上	計	3° 以 下	3° ～8 °	8° ～ 10°	10° ～ 15°	15° ～ 20°	20° 以上	計	最 高	最 低	平均傾斜	
面積(ha)														m	m		
比率(%)																	

② 土 壌

ア. 畑 地

項 目		土壌断面						堆積 様式	母材	乾湿	面積 (ha)		地目	土壌柱状図 (粘土含有 量記入)	要改良 対 策
土 壌 統(区)名	同左 番号	土色	腐植	礫	酸 化 沈 積 物	土 性					現況	計画			
						表層	下層								
				(地表下m)				(地表下m)			透水性				

イ. 水 田

項 目		土壌断面				乾 湿 (地下水位)	計 画 地 目	面 積 (ha)	土壌柱状図 (粘土含有量記入)	要改良 対 策
土 壌 統(区)名	同左 番号	泥岩層 黒泥層 グライ層	土 性		礫層					
			表層	下層						

2. 土層改良計画

(1) 客 土

土壌区分		土 性		作 土 深		作土の粘土含有率		改良	改良	ha 当たり	面積	総客 土量	運搬 方法	平 均 運搬距離	備 考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	現況	計画	現況	計画	目的	目標	客土量					
				(cm)	(cm)	(%)	(%)			(m ³)	(ha)	(m ³)		(km)	<投入量算出 根拠>

(2) 混層耕

土壌区分		土 性		作 土 深		ち 密 度		改良目的	面 積	工法	使用機械	施工深	土壌改 良資材	備 考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	現況	計画	表層	下層							
				(cm)	(cm)				(ha)			(cm)		

(3) 除 礫

土壌区分		作 土 深		礫含有率	除 礫 施工深	面積	(除礫効率)	(土砂付着率)	計 画 作土深	(計画礫含有率)	使用機械	排 礫 運搬距離	備 考
土壌統(区)名	番号	現況	計画				除礫量	土砂付着量		残 礫 量			
		(cm)	(cm)	(%)	(cm)	(ha)	(% m ₃)	(% m ₃)	(cm)	(% m ₃)		(km)	

(4) 心土耕

土壌区分		土 性		ち 密 度		作 土 深		改良目的	面積	使用機械	施工深	疏水材	土壌改 良資材	備 考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	表層	下層	現況	計画							
						(cm)	(cm)		(ha)		(ha)			

(5) 心土破碎

土壌区分		作 土 深		ち密度	改良深	面積	使用機械	破碎間隔	備 考
土壌統(区)名	番号	現況	計画						
					(m)	(ha)		(m)	

(6) 土壤改良

石灰質資材						りん酸質資材					有機質資材					備 考
区分	現況 pH	計画 pH	面積	ha 当たり 投入量	総投 入量	区分	磷酸吸 収係数	面積	ha 当たり 投入量	総投 入量	区分	腐植 含有率	面積	ha 当たり 投入量	総投 入量	
			(ha)	(t)	(t)			(ha)	(t)	(t)		(%)	(ha)	(t)	(t)	

3. 暗渠排水計画

土壌区分		面積	吸 水 渠						集 水 渠				地下水位		単 位 排水量	集水渠出口以下の排水施設		備 考
土壌統 (区)名	番号		深さ	間隔	勾配	管種	管径	被覆材	延長	勾配	管種	管径	現況	計画		名称	構造	
		(ha)	(m)	(m)			(mm)		(m)			(mm)	(m)	(m)	(m³/s)			単位排水量の決定

4. 農地保全計画

(1) 侵食状況

[illegible]

(2) 排水路

① 排水諸元

区分	計画基準雨量		流出率	排水量計算方式	単位排水量 ($\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$)
	雨量	確率			
	(mm)	(%)	(%)		

② 对策

[illegible]

(3) 防風林

区 分 \ 項 目	幅 (m)	延 長 (m)	面 積 (ha)	樹 種	植栽本数 (本)	備 考

(4) 侵食防止工

名 称 \ 項 目	構 造	数 量	備 考

5. 堆肥盤の整備

(1) 経営の目標

現況営農体系	計画営農体系	現 況 施 設	施設の必要性	肥培管理方法	堆 肥 の 必 要 性				
					対象作物	面積	ha 当り散布量	原材料の手当	備考

(2) 施 設

均 等	対象面積	規模決定根拠	規 模	構 造	施設の利用・管理方法	備 考

6. 農業集落環境管理施設

施設の種類・名称	施設の目的・内容・数量	規模・数量・構造等決定根拠	管理者及び管理方法	備 考

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名
畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い手育成対策）達成状況報告書

畑地帯総合整備型に係る別紙 2 の第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告
します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注 1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況
(1) 担い手への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹 3 作業 受託面積 (ha) E	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで						

上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：活性化計画目標年度

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規農業者		集落営農組織		市町村基本構想 水準達成者		今後育成すべき 農業者		計	
	戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、運用2の第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区 分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想水準 達成者	今後育成すべき 農業者
計 画 時					
目 標					
実績（〇〇年度まで）					

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番 号	地番	面積	計 画 地 目	所 有 農 家 番 号	担 い 手 区 分 別 集 積 方 法					
					認定農 業者	認定新 規農業 者	集落 営農 組織	市町村 基本構 想水準 達成者	今後育 成すべ き農業 者	計
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所) ⑥1.20					
	0002	1.06	畑							
	0103	1.40	田	②						
	0205	1.35	〃	④						
小 計		5.01								
計										

注 1 : 一覧表は担い手別に整理する。

注 2 : 集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場 3 作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等は A 等と表記する。

別記様式第 7 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

農業農村活性化計画達成状況報告書

畑地帯総合整備型（畑地帯総合整備中山間地域型）に係る別紙 2 の第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注 1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注：1 高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注：2 「事業名」は、別表の区分の欄の 4 の事業種類の欄の事業名を記入する。

注：3 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 担い手への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積				農用地面積に 占める担い手 の利用集積率 (%) B/A
		(ha) B=C+D+E	担い手の所有 面積(ha) C	担い手の使 用収益権面 積(ha) D	担い手の基 幹３作業受 託面積(ha) E	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 活性化計画目標年度

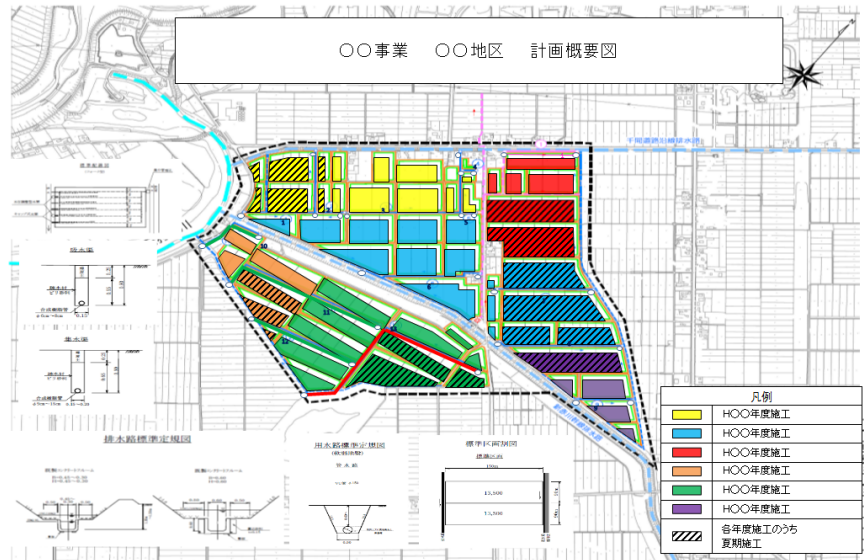
イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面	中心経営				中心経営体	中心経営体		助成割合 (%)
	積 (ha) A	体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha) D	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha) E	の集約化面 積(ha) F	集積率 (%) B/A	中心経営体利 用集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度ま で									

上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 活性化計画目標年度

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、下記の工事工程計画を作成する。

事業名		
地区名		
工期		
市町村		
事業主体名		
受益面積		
総事業 (千円)		
補助率		
中心経営帯 集積率 (%)		
助成割合 (限度額)		
交付限度額 (事業費)		
面工事面積	全体面積	
	うち夏期 施工面積	

[illegible]

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規農業者		集落営農組織		市町村基本構想 水準達成者		今後育成すべき 農業者		計	
	戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、運用2の第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区 分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想 水準達成者	今後育成すべき 農業者
計 画 時					
目 標					
実績（〇〇年度まで）					

運用3 （農業水利施設保全合理化事業）

第1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、運用2の第1に掲げる内容に準ずるものとする。ただし、運用2の第1の1の「特定農業法人」は3の(1)のウに定める農業水利施設等整備事業の完了までに農地所有適格法人又は特定農業法人となると見込まれる者を含めることとし、「活性化計画」は「施設整備計画」と読み替えるものとする。

- 1 農地所有適格法人等
- 2 経営等農用地
- 3 担い手
- 4 基幹ほ場3作業

第2 事業の内容

農業水施設保全合理化事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 農業水利施設等整備事業

農業用排水施設の整備等を行う事業であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(1)に掲げる事業に該当するもの。
- (2) (1)と別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(2)、(3)又は(4)に掲げる事業を併せて一体的に実施するもの。

2 農地集積促進事業

別表の区分の欄の2の事業種類の欄に掲げる以下の事業（1の(1)又は1の(2)の事業と関連して行うものに限る）を実施するもの。

- (1) 高度土地利用調整事業（別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)の事業をいう。以下同じ。）
 - ア 別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のアに掲げる事業（以下「指導事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (ア) 農地集積促進事業の啓発普及
 - (イ) 農地集積促進事業の実施状況の確認及び報告
 - (ウ) 農地集積促進事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整
 - (エ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行う調査・調整事業（別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）又は市町村が行う中心経営体農地集積促進事業（別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。）若しくは耕地利用高度化推進事業（別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導
 - イ 別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のアに掲げる事業（以下「指導事業」という。）指導事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の前々年度から第6の1の農用地利用集積促進用排水施設整備計画（以下この別紙において「集積施設整備計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。

ただし、農業水利施設等整備事業の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 調査・調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 関係農家の意向調査活動
- (イ) 土地利用調整活動
- (ウ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動
- (エ) 農業機械の利用再編に関する活動
- (オ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
- (カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
- (キ) その他農用地流動化に係る調査・調整活動

エ 調査・調整事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の前々年度から集積施設整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

(2) 中心経営体農地集積促進事業は、中心経営体への農用地の集積の促進に資するものになるよう配慮するものとする。

(3) 耕地利用高度化推進事業

ア 耕地利用高度化推進事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- (カ) 転作後に必要な田面整地作業
- (キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

イ 耕地利用高度化推進事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の翌年度から集積施設整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

3 水利利用再編促進事業

別表の区分の欄の3に掲げる以下の事業を実施するもの

(1) 水利利用調整事業（別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業内容における環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水を示すものとし、その内容は、次に掲げるとおりとする。なお、次に掲げる(イ)及び(ウ)にあっては、(ア)と併せて一体的に実施するものとする。

ア 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備

- (ア) 用水の需要調査
- (イ) 試験通水等による協議、操作管理等調整
- (ウ) 用水の適正配水に係る分水施設、用水路等整備
- (エ) 冬期湛水に資する水管理施設、用水路等整備

イ 農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備

- (ア) 浄化水路整備
- (イ) 曝気施設等の浄化施設整備

ウ 用水の利活用に必要な施設整備

- (ア) 環境との調和に配慮した水路整備
- (イ) 生物生態系に配慮した水路ワンド等整備
- (ウ) その他用水の利活用に必要な施設整備

(2) 水利用高度化推進事業（別表の区分の欄の 3 の事業種類の (2) に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 地域用水機能増進計画の策定

地域用水機能増進計画は、次に掲げる事項について別記様式第 6 号により作成するものとする。

- (ア) 地域の概要
- (イ) 地域用水機能を増進させるための配水計画、維持管理計画
- (ウ) 関係機関との連絡調整や啓蒙普及活動等の内容を定めた地域用水機能増進支援体制整備計画
- (エ) 地域用水機能増進支援活動計画

イ 地域用水機能増進支援活動

事業内容は、地域用水対策協議会の運営、地域用水機能増進情報整備、関係機関との連絡調整、事業推進活動等とする。

ウ 地域用水機能増進活動

事業内容は、地域用水機能の増進のために行う配水操作、維持管理、水質管理等とする。

エ ウを補完する施設等の改修整備

事業内容は、チェックゲートの設置、農業用排水施設の補修その他地域用水機能の増進に必要な施設等の改修整備とする。

(3) 施設計画策定事業（別表の区分の欄の 3 の事業種類の欄の (3) に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 実施計画策定

農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。

イ 水管理方法の技術的検討

ウ 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び、魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成

エ その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等

(4) 管理省力化施設整備事業（別表の区分の欄の 3 の事業種類の (4) に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備

(5) 機能保全計画策定事業（別表の区分の欄の 3 の事業種類の (5) に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 農業用排水施設等に関する機能保全計画を策定する（機能保全計画の策定に

必要な当該施設の機能診断を含む。）。機能保全計画は次に掲げる事項について別記様式第9号により作成するものとする。

(ア) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

(イ) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

(ウ) 劣化原因究明のための構造物の監視

(エ) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

イ 事業実施主体が都道府県である場合は、策定された機能保全計画内容に関する情報の集約の推進を図るとともに、当該情報が国営土地改良事業によって造成された施設又はこれと一連の管理体系下にある施設に係るものについては、地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。）に情報提供を行うものとする。

第3 事業実施主体

農業水利施設保全合理化事業の事業実施主体は、次に定めるとおりとする。

- 1 農業水利施設等整備事業の事業実施主体は、2から5に定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区とする。
- 3 調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 中心経営体農地集積促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 水利用再編促進事業の事業実施主体は都道府県、市町村、土地改良区、その他都道府県知事が適当と認める者とする。

第4 事業の実施要件

農業水利施設保全合理化事業に係る要綱第2の2の(2)の③の農村振興局長が別に定める実施要件とは、実施要綱に基づき平成30年度以前に採択され事業に着手していることとする。

第5 計画の作成

農業水利施設保全合理化事業に係る別紙2の第5の別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1 農業水利施設等整備事業及び農地集積促進事業

都道府県知事は、事業を実施しようとするときは、別記様式第1号により集積施設整備計画を作成するものとする。

2 水利用再編促進事業

(1) 事業実施主体は、水利用調整事業を実施しようとするときは、水利用調整事業計画及び事業計画概要書を作成するものとする。水利用調整事業計画は別記様式第2

号、事業計画概要書は別記様式第3号によるものとする。

- (2) 事業実施主体は、水利用高度化推進事業を実施しようとするときは、水利用高度化推進事業計画及び地域用水機能増進基本計画を作成するものとする。水利用高度化推進事業計画は別記様式第4号、地域用水機能増進基本計画は別記様式第5号によるものとする。
- (3) 事業実施主体は、施設計画策定事業を実施しようとするときは、施設計画策定事業計画を作成するものとする。施設計画策定事業計画は別記様式第7号によるものとする。
- (4) 事業実施主体は、管理省力化施設整備事業を実施しようとするときは、管理省力化施設整備事業計画を作成するものとする。管理省力化施設整備事業計画は別記様式第8号によるものとする。

第6 計画の変更

農業水利施設保全合理化事業に係る別紙2の第4の別に定める計画及び変更とは、物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の30パーセント以上の増減(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)に該当する場合は第5の計画の変更を行うものとする。

第7 事業達成状況の報告

農業水利施設保全合理化事業に係る別紙2の第5の別に定めるところとは、次に定めるところとする。

- 1 農業水利施設等整備事業の達成状況の報告は、集積施設整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第10号により行うものとする。
- 2 水利用調整事業の達成状況の報告は、事業実施年度の次年度の6月末日までに、別記様式第11号により行うものとする。
- 3 水利用高度化推進事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第12号により行うものとする。
- 4 施設計画策定事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第13号により行うものとする。
- 5 管理省力化施設整備事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第14号により行うものとする。
- 6 機能保全計画策定事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第15号により行うものとする。

第8 助成

- 1 指導事業の助成は、農業水利施設等整備事業の開始年度から集積施設整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。
- 2 調査・調整事業の助成は、3の限度額の範囲内において、農業水利施設等整備事業の開始年度から集積施設整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

- 3 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次に掲げる基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。
 - (1) 60 ヘクタール未満の場合にあつては、1,500 千円
 - (2) 60 ヘクタール以上 200 ヘクタール未満の場合にあつては、2,000 千円
 - (3) 200 ヘクタール以上の場合にあつては、4,000 千円
- 4 中心経営体農地集積促進事業の助成は、農業水利施設等整備事業の開始年度から集積施設整備計画に定める目標年度の翌々年度までにおいて行うものとする。
- 5 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は、農業水利施設等整備事業の総事業費に次に掲げる助成割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 中心経営体農地集積率が 35%以上 45%未満の場合にあつては、0.035
 - (2) 中心経営体農地集積率が 45%以上 55%未満の場合にあつては、0.045
 - (3) 中心経営体農地集積率が 55%以上 65%未満の場合にあつては、0.055
 - (4) 中心経営体農地集積率が 65%以上 75%未満の場合にあつては、0.065
 - (5) 中心経営体農地集積率が 75%以上の場合にあつては、0.075
- 6 耕地利用高度化推進事業の助成は、農業水利施設等整備事業の総事業費の 2%に相当する額の範囲内において、農業水利施設等整備事業の開始年度の翌年度から集積施設整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

第9 その他

- 1 別表の区分1の事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 2 1に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は1の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別表

区分	事業種類	事業内容
1 農業水利施設等整備事業	(1) 用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠、補助暗渠若しくは補水渠の新設若しくは変更又は心土破砕
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等
	(4) 区画整理事業	農用地の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業
2 農地集積促進事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業	土地利用調整及び農用地の集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動
	(2) 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第 2 の 1 に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記 1 の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記 1 に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。）への農用地の集積に向けた促進支援
	(3) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動等
3 水利用再編促進事業	(1) 水利用調整事業	水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等
	(2) 水利用高度化推進事業	地域用水機能等を維持・増進する活動支援等
	(3) 施設計画策定事業	整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等
	(4) 管理省力化施設整備事業	水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備
	(5) 機能保全計画策定事業	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該

		施設の機能を保全するために必要な対策方法等を 定めた計画の策定
--	--	------------------------------------

(別記様式第 1 号)

農用地利用集積促進用排水施設整備計画

1 地区の現況

都道府 県名		地区名		受益面積		所在地								
地 土 形 壤 ・ 地 気 質 象														
地域農 業概 要	農業経営体数		個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計		平均農家所得 (平成 年)			
											農業所得	千円		
	1 戸当たり平均耕地 面積 (ha)		水田		普通畑		樹園地		その他		計		農外所得	千円
													計	千円
	主要 作物 作付 面積	作物名										延作付面積 (ha)		土地利用 率 (%)
		作付面積 (ha)												
		単位収量 (kg/10a)												
地域指定等														

2 課題及び整備方針

関連基幹事業の 概要	事業実施主体	事業実施期間	事業内容	総事業費
地域農業の 現状と課題				
農用地の 集積目標等	利用集積率 ○○%→○○% 集積団地要件の定義：○ha 以上			
地域農業の振興 方向と整備方針				

3 生産基盤整備事業の概要

区 分		整備内容					備 考
事業名							
区 分		面 積 (ha)					備 考
事業名		田	普通畑	樹園地	その他	計	

4 担い手への農用地集積計画

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積 (ha) C	担い手の使用収益権 面積 (ha) D	担い手の基幹３作 業受託面積 (ha) E	農用地面積に占める 担い手の利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：集積施設整備計画等目標年度

5 担い手別農用地集積方法

[illegible]

6 農地集積促進事業の概要

運用別表の区分の欄 の2の事業種類の欄 の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注1：別表の区分の欄の2の農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「別表の区分の欄の2の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合は各々について記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

7 中心経営体への農地集積計画

区 分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の利用集積面積 (ha) B	中心経営体の利用集積面積 (ha)			中心経営体 集積率(%) B/A	助成割合 (%)
			中心経営体の 所有面積 (ha) C	中心経営体の 使用収益権面 積(ha) D	中心経営体の 基幹3作業受 託面積(ha) E		
事業実施前 (○年度)							
整備事業完了時 (○年度)							
要件達成確認時 (○年度)							
目標年度 (○年度)							

注1：別表の区分の欄の2の(2)中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：複数の中心経営体に集積する場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

(別記様式第2号)

水利用調整事業計画

第1章 地域と農業水利施設等の概要

第1節 地域の地勢及び社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、観光、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要等を記載する。

事業計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生生物その他の生態系等の状況等を記載する。

第2節 地域の営農状況

地域の営農特性、農家戸数及びその経営規模、今後の営農形態の変化及び農家の見通し等を記載する。

第3節 農業水利施設等の概要及び現状

事業計画の対象区域及びその周辺地域の農業水利施設の位置、概要、築造年、経緯、管理者及び財産権者、土砂やゴミ等の堆積状況、維持管理作業の内容とその費用等を記載する。

事業計画の対象区域及びその周辺地域における実施中の土地改良事業等の状況、既得農業用水利権の概要、農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方（農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事等）等を記載する。

第2章 事業の基本方針

第1節 地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的な施策等の概要を記載する。

第2節 地域における水環境の役割

事業対象とする農業水利施設の役割、第1節における整備計画区域及び整備する施設等の位置づけ、水環境整備に期待されている機能、役割、整備の緊急性等を記載する。

第3節 整備の基本方針

用水の取得・再生にかかる調査、調整及び施設整備の目的、必要性、整備計画区域の範囲、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、各ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

第3章 事業計画の内容

第1節 事業実施主体

本事業の事業実施主体及び事業に隣接又は関連して実施する事業（以下「関連事業」という。）の事業実施主体を記載する。

第2節 事業の内容

本事業及び関連事業で整備する施設の概要、実施区分等を記載する。

第3節 費用の総額及びその内容

本事業及び関連事業に要する費用の総額及びその内訳等を記載する。

第4節 費用の負担方法

本事業及び関連事業に要する費用の負担方法について記載する。

第5節 施設等の予定管理方法

本事業及び関連事業で造成された施設の予定管理者及び予定管理方法、維持管理に要する費用の負担方法、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担等について記載する。

第6節 事業構想図等

現況図、事業構想図、事業区分図、代表的な部分のイメージ図等を添付する。

(別記様式第3号)

水利用調整事業計画概要書

都道府県名	地 区 名	関係市町村	事業実施主体	事業概要										
水系河川名					工 期				総事業費	千円				
現況土地改良施設の整備状況	事業名					取得・再生する用水(想定)	目的							
	事業主体						水利権者							
	工 期						水利施設							
	受益面積(ha)	水 田	畑	樹園地	その他		計	施設財産所有者						
								施設管理者						
	受益戸数						その他事項(通水量、期間等)							
	農用水利施設	施設名		数 量	財産者	管理者	諸元	負 担 区 分 (千円)						
								区分		国費	県費	市町村	その他	計
								用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備						
	既得水利権	水利権者					農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備							
		水利施設					用水の利活用に必要な施設整備							
		許可期間					計							
		最大通水量(m³/s)												
		水利権調整状況					施設整備内容	施設名	数 量	事業費(千円)	諸 元 等			
図 面 等		1. 計画位置図 2. 一般計画平図 3. 計画用排水系統図												

注：水利用調整事業計画概要書と併せて、下記のア、イに該当する書類を添付するものとする。

ア 環境用水、冬期湛水用水の取得にあつては、田園環境整備マスタープラン又はそれと同等と認められる計画

イ 消流雪用水の取得にあつては、地方公共団体が定める除雪計画

(別記様式第4号) 水利用高度化推進事業計画

		農政局名		都道府県名	
土地改良区名	所在地		受益面積	関係市町村名	
現況の地域用水機能の概要					
目標とする地域用水機能の概要					
事業内容	①地域用水機能増進計画策定				
	②地域用水機能増進支援活動				
	③地域用水機能増進活動				
	④施設等の補修整備				
備考					

(別記様式第5号)

		地 区 名	地区
		作成年月	年 月

地域用水機能増進基本計画

〇〇地区

令和 年 月

〇〇県〇〇土地改良区（市町村）

＜地域用水機能増進基本計画 目次＞

- 1 地区概要表
- 2 地域の所在及び現況
 - (1) 所在地
 - (2) 地域の概要
 - ①地域の地勢及び社会条件
 - ②市町村等における地域開発等の方向
 - (3) 農業用水の成立過程
 - ①農業用水の歴史的経緯
 - ②整備状況
 - (4) 現況の地域用水機能
 - ①地域用水機能の概要
 - ②施設タイプごとの地域用水機能の概況
 - ③管理体制
 - (4) 水質管理
 - ①基本的考え方
 - ②水質管理計画
 - (5) 目標とする管理体制
 - (6) 支援体制の確立
 - ①地域用水対策協議会
 - ②地域用水機能の啓蒙普及の考え方
 - ③支援組織の考え方
 - ④その他
- 3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
 - (1) 基本方針
 - (2) 高度化する機能ごとの基本的考え方
- 4 施設の整備及び維持管理等の方策
 - (1) 施設の整備計画
 - (2) 配水操作計画
 - ①基本的考え方
 - ②配水操作計画
 - (3) 施設の維持管理
 - ①基本的考え方
 - ②維持管理計画
- 5 事業実施計画
 - (1) 事業実施計画
 - (2) 指標等
 - ①地域用水機能存在指標（現況）
 - ②地域用水機能増進指標（現況及び計画）
- 6 関連事業
- 7 添付図面
 - (1) 地域用水環境整備現況図
 - (2) 地域用水機能増進構想図
 - (3) 地域用水機能効果算定図（現況）
 - (4) 地域用水機能効果算定図（計画）

都道府県名				地区名				地域用水機能の活性化のための方策	地域用水機能	現況		
関係市町村名									地域用水機能	目標		
地域の概要	地理的条件								施設整備			
	農業状況											
計画対象面積		全体	水田	畑	その他農用地	農用地以外	備考		配水操作			
		ha	ha	ha	ha	ha						
人口・戸数		総人口		農家人口		総戸数	農家戸数		維持管理			
		実数										
		構成比										
農業基盤整備状況									機能の増進	存在要件		
								増進効果				

2 地域の所在及び現況

(1) 所在地

都道府県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

①地域の地勢及び社会条件

②市町村等における地域開発等の方向

(3) 農業用水の成立過程

①農業用水の歴史的経緯

②整備状況

事業名	工期	受益面積	整備内容

(4) 現況の地域用水機能

①地域用水機能の概要

②施設タイプ毎の地域用水機能の概況

- 1) 景観 ・ 生態系保全機能または親水機能を有する施設
- 2) 流雪用水機能を有する施設
- 3) 防火用水機能を有する施設
- 4) 生活用水機能を有する施設

施 設	施設の状況		機能の状況				管理の状況		備 考
	施設構造	状況	アクセス	水路 状況	水位 変動	水質	管理者	状 況	

③管理体制

3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

(1) 基本方針

(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方

機 能	基本的考え方	施設整備の考え方	配水管理の考え方
生活用水機能 防火用水機能 景観保全機能 生態系保全機能 流雪用水機能			

4 施設の整備及び維持管理等の方策

(1) 施設の整備計画

施設タイプ	機能の類別	機能の増進目標		整備する施設の概要		予定管理者	備 考
		現 況	目 標	構 造	数 量		

(2) 配水操作計画

①基本的考え方

区 分	配 水 体 制	配 水 操 作
平 水 年		
渇 水 年		

②配水操作計画

②配水操作計画								
施設タイプ	機能の類別	機能の増進目標		配 水 操 作 の 概 要			配水管理者	備 考
		現 況	目 標	施設の概要	操 作 内 容			
					平 水 年	渇 水 年		

(3) 施設の維持管理

①基本的考え方

--

②維持管理計画

施設タイプ	機能の類別	機能の増進目標		維 持 管 理 計 画		維持管理者	備 考
		現 況	目 標	施設の概要	管理内容		

(4) 水質管理

①基本的考え方

--

②水質管理計画

施 設	機能の増進目標		水 質 管 理 計 画		水質管理者	備 考
	現 況	目 標	施設の概要	管理内容		

(5) 目標とする管理体制

--

(6) 支援体制の確立

①地域用水対策協議会

--

②地域用水機能の啓蒙普及の考え方

--

6 関連事業

7 添付図面

- (1) 地域用水環境整備現況図
- (2) 地域用水機能増進構想図
- (3) 地域用水機能効果算定図（現況）
- (4) 地域用水機能効果算定図（計画）

(別記様式第6号)

		地区名	地区
		作成年月	年 月

地域用水機能増進計画
〇〇地区

令和 年 月

〇〇県〇〇土地改良区(市町村)

<地域用水機能増進計画 目次>

- 1 地域の概要
- (1) 関係市町村

(2) 地域の概要

(3) 地域用水機能の現況
- 2 地域用水機能を増進させるための活動計画
- (1) 農業用水節水計画

(2) 地域用水配水計画

(3) 地域用水管理計画

①施設維持管理

②水質管理計画
- 3 地域用水増進支援体制整備計画
- (1) 地域用水対策協議会

①連絡調整

②啓蒙普及

(2) 活動支援
- 4 その他

地域用水機能増進計画

1 地域の概要

(1) 関係市町村

--

(2) 地域の概要

--

(3) 地域用水機能の現況

--

2 地域用水機能を増進させるための活動計画

(1) 農業用水節水計画

--

(2) 地域用水配水計画

①基本的考え方

区 分	配 水 体 制	配 水 操 作
平水年		
渇水年		

②配水操作計画

整理 番号	機能の 類別	機能の増進目標		配 水 施設の概要	操 作 計 画		配水管理者
		現 況	目 標		操作内容		
					平水年	渇水年	

③配水操作体制

平 水 年	渇 水 年

(3) 地域用水管理計画

①施設維持管理

ア．基本的な考え方

--

イ．施設維持管理計画

整理 番号	機能の 類別	機能の増進目標		維持管理計画		維持管理 者
		現 況	目 標	施設の概要	管理内容	

ウ．管理体制

②水質管理計画

3 地域用水機能増進体制

(1) 地域用水対策協議会

①組織構成

②連絡調整活動

③支援活動

④その他

(2) 活動支援

4 その他

(別記様式第 7 号)

施設計画策定事業計画

地区名		県名		計画主体		備考
所在地		工期				※注 3
調査目的						
調査概要	※注 1					
地域等の状況	※注 2					
事業内容及び費用負担	事業内容	数量	費用負担 (千円)			
			国費	県費	市町村費	計

※注 1) 第 2 の 3 の (3) のウについては、実施する項目毎について記載するとともに、魚道の概略設計、協議会、啓蒙普及等を行う場合はその内容についても記載する。

※注 2) 第 2 の 3 の (3) のウについては、対象となる河川や農業水利施設の状況やその規模、また魚道に関する河川管理者等からの要請がある場合はその内容も記載する。

※注 3) 第 2 の 3 の (3) のア～エの番号を記載する。

(別記様式第 8 号)

管理省力化施設整備事業計画

地区名	事業実施主体	関係都道府県 関係市町村	工期
農用地の集積方針			
事業の必要性			
事業の内容			事業費（千円）
全 体 額（千円）			
備 考			

(別記様式第9号)

		地区名	地区
機能保全計画			
令和 年 月			
〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇村			

<機能保全計画 目次>

1. 施設現況調書
 - (1) 事業の状況
 - ①完了地区、②実施中の地区
 - (2) 施設管理状況及び課題
2. 施設機能診断
 - (1) 施設機能診断調査
 - (2) 施設機能診断評価
3. 対策工事
 - (1) 対策工法
 - (2) 対策時期
 - (3) 機能保全コスト算定
 - (4) 施設機能監視計画

(別記様式第 10 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

農業水利施設等整備事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 整備事業の実施状況

地区名	関係市町村 名及び土地 改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工年 度	完了年 度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注 1 : 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、農地集積促進事業及び農山漁村地域振興交付金等の名称を記入する。

(2) 農地集積促進事業の実施状況

事業名	事業実施主 体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注 1 : 農地集積促進事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注 2 : 「事業名」は、運用別表の区分の欄の 2 の事業種類の欄の事業名を記入する。

注 3 : 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 担い手への農用地集積の実績

区 分	農用地面積	担い手の				農用地面積に占める
	(ha)	利用集積面積	担い手の所有面積	担い手の使用収益	担い手の基幹３作	担い手の利用集積率
	A	(ha)	(ha)	権面積	業受託面積	(%)
		B=C+D+E	C	(ha) D	(ha) E	B/A
事業実施 前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで						

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：集積施設整備計画等目標年度

(2) 担い手別農用地集積方法

[illegible]

(3) 中心経営体への農地集積の実績

区分	農用地面 積 (ha) A	中心経営体の利 用集積面積 (ha)				中心経営体集積 率 (%) B/A	助成割合 (%)
		B=C+D+E	中心経営体の 所有面積 (ha) C	中心経営体の 使用収益権面 積 (ha) D	中心経営体の 基幹 3 作業受 託面積 (ha) E		
事業実施前							
計画	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで							

上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 集積施設整備計画等目標年度

注 1 : 中心経営体農地集積促進事業を実施している場合のみ記入し実施しない場合は斜線を引く。

注 2 : 複数の中心経営体を育成している場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

(別記様式第 11 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

令和〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業実施内容及び水利用調整事業計画の変更事項
3. 用水の水利使用に係る調整状況
4. 事業収支決算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備に係る経費				
農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備に係る経費				
用水の利活用に必要な施設整備に係る経費				
計				

(別記様式第 12 号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

〇〇土地改良区理事長 名
〇〇 市 町 村 長 名

水利用高度化推進事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名

2. 地域用水機能増進割合の達成状況

	当初	計画	現況	達成率
地域用水機能増進割合 (%)				

3. 諸活動等実施状況の概要

活動項目	活 動 内 容	備 考

(別記様式第 13 号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都 道 府 県 知 事 名
市 町 村 長 名
土地改良区理事長 名



施設計画策定事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名

2. 事業達成状況の概要

事業の種類	実 施 結 果	備 考

※調査範囲に変更があった際は、位置図を添付すること。

(別記様式第 14 号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都 道 府 県 知 事 名
市 町 村 長 名
土地改良区理事長 名



管理省力化施設整備事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名

2. 事業達成状況の概要

事業の内容	実 施 結 果	備 考

(別記様式第 15 号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)
農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都 道 府 県 知 事 名
市 町 村 長 名
土地改良区理事長 名

機能保全計画策定事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 地区名 〇〇地区

2. 機能保全計画策定施設調書

(施設一覧※¹)

施設名	造成年度	種類※ ²	規模※ ³	水路延長※ ⁴	管理主体	備考

※ 1 : 必要に応じて項目数を増減させること

※ 2 : 種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

※ 3 : 規模とは、貯水池は貯水量(千 m^3)、頭首工は取水量(m^3/s)、用水機及び排水機は揚水量(m^3/s)、樋門及び水路は通水量(m^3/s)

※ 4 : 水路延長とは、水路の場合は延長(k m)、水路以外は空欄

(施設数計)

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						k m		k m

運用 4（広域農業用水適正管理対策事業）

第 1 事業の内容

広域農業用水適正管理対策事業の事業内容は、次の 1 及び 2 に該当する農業水利施設の撤去を行うものとする。

- 1 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの
- 2 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

第 2 事業実施主体

広域農業用水適正管理対策事業に係る別紙 2 の第 4 の別に定める者とは、都道府県、市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認める者とする。

第 3 事業の実施要件

広域農業用水適正管理対策事業に係る要綱第 2 の 3 の(2)の③の農村振興局長が別に定める実施要件とは、次のすべての要件に該当するものであることとする。

- 1 国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第 87 条、同法第 87 条の 2 及び同法第 87 条の 3 のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設。
- 2 次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去
 - (1) 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設
 - (2) 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設

第 4 計画の作成

都道府県知事は、広域農業用水適正管理対策事業の実施に当たっては、事業計画書（別記様式第 1 号）及び事業計画概要書（別記様式第 2 号）（以下この別紙において「事業計画概要書等」という。）を次に定めるところにより作成するものとする。

- 1 事業計画においては、事業目的、事業実施主体、工事計画、費用の総額及びその内容、費用負担の方法その他必要な事項を定めるものとする。
- 2 事業実施主体は、事業計画の作成に当たり必要がある場合は、費用の負担予定者、撤去する施設の所有及びその管理者と協議調整を図るものとする。

第 5 計画の変更

- 1 次に定める変更があった場合は、第 4 の事業計画概要書等を変更するものとする。
 - (1) 工事計画の著しい変更
 - (2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 20% 以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の

事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

- 2 1の変更を行ったときは、別記様式第3号により変更計画報告書を作成するものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、事業実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおりとする。

費 目	工 種	事 業 内 容
工事費	純 工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下この別紙において「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費，材料費，役務費，仮設損料，土地の借料等とする。 ただし，請負施行の場合にあつては，これらの費用のほか，船舶及び機械器具損料，営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	附帯工事費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし，前号に規定する本工事費の内容に相当する経費とする。
	用地費及び補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損害を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
	船舶及び機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶機械器具，車輛（乗用車を除く。）等の購入費，借料，運搬費又は据付，撤去，修理若しくは製作に要する費用とする。
調査設計費	調査設計費	調査及び実施設計に要する経費とする。

第7 国の助成を除いた額の取扱い

本事業は、当該流域の農業用水管理の適正化、水利使用者としての義務の履行、災害の未然防止等のためのものであることから、国の助成を除いた額については、都道府県及び市町村の費用をもって充当するよう、地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。）は、都道府県知事、市町村を指導するものとする。

第8 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別記様式第 1 号

広域農業用水適正管理対策事業計画書

第 1 章 事業目的

事業の目的及び対象とする農業水利施設撤去する必要性について簡潔に記載する。

第 2 章 事業主体

事業を実施する者を記載する。

第 3 章 従前の国営土地改良事業

従前の国営土地改良事業の地区名、事業制度、事業年度及び国庫負担率（基本）について記載する。

第 4 章 施設の撤去状況

従前の国営土地改良事業により撤去する計画であった農業水利施設名及び本事業により撤去する農業水利施設名、施設規模を記載する。

第 5 章 工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

第 6 章 事業の対象とする農業水利施設の利用及び管理状況

事業で撤去する農業水利施設の利用及び管理状況について簡潔に記載するとともに、その施設を残存した場合、農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれがある内容について簡潔に記載する。

第 7 章 河川法等に基づく農業水利施設の用途廃止の義務

農業水利施設の用途廃止を河川管理者から求められている場合は、その内容を簡潔に記載する。

第 8 章 工事に関する河川管理者との協議状況

工事に関して、河川管理者と協議を行っている場合は、その内容について記載する。

第 9 章 総事業費及びその内容

事業に要する費用の総額及び内訳等について記載する。

第 10 章 費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合等について記載する。

第 11 章 予定工期

工事の着手及び完了の予定工期を記載する。

第 12 章 計画図面

1. 位置図（5 万分の 1 地形図）
2. 計画平面図

広域農業用水適正管理対策事業計画概要書

1. 事業概要表

県 名				地 区 名				関係市町村名				予 定 工 期		年度 ～		事業主体									
事（業必要目的）						事 業 の 概 要							事業の対象とする農業水利施設の利用及び管理状況												
従前の国営土地改良事業					従前の国営土地改良事業により撤去する計画であった施設																				
事業制度					全 施 設 数																				
地 区 名																									
事業年度		～			未 撤 去 施 設 数					河川法等に基づく施設の用途廃止の義務							工事に関する河川管理者との協議状況								
国庫負担率（基本）					本事業により撤去する施設数																				
総 事 業 費		負 担 区 分（千円）																							
		国 費		県 費		市 町 村		そ の 他																	

2. 計画概要図

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図

別記様式第3号

事業計画変更手続報告書

番 号

年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

広域農業用水適正管理対策事業〇〇地区の事業計画の変更を、別紙の内容で行つたので報告する。

(別記様式第3号の別紙)

地区名		局 名		所在地	
事業名					
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画確定年月日		〇年までの進捗率変更 事業費ベース)
項 目	現 計 画		変更計画	増△減	備 考
事業費					
工 期					
投資効率					
変更の要旨					
変更項目及び要件	項 目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

運用 5（地域用水環境整備事業）

第 1 事業の内容

地域用水環境整備事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 地域用水環境整備事業（以下「地域用水等事業」という。）

- (1) 水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する以下に掲げる施設の整備を地域用水事業計画に基づき総合的に行うものとする。

ア 親水・景観保全施設整備

親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備

イ 生態系保全施設整備

蜋ブロック、魚巢ブロック、草生水路、魚道等の整備

ウ 地域防災施設整備

地震等の災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての、防火水槽、吸水枡、給水栓及びアクセス施設等の整備

エ 渇水対策施設整備

渇水時に必要となる次に掲げる施設の整備

(ア) 農業排水を再利用するための堰、揚水機、送水管等

(イ) 緊急水源の確保のためのファームポンド、ため池及び簡易井戸等

(ウ) 各水源間で相互に農業用水を融通するための連絡水路等

オ 利用保全整備

造成された施設の適切な利用と保全を図るためのベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、消雪施設、便所、水飲場、休憩所、駐車場、管理道、遊歩道、案内板、照明、安全施設等の整備

カ 地域用水機能増進施設整備

地域用水機能の増進のための施設としての共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等の整備

キ 小水力発電整備

農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電のための施設整備（新設・更新・部分改修）

- (2) 特に必要とする場合にあっては、次の施設の整備を単独で行うことができるものとする。

ア (1)のイに掲げる生態系保全施設のうちの魚道にあって、河川に設置された農業水利施設からの適正な放流量の確保等を目的として都道府県が実施するもの（以下「単独魚道整備」という。）

イ (1)のウに掲げる地域防災施設であって、地震時の災害発生時に消防水利又は生活水利の機能が停止した場合等に地域防災を支援することを目的として実施するもの（以下「単独地域防災施設整備」という。）

ウ (1)のエに掲げる渇水対策施設であって、農業水利施設の渇水時における節水

能力を向上させることにより、地域の渇水調整の円滑化を図ることを目的として実施するもの（以下「単独渇水対策施設整備」という。）

エ (1)のキに掲げる小水力発電施設であって、土地改良施設等の維持管理費の節減及び二酸化炭素の排出削減を図ることを目的として実施するもの（以下「小水力発電整備」という。）

2 歴史的施設保全事業

歴史的な土地改良施設を対象に、当該施設の有する歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該施設の適切な保全・管理のために当該工事と一体的に行う必要のある次に掲げる施設の整備等を行うものとする。

なお、(3)を行う場合は、1地区最大3年間を限度として実施するものとする。

- (1) 当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備
- (2) 管理道及び駐車場の整備
- (3) 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等

第2 事業実施主体

地域用水環境整備事業に係る別紙2の第4の別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

- 1 第1の1の地域用水等事業にあつては、都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事が認める者（ただし、単独魚道整備にあつては都道府県、単独地域防災施設整備及び単独渇水対策施設整備にあつては都府県とする。）
- 2 第1の2の歴史的施設保全事業については、都道府県、市町村、又は土地改良区その他都道府県知事が認める者（ただし、文化財以外を対象とする場合の事業実施主体は、都道府県、市町村とする。）

第3 事業の実施要件

1 地域用水等事業

(1) 次に定める要件を満たすこと。

ア 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。

イ 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。

ウ 総事業費が5千万円以上であること。

エ 第1の1の(1)のカの地域用水機能増進施設整備を行う場合にあつては、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。

(2) 第1の1の(2)に掲げる以下の事業を行う場合にあつては、(1)に定めるところにかかわらず次の要件に該当するものであること。

ア 単独魚道整備

次に掲げるいずれかの施設を対象に行われる施設整備であること。

(ア) 国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設で次のいずれかに該当するもの。

- ① 魚道が未整備又は現に設置されているが魚道の通水能力が小さいために、常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設
 - ② 河川の流水による魚道の損傷若しくは施設下流部の河床低下部等より、魚族の遡上の障害となっている施設又は常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設
 - ③ 水産庁（都道府県の水産部局を含む。）、河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設
- (イ) 取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼす恐れのある都道府県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設として次に定める要件を満たすこと。
- ① (ア)のいずれかに該当するもの。
 - ② 1級河川又は2級河川に設置された農業水利施設のうち、河川を横断する大規模な工作物で当該施設の取水能力が $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 以上の施設。
- (ウ) 前後一連の区間の魚道が整備され、又は整備が予定されている農業水利施設で、当該施設の魚道が整備されていないため、魚類の遡上の障害となっていることが明らかであるもの。

イ 単独地域防災施設整備

- (ア) 地域防災の観点から実効性が高く、地域防災事業を実施することが適当と認められるものとして次のいずれかに該当するとともに、整備しようとする施設につき、消防関係部局との調整を行い、また消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に照らした結果、整備することが適当であると認められること。
- ① 第4の1の(1)のウの地域防災整備事業計画が、地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条により作成される都道府県地域防災計画及び第42条により作成される市町村地域防災計画）を踏まえたものであること。
 - ② 整備しようとする施設が、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条により作成される計画）において定められ、又は定められる見込みであること。
- (イ) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- (ウ) 総事業費が3千万円以上であること。

ウ 単独渇水対策施設整備

- (ア) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- (イ) 総事業費が3千万円以上であること。
- (ウ) 近年、渇水に伴う取水制限が行われている地域として、次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。
- ① 直近10年間に於いて、当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により、一定期間の取水量の減量等を行ったことがあること。
 - ② 直近10年間に於いて、他種利水者等関係機関からの申し入れ等を踏まえ、渇水調整に係る活動を行ったことがあること。

エ 小水力発電整備

次に定める要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備であること。

(7) 施設整備

- ① 土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれるものとして、以下に該当すること。

次に掲げる施設（以下「電力供給対象施設」という。）を対象に電力を供給する小水力発電施設であること。

- (a) 土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設（発電事業主体が土地改良区である場合は当該土地改良区が管理する施設に限る。）
(b) 農業農村振興に資する公的施設（発電事業主体が都道府県及び市町村の場合に限る。）

- ② 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。

- ③ 整備する施設の費用が以下を満足すること。

$$[\text{建設費} \times \text{発電事業者費用負担率}] \div [\text{年間売電収入} - \text{年間維持管理費}] \leq \text{総合耐用年数} \times 1 / 2$$

2 歴史的施設保全事業

次に定める要件を満たすこと。

- (1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 109 条第 1 項又は第 182 条第 2 項の規定に基づき文化財として指定され若しくは登録され、又は指定され若しくは登録されることが確実と認められる土地改良施設又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条第 8 項に基づき認定された歴史的風致維持向上計画に位置付けられた土地改良施設であること。
(2) 当該施設の支配面積又は一連の群として関連性を持つ複数の施設の支配面積の合計が 20 ヘクタール以上であること。
(3) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
(4) 総事業費が 3 千万円（ため池にあっては 8 百万円）以上であること。

第 4 計画の作成

地域用水環境整備事業の実施に当たって、次に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成するものとする。

1 地域用水等事業

- (1) 事業実施主体となる者は、事業を早急に実施することが適当と認められる区域を対象として、地域用水環境整備事業計画概要書（別記様式第 1 号）及び次の事業計画（以下この別紙において「地域用水等事業計画」という。）を作成するものとする。

ア 第 1 の 1 の(1)に掲げる事業を実施する場合にあっては、地域用水事業計画（別記様式第 2 号）を作成するものとする。

イ 単独魚道整備を実施する場合にあっては、魚道整備事業計画（別記様式第 5 号）

を作成するものとする。

ウ 単独地域防災施設整備を実施する場合にあっては、地域防災施設整備事業計画（別記様式第3号）を作成するものとする。

エ 単独渇水対策施設整備を実施する場合にあっては、渇水対策施設整備事業計画（別記様式第4号）を作成するものとする。

（単独魚道整備を実施する場合にあっては、魚道整備事業計画（別記様式第5号）

オ 小水力発電整備を実施する場合にあっては、小水力発電整備事業計画（別記様式第6号）を作成するものとする。

(2) 地域用水等事業計画においては、事業の目的、事業計画区域、事業実施主体、工事計画、費用の総額及びその内容、費用負担の方法、施設の予定管理者及び予定管理方法その他必要な事項を定めるものとする。

(3) 地域用水等事業計画の作成に当たり必要がある場合は、費用の負担予定者、現況施設の所有者及び管理者、施設の予定管理者、関係行政機関等と調整を図るものとする。

2 歴史的施設保全事業

(1) 歴史的施設保全事業計画は、事業を実施することが適当と認められる区域を対象として、事業実施主体が作成するものとする。

(2) 歴史的施設保全事業計画においては、事業の目的、施設の所在及び現況、工事計画、費用の総額及びその内訳、施設の予定管理者及び予定管理方法、施設の予定公開方法、関連事業その他必要な事項を定めるものとする。

(3) 歴史的施設保全事業計画の様式は、別記様式第7号とする。

第5 計画の変更

1 次に定める変更があった場合は、第4の計画の変更を行うものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業計画区域の著しい変更

(3) 物価又は労賃の変動によるものを除く総事業費の30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

2 都道府県知事は、1の変更を行ったときは、別紙2の第6の3にかかわらず、別記様式第8号により変更計画報告書を作成するものとする。

第6 国の助成を除いた額の取扱い

本事業は、農業用水及び農業水利施設が有する景観・生態系保全、親水、防火、水質浄化などの地域用水機能の維持増進に資する施設及び二酸化炭素の排出削減に資するための小水力発電施設の整備を通じ、農村地域の生活空間の質的向上及び低炭素社会づくりの促進を図るものであり、その効用は地域全体に広く及ぶことから、国の助成を除いた額については、当該都道府県等の費用をもって充当し、農業者等の負担とならないよう地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあって

は地方農政局長をいう。)は都道府県知事に要請するものとする。

第7 小水力発電施設の管理運営の取扱い

本事業で整備した小水力発電施設の管理運営については、次のとおり取り扱うものとする。

1 国庫への納付

小水力発電施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入（別紙2第9の調整を除いた額）が、必要電力の買電に係る費用、発電施設の運営経費、土地改良施設の維持管理費、土地改良施設の更新費及び再生可能エネルギー施設の建設費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。

2 小水力発電施設の管理者の報告

小水力発電施設の管理者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項に基づく認定を受けたとき、電気事業者との電力供給契約を締結したときは、直ちに次に掲げる資料を都道府県知事を経由して、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）に提出するものとする。

ア 再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し

イ 電気事業者との電力供給契約書の写し

ウ 小水力発電施設に関する収支計算書（別記様式第9号）

第8 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。